

**美浦村高齢者福祉計画
及び第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)**

令和6年3月
美浦村

あいさつ

超高齢社会といわれる我が国では、65歳未満の生産年齢人口、年少人口の減少により総人口が減少するなかで、65歳以上の高齢化率が上昇しています。

本村におきましても、高齢者数は年々増加しており、令和5年10月には高齢化率が32.3%となっています。

高齢化率は、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年(2025年)には33.3%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には38.3%に達する見込みであり、高齢世帯の増加により新たな課題がますます増えることが予想されます。

このような状況のなか、これまでの福祉の制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が重視されています。

また、複雑化した問題に対する相談支援の充実や、地域の特性に応じた認知症施策の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化が求められています。

第9期となる本計画では、これまでの取組を更に充実させ、医療、介護、介護予防、福祉、生活支援、住まいが連携する「地域包括ケアシステム」を一層深化させるとともに、包括的な相談支援体制を充実させた計画としております。

計画の基本理念である「地域で支え合う健康で安心して暮らせる村づくり」に向け、国・県・村が一体となって、地域の医療・保健・福祉の関係者、介護事業者の皆様と十分に連携を図りながら、一つ一つの施策にしっかりと取り組んでまいります。

今後とも、本計画に基づき村民の皆様が住み慣れた地域で、安心して生活を送れるよう取組を進めてまいりますので、村民の皆様方のご理解とご協力をお願いします。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見や各種調査へのご協力をいただきました村民の皆様をはじめ、様々な視点から熱心にご審議くださいました美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員及び関係各位に、心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月



美浦村長 中島 栄

目次

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の背景.....2
- 第2節 国の基本指針のポイント.....3

第2章 計画策定の基本事項

- 第1節 計画の位置付けと法的根拠.....4
- 第2節 計画の策定方法.....6
- 第3節 推進体制の確保.....7

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

- 第1節 高齢者に係る実績と推計.....8
- 第2節 要介護認定・給付の実績と推計.....10
- 第3節 ニーズ調査結果等の概要.....12
- 第4節 高齢者福祉・介護保険事業の方向性.....32

第4章 基本理念及び施策の展開

- 第1節 基本理念と日常生活圏域.....35
- 第2節 基本目標及び施策の体系.....39

〈各論1〉

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- 施策1 福祉サービスの充実.....44
- 施策2 住環境の整備.....50
- 施策3 生活環境の整備.....51
- 施策4 安全対策の推進.....52
- 施策5 見守り体制の確立.....54

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

- 施策1 生涯学習の充実.....57
- 施策2 生涯スポーツの充実.....61
- 施策3 多様な働き方の支援.....63
- 施策4 世代間交流の推進.....64
- 施策5 社会参加の促進.....65

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

施策1 介護予防・日常生活支援総合事業.....	67
施策2 包括的支援事業.....	73
施策3 任意事業.....	84

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策1 介護等給付サービスの充実.....	88
施策2 介護保険制度のよりよい運営.....	88

〈各論2〉

第1章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅（介護予防）サービス.....	90
第2節 地域密着型（介護予防）サービス.....	95
第3節 施設サービス.....	98

第2章 第9期介護保険事業の見通し

第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー.....	99
第2節 介護保険サービス等の見込み量.....	100
第3節 第1号被保険者の介護保険料.....	106

第3章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 基盤整備の方針.....	110
第2節 介護給付適正化の方針.....	111
第3節 円滑な事業運営の推進支援.....	112
第4節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化.....	115

〈資料〉

第1章 策定に係る資料

第1節 委員会に係る資料.....	120
-------------------	-----

〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって……………	2
第2章	計画策定の基本事項……………	4
第3章	高齢者を取り巻く現況と課題……………	8
第4章	基本理念及び施策の展開……………	35

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから23年が経過し、全国でも介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

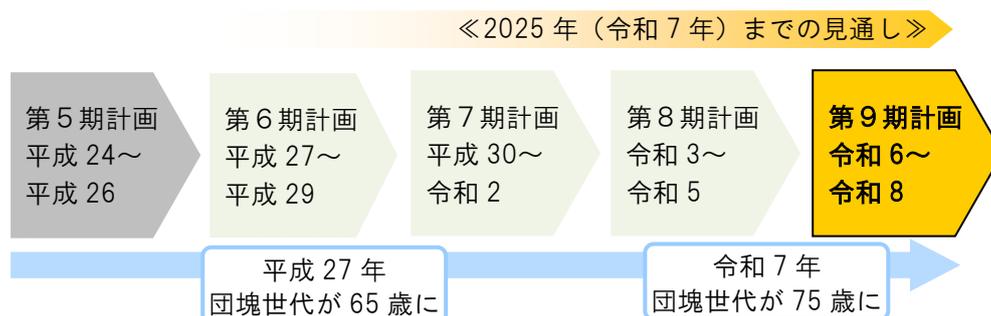
今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、総人口及び現役世代人口が減少するなかで、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、高齢者福祉・介護保険制度を支える人的基盤の確保が課題となります。

第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

今後、高齢化が一層進むなかで、地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。また、令和22(2040)年を見据えて、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化を進めていく必要があります。

第9期計画では、地域包括ケアシステムの構築を目指した令和7(2025)年を迎えるとともに、現役世代が急減する令和22(2040)年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業に係る具体的な内容について計画に位置付けていきます。



第2節 国の基本指針のポイント

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることとなります。
- また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となります。

《見直しの主なポイント》

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。
- ・介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

出典：厚生労働省

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

(1)根拠法令等

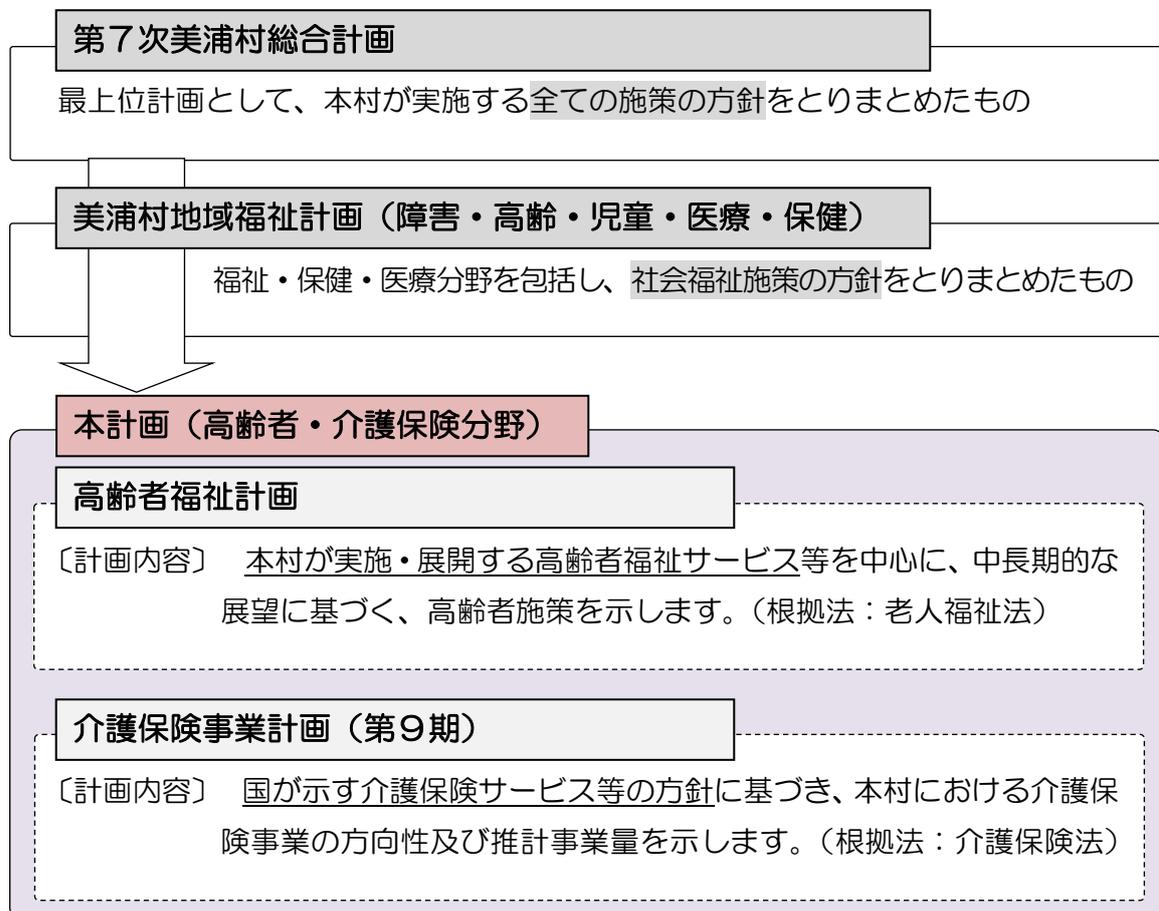
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

(2)関連計画との位置づけ

美浦村の高齢者の保健福祉に関する総合的計画として、本村の特性を踏まえるとともに、上位計画である「第7次美浦村総合計画」と整合性を図り策定する計画です。

また、本村の福祉分野の上位計画である地域福祉計画をはじめ、障がい者計画・障がい福祉計画等の関連計画と関係性を保持するものとします。

さらに、茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画である「いばらき高齢者プラン21」や茨城県保健医療計画、茨城県ケアラー支援推進計画との整合性を図ります。



(3) 認知症施策の総合的な取組を含めた策定

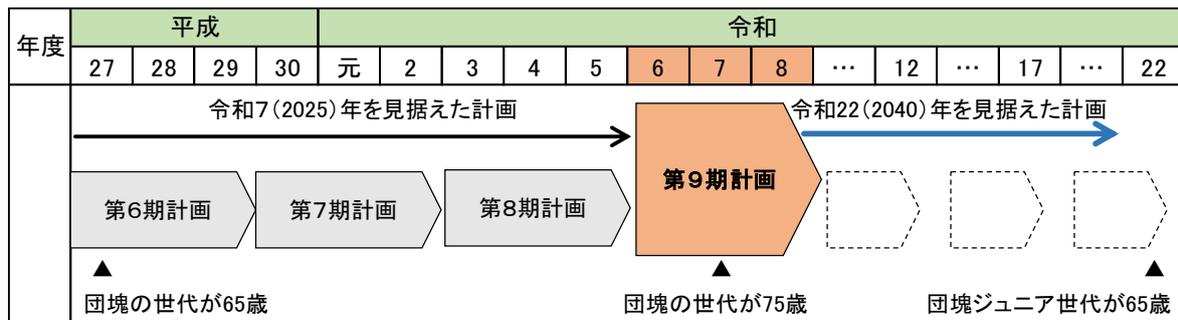
認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立しました。この法律では、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。本計画は、認知症施策の総合的な取組を踏まえて策定します。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年、現役世代が急減する令和22(2040)年を見据えて、今後も3年ごとに見直し・改善を図る予定です。

■計画の期間



第2節 計画の策定方法

(1)策定の体制

庁内において関係各課との高齢者・介護保険施策の調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、福祉介護課においては現行計画における事業等の実績状況を調査しました。また、次のとおり、外部有識者による施策・事業等の調整を行いました。

▶ **美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(素案の審議)**

諮問機関として、本計画の策定にあたり、学識経験のある者、高齢者の保健福祉事業又は活動に携わる者で構成することとし、審議会を開催しました。

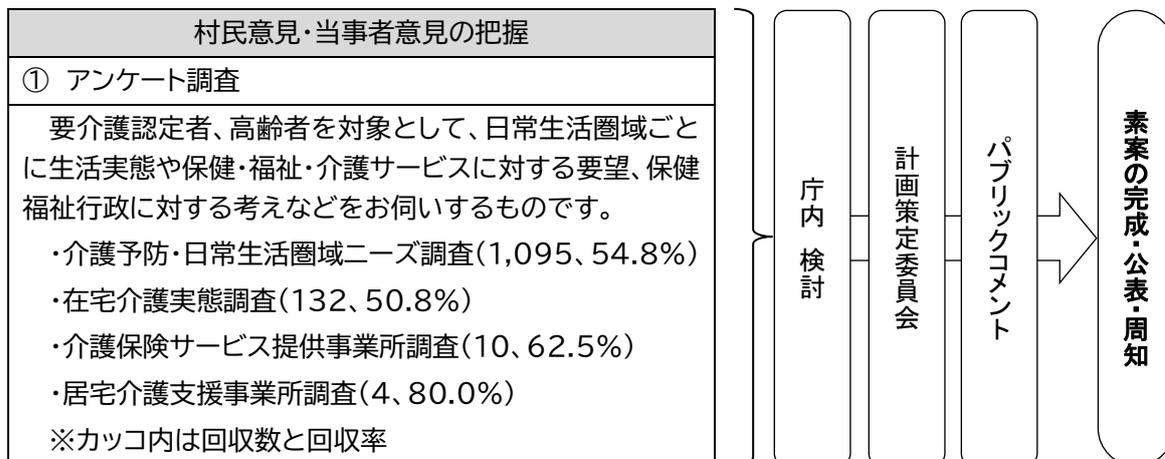
▶ **庁内関係部署との調整(施策・事業の調整)**

施策・事業に関連性のある庁内部署と適宜調整を行い、各所管計画との整合、高齢者施策の検討等を行いました。

(2)村民意見・当事者意見の把握

計画の策定にあたり、村民の生活実態や健康状態、高齢者施策等への考え方及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、各種アンケート調査を実施しました。また、本計画の内容について、広く村民の方からご意見を伺うパブリック・コメントを実施し、本計画の策定や今後の施策の参考とさせていただきました。

■ 村民意見・当事者意見把握の流れ



第3節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、医療・介護・介護予防・福祉・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

② 進行管理の実施

本計画は、3年後の令和8年度に、次期計画策定に向けて見直すことになっていますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図っていきます。

また、進捗状況等の点検の結果は、年度ごとに取りまとめ、「美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」に報告し、次期計画策定に反映していきます。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国・県への報告事項とします。

(2) 村民への情報提供と計画への参画

① 村民への情報提供

「広報みほ」や村ホームページ、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を村ホームページ等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進への参画

地域包括支援センターをはじめとして、医療、介護、ボランティアなどの地域住民とともに、地域ケア会議や、生活支援、在宅医療・介護連携に関する様々な会議体において地域の課題を明らかにし、施策に反映できるよう広く計画推進への参画を図ります。

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

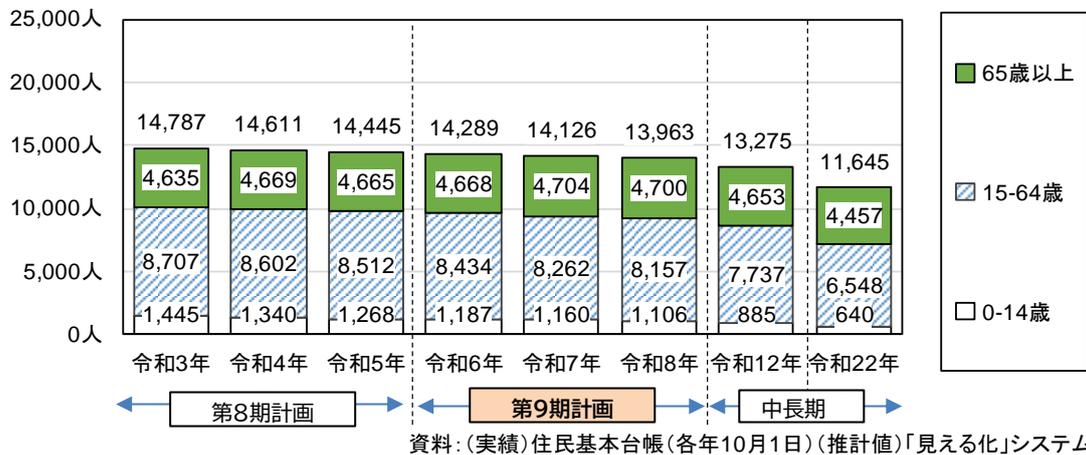
第1節 高齢者に係る実績と推計

(1)人口及び高齢者の動態

① 総人口と区分別人口

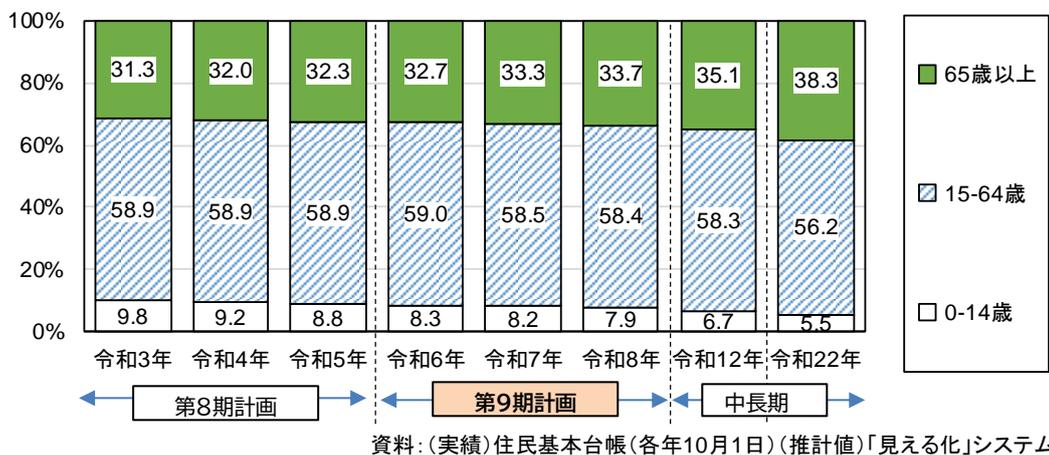
本村の総人口は、減少傾向にあり、令和8年には13,963人、令和12年には13,275人、令和22年には11,645人を見込んでいます。区分別人口では増加傾向にあった老年人口(65歳以上)も令和8年以降、減少に転じ、人口減少期に入ることが見込まれます。

●総人口と区分別人口の推移(人)



なお、区分別人口割合では、近年の推移のなかにおいて、高齢者人口割合の上昇と、生産年齢人口割合と年少人口割合の減少が続いており、高齢者人口割合は令和12年には35.1%、令和22年には38.3%を占める見込みとなっています。

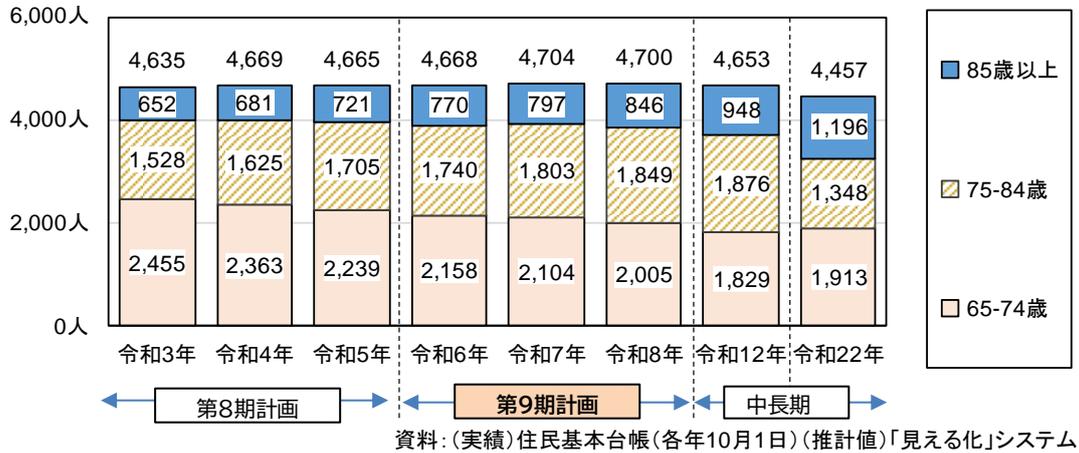
●区分別人口の構成割合の推移



② 高齢者人口の推移

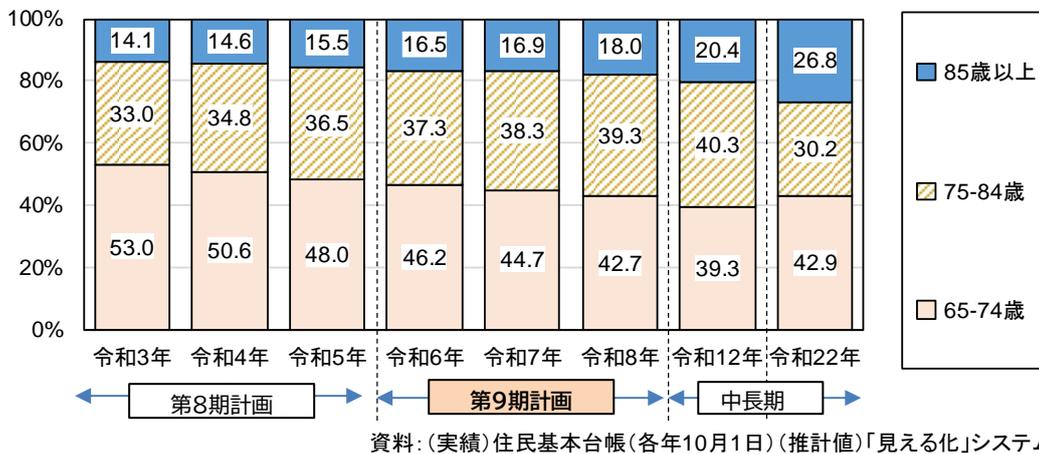
高齢者の人口は令和8年には4,700人、令和22年には4,457人に減少する見込みです。

●前期・後期高齢者人口の推移



高齢者の人口が減少する一方で、後期高齢者の割合は令和8年には57.3%、令和22年には57.0%となる見込みです。

●前期・後期高齢者人口の構成割合の推移

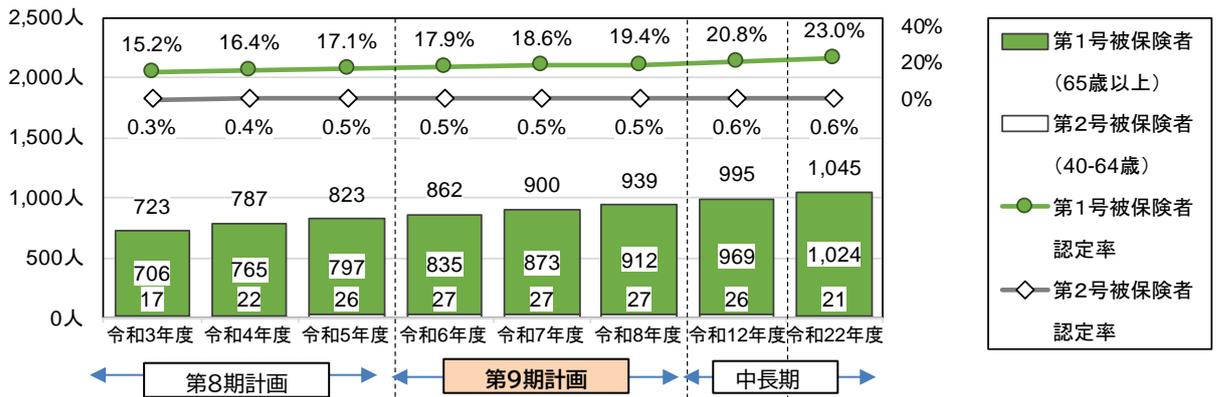


第2節 要介護認定・給付の実績と推計

(1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

本村の要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、令和8年度には939人、令和22年度には1,045人となる見込みとなっています。

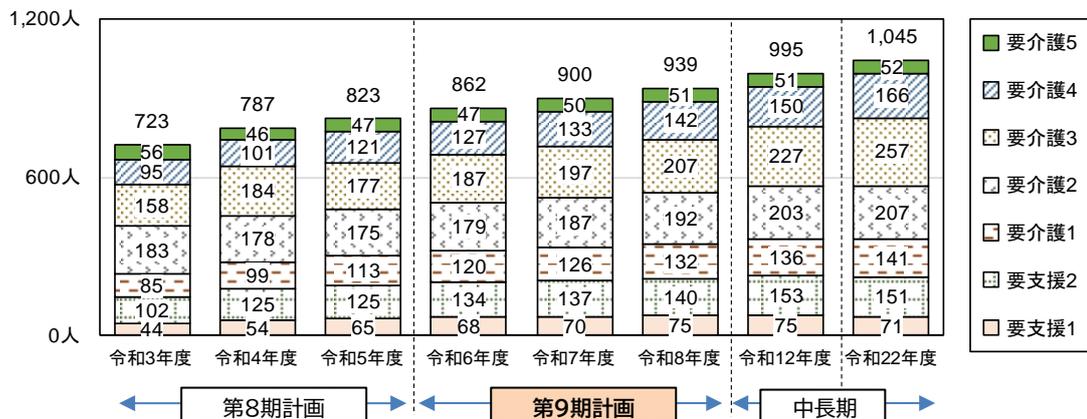
● 要支援・要介護認定者数と認定率の推移



資料：(実績)介護保険事業報告(各年9月末)、(推計)「見える化」システム

本村の認定者数は一貫して増加傾向にあり、令和5年度では、要介護3が全体の21.5% (177人)で1番多く、軽度(要支援1～要介護2)の認定者が58.1%(478人)を占めています。軽度認定者が令和8年には57.4%(539人)、令和22年には54.5%(570人)となる見込みとなっています。

● 要支援・要介護度別認定者数の推移

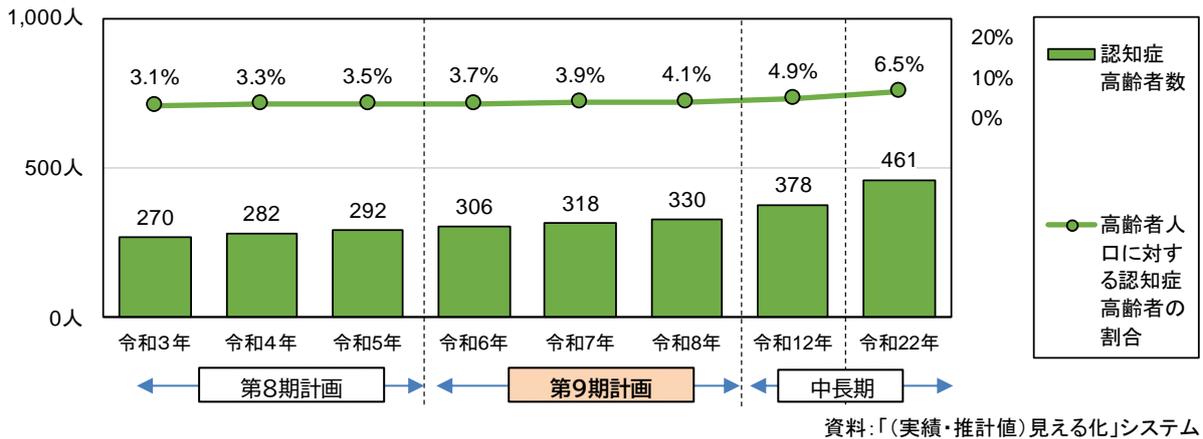


資料：(実績)介護保険事業報告(各年9月末)、(推計)「見える化」システム

本村の認知症高齢者数(認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者)をもとに、認知症高齢者数の推計を行いました。本村の認知症高齢者は増加傾向にあることから、第9期計画期間である令和6年度から令和8年度の各年においても、認定者数の増加が見込まれ、令和8年における認知症高齢者は、330人と推計されます。

また、令和12年における認知症高齢者は378人、令和22年における認知症高齢者の総数は、461人と推計されます。

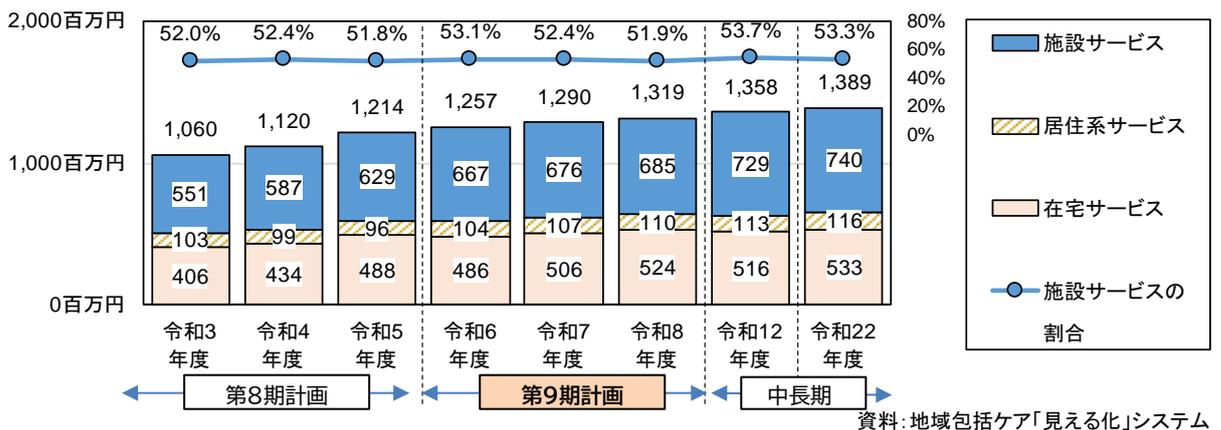
●認知症高齢者の推移



(2)給付費の推移

本村のサービス別給付費の推移は要介護認定者数とともに増加しており、給付額、割合ともに施設サービスが大きな増加を示しています。

●サービス別給付費の推移



第3節 ニーズ調査結果等の概要

アンケート調査は、美浦村内の高齢者等の生活状況や保健福祉・介護保険に関する意見・要望を把握し、今後の高齢者保健福祉行政のより一層の計画的かつ効果的な推進と新しい介護保険事業計画策定のために令和5年3月に実施したものです。

調査区分	対象	調査趣旨
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	・65歳以上の村民 ・要支援認定者	日常生活圏域ごとの高齢者の状態・ニーズや地域の課題等を把握する。また、健康づくりや介護予防、高齢者福祉サービスの利用意向などを把握し、本計画に反映する。
②在宅介護実態調査	在宅で生活する ・要支援認定者 ・要介護認定者	「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点も盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続の実現」に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、本計画に反映する。
③居宅介護支援事業所調査	・給付実績のある村内のすべての事業所	地域包括ケア体制の構築のため、従事するケアマネジャーの実態を把握し、高齢者の地域生活継続に必要な方策を検討するための資料とする。
④介護保険サービス提供事業所調査	・給付実績のある村内のすべての事業所	労働実態や利用者と事業者との連携体制などの実態及び課題を把握し、介護保険運営体制の改善を検討する際の資料とする。

■配布・回収状況

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	2,000件	1,095件	54.8%
在宅介護実態調査	260件	132件	50.8%
居宅介護支援事業所調査	5件	4件	80.0%
介護サービス事業所調査	16件	10件	62.5%

※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

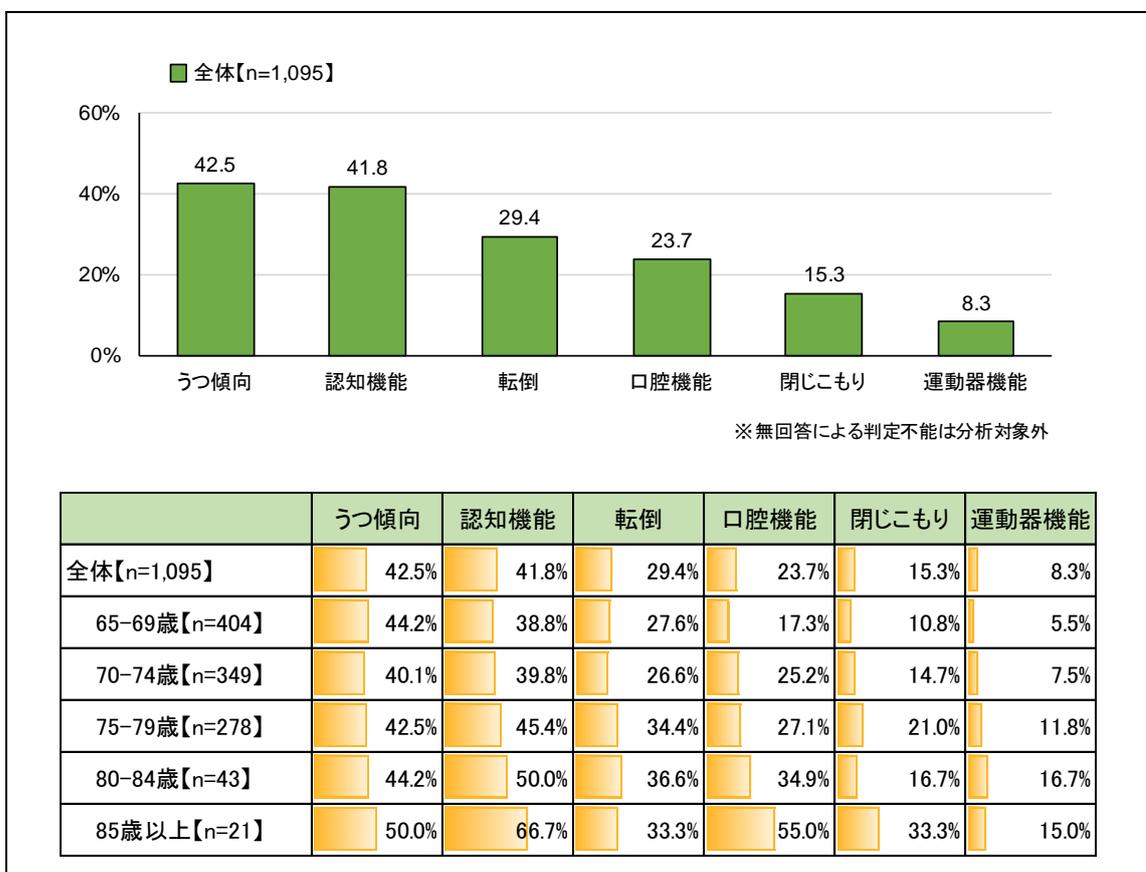
①生活機能の低下リスクについて

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、国が提示した調査項目(必須項目)を組み込んで実施しました。各機能の評価方法から算出した各機能の低下やリスク状況を年齢別や地区別に集計をしました。

全体では「うつ傾向」のリスク該当者割合が42.5%で最も多くなっています。以下、「認知機能」が41.8%、「転倒」が29.4%などとなっています。

また、いずれもおおむね年齢が上がるほど機能の低下やリスクの割合が高くなっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合



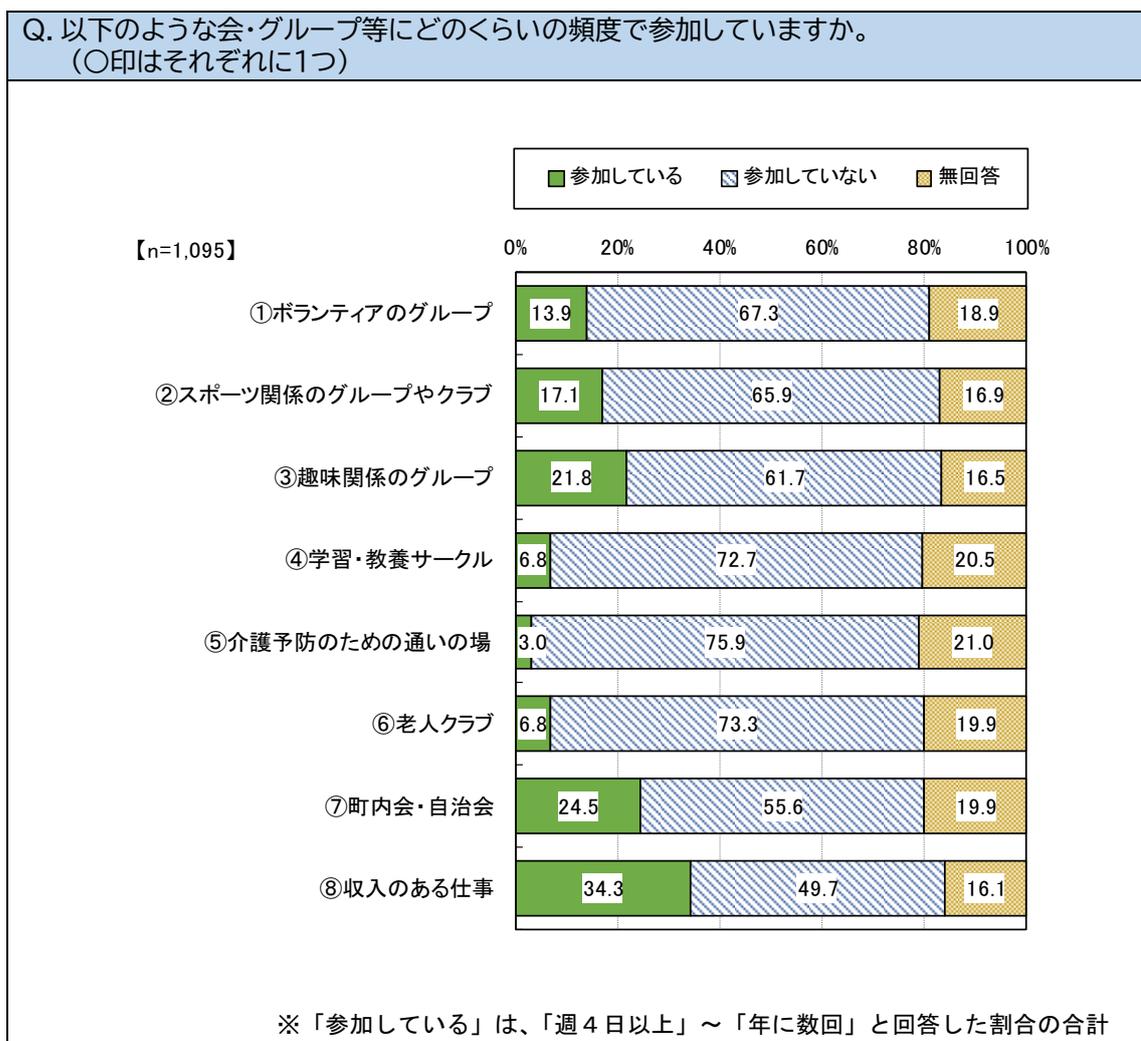
②地域での活動について

地域で実施されている活動や、開催されているグループ等への参加頻度についてみると、「収入のある仕事」、「町内会・自治会」、「趣味関係のグループ」は2割から3割が参加していると回答しています。

また、地域住民の有志によるグループ活動への「参加者」としての参加意向について、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は 61.0%となっています。また、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向について、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は 40.0%となっています。

このような結果から、住民有志の活動に対して意欲的な高齢者が一定割合存在していることがわかります。今後は、いかにこうした方々と地域活動を活性化していき、地域のつながりを強くしていくかが重要であり、また、そうした取組は、高齢者の生きがいの創出につながると考えられます。

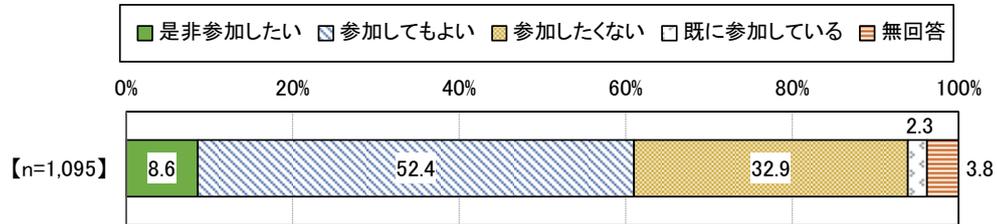
■会・グループ等への参加状況



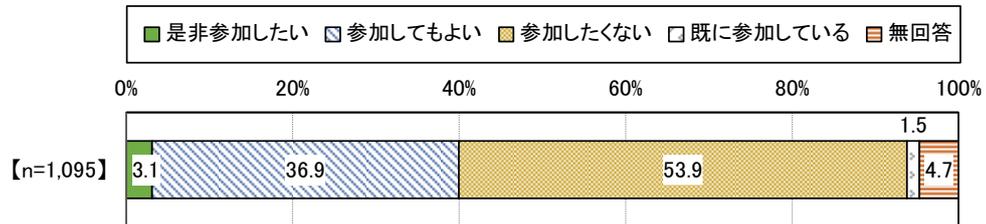
■地域づくりへの参加意向

Q. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加してみたいと思いますか。
(○印は1つ)

《参加者として》



《企画・運営(お世話役)として》



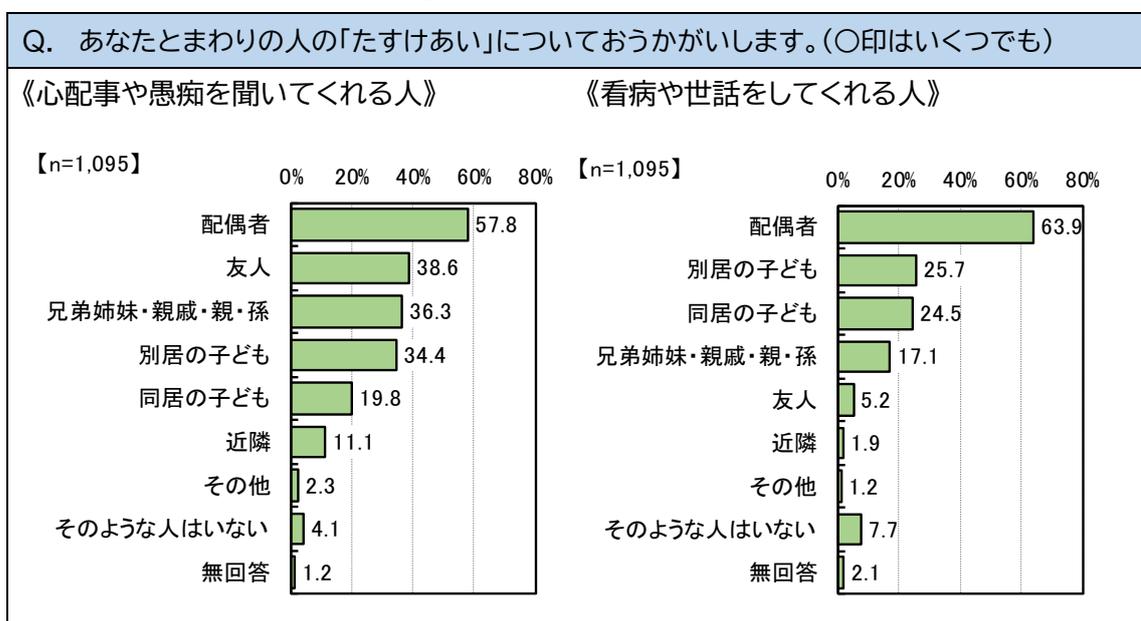
③助け合いについて

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は「配偶者」が57.8%で最も多く、以下、「友人」が38.6%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が36.3%などとなっています。

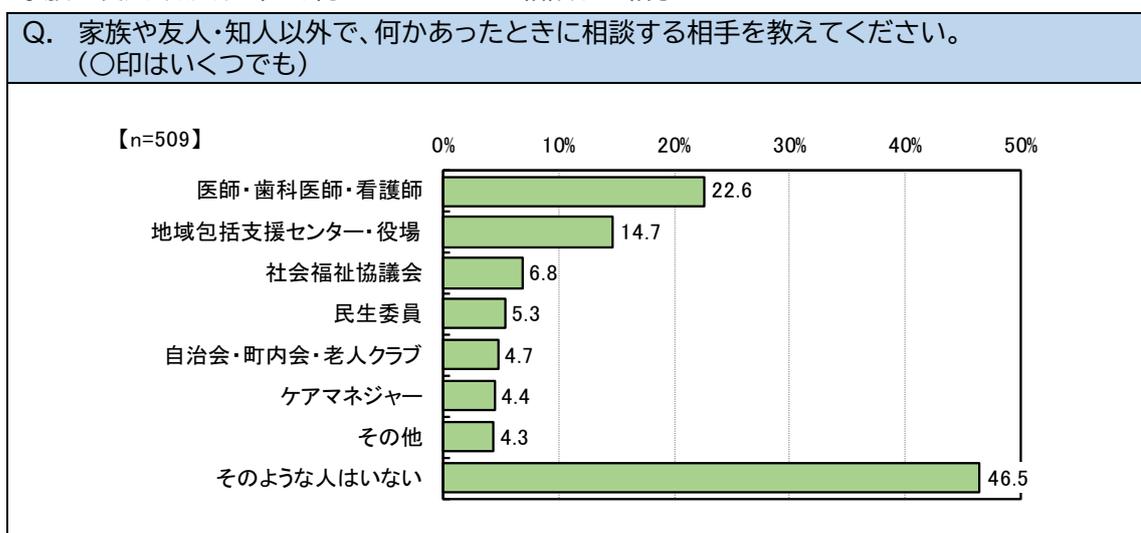
病気の際の看病や世話をしてくれる人についても「配偶者」が63.9%で最も多く、以下、「別居の子ども」が25.7%、「同居の子ども」が24.5%となっています。

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」が22.6%で最も多く、以下、「地域包括支援センター・役場」が14.7%、「社会福祉協議会」が6.8%などとなっています。一方、46.5%は「そのような人はいない」と回答しています。

■あなたとまわりの人の「たすけあい」



■家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

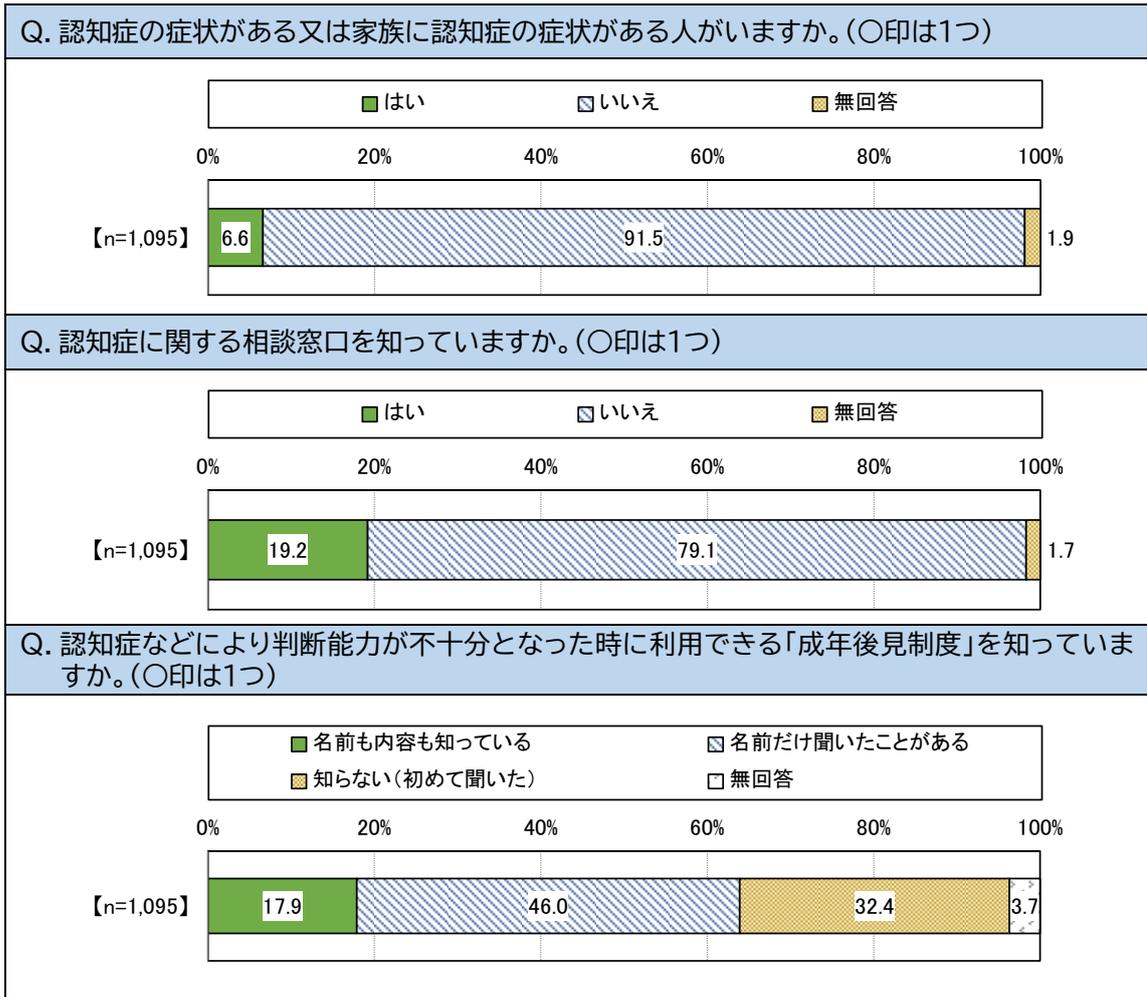


④認知症について

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が6.6%となっています。また、認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が19.2%となっています。

成年後見制度の認知度（「名前も内容も知っている」と「名前だけ聞いたことがある」の合計）は63.9%となっています。

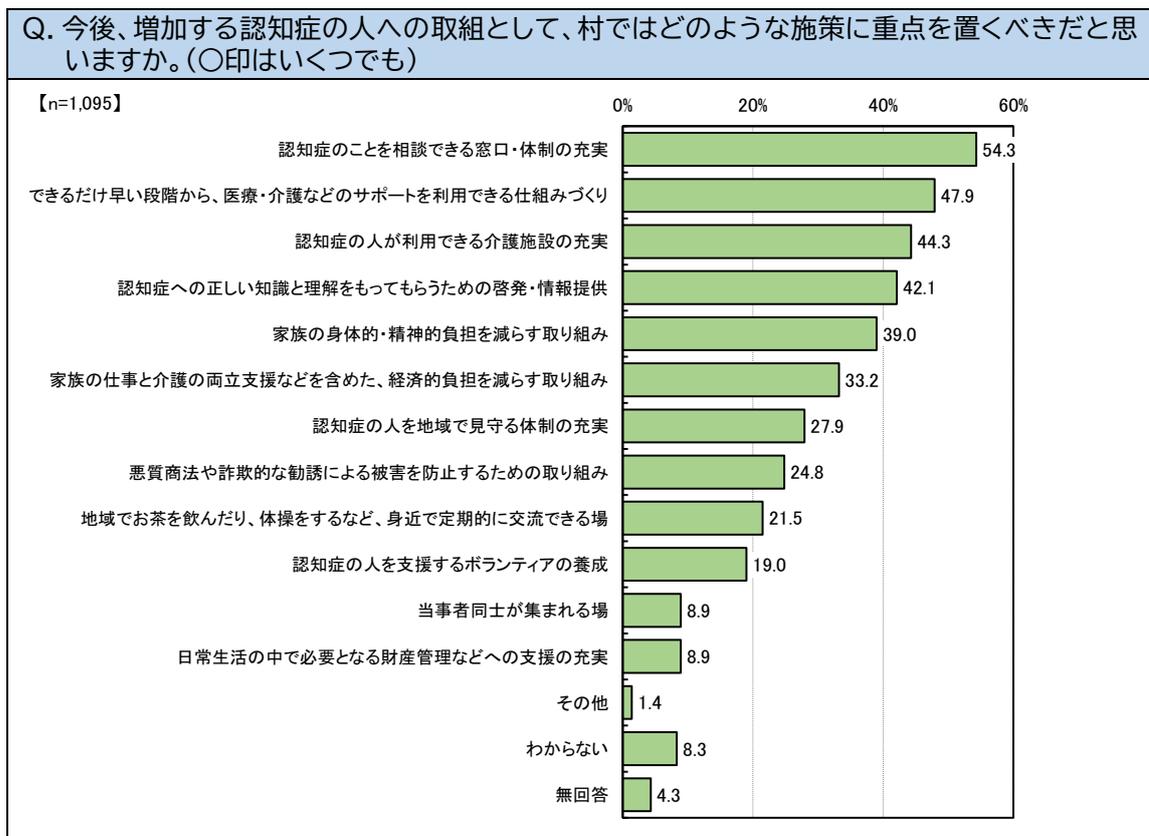
■認知症の症状と相談窓口や成年後見制度の認知度



認知症の人への取組として、村ではどのような施策に重点を置くべきか尋ねたところ、「認知症のことを相談できる窓口・体制の充実」が54.3%で最も多く、以下、「できるだけ早い段階から、医療・介護などのサポートを利用できる仕組みづくり」が47.9%、「認知症の人が利用できる介護施設の充実」が44.3%などとなっています。

認知症に関する相談窓口について、引き続き周知を行うとともに、高齢者を対象とした認知症の予防活動や、地域住民を対象とした認知症者の見守りなど、地域が一体となって認知症に関する啓発活動に取り組んでいくことが今後とも重要であると考えられます。

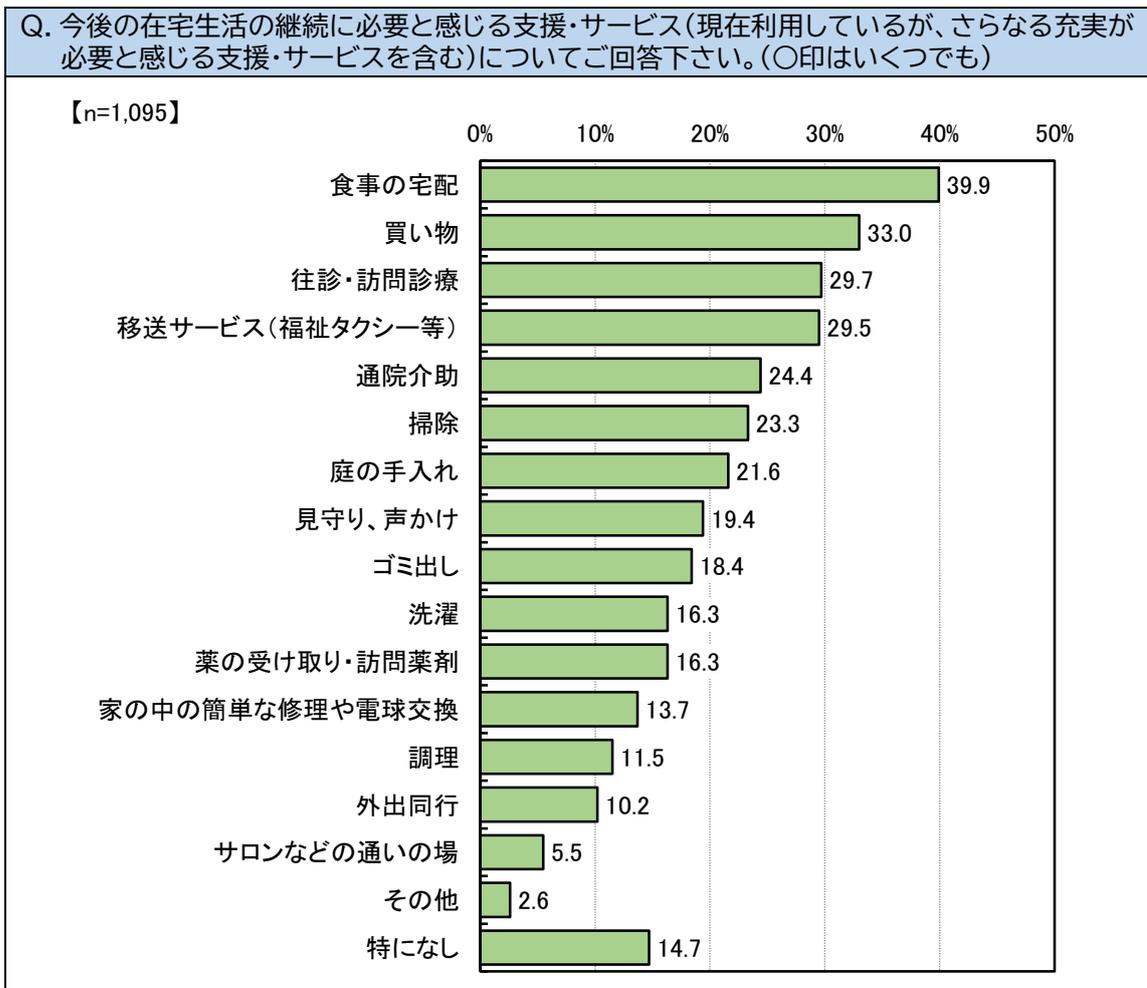
■認知症に対して村が重点を置くべき取組



⑤今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスを尋ねたところ、「食事の宅配」が39.9%で最も多く、以下、「買い物」が33.0%、「往診・訪問診療」が29.7%、「移送サービス(福祉タクシー等)」が29.5%、「通院介助」が24.4%などとなっています。

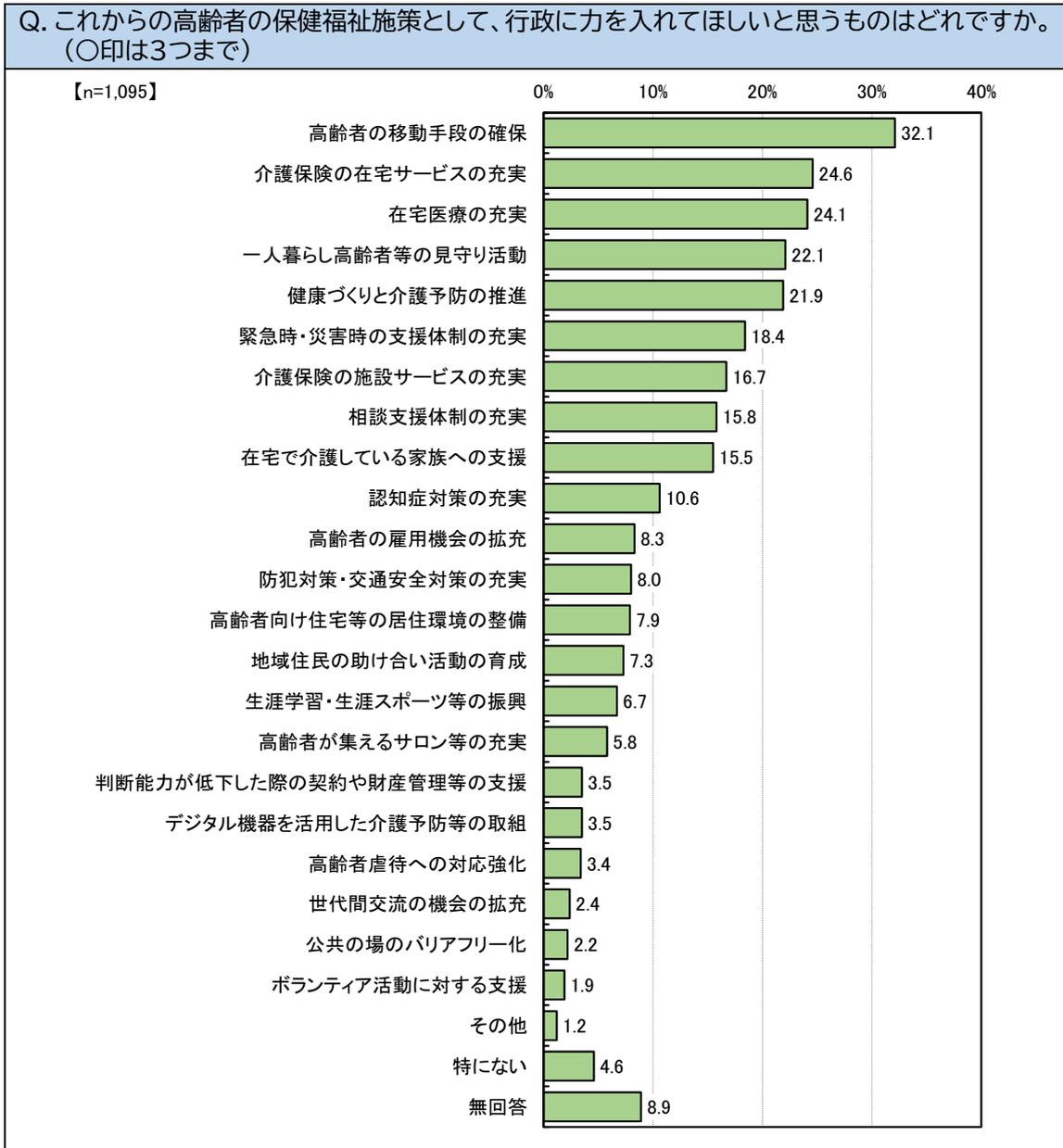
■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



⑥力を入れてほしい高齢者施策

今後、力を入れてほしい高齢者施策を尋ねたところ、「高齢者の移動手段の確保」が32.1%で最も多く、以下、「介護保険の在宅サービスの充実」が24.6%、「在宅医療の充実」が24.1%、「一人暮らし高齢者等の見守り活動」が22.1%、「健康づくりと介護予防の推進」が21.9%などとなっています。

■力を入れてほしい高齢者施策



(2)在宅介護実態調査

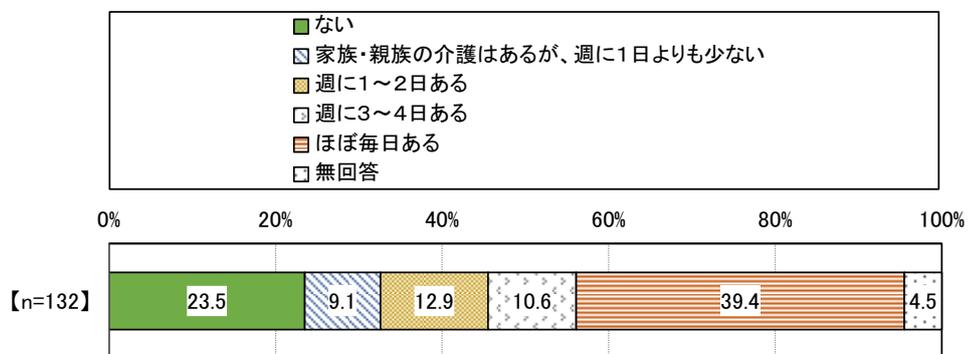
①在宅で介護を担っている家族や親族について

家族や親族からの介護の状況については、「ほぼ毎日ある」が39.4%で最も多くなっています。在宅の要支援・要介護者の7割が、家族や親族から介護を受けている状況です。

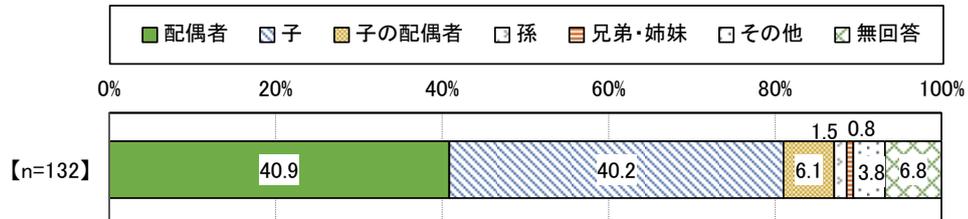
また、主な介護者を尋ねたところ、「配偶者」が40.9%で最も多く、以下、「子」が40.2%、「子の配偶者」が6.1%などとなっており、主な介護者の年齢については、「80歳以上」が23.5%で最も多く、以下、「60代」が22.7%、「50代」が20.5%などとなっています。

■家族や親族からの介護

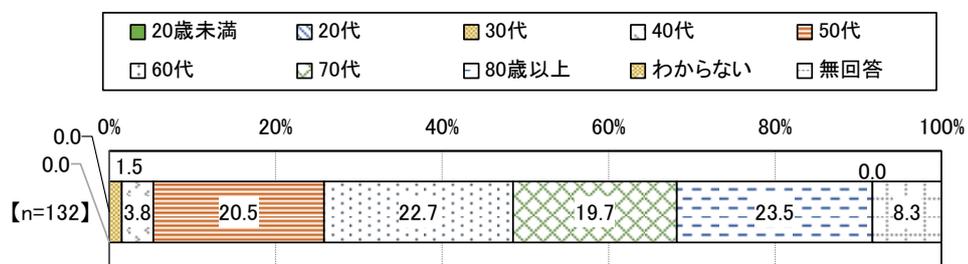
Q. ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)(○印は1つ)



Q. 主な介護者の方は、どなたですか。(○印は1つ)



Q. 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。(○印は1つ)



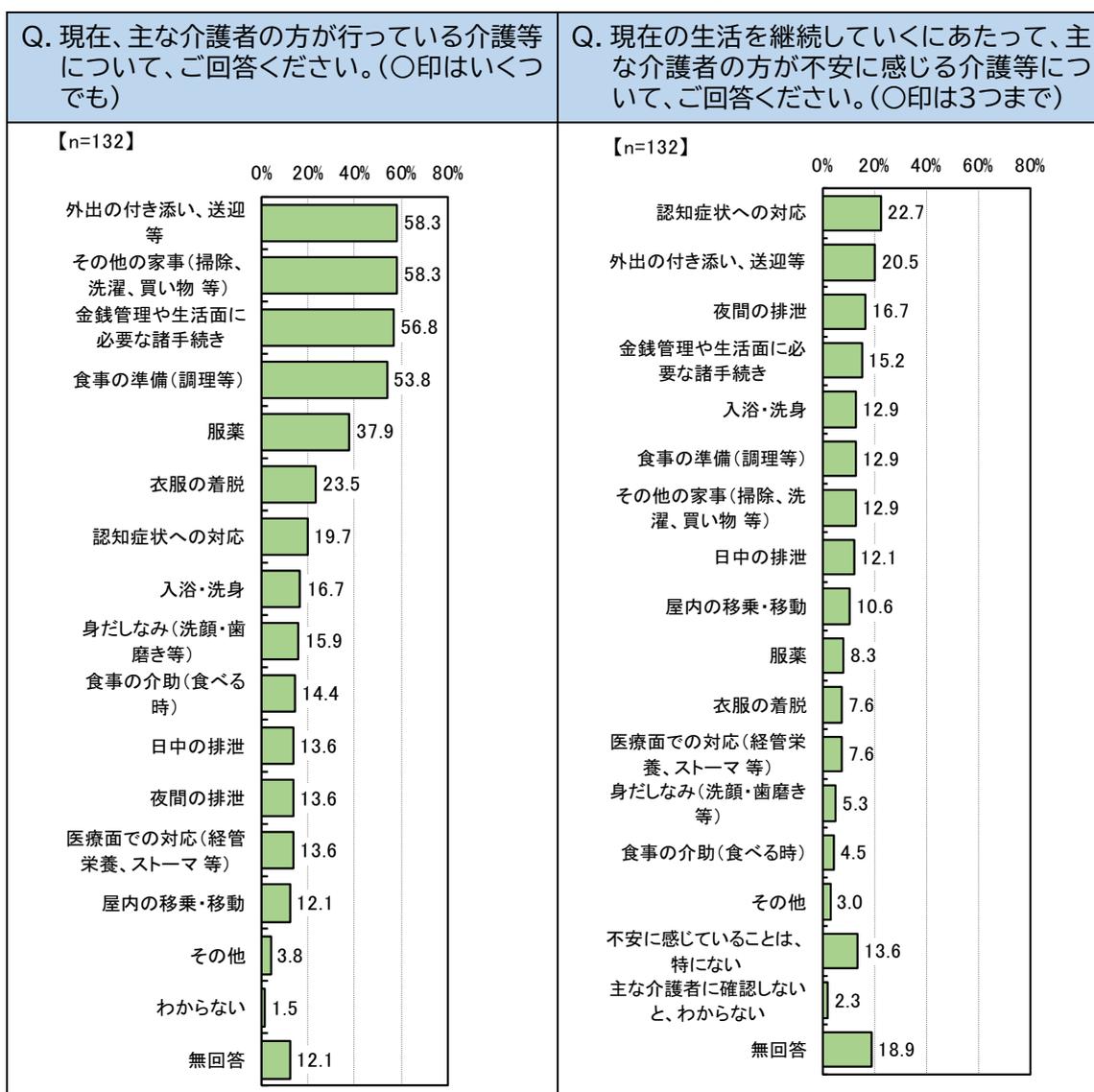
②家族や親族による介護の状況について

家族や親族が行っている主な介護は、「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「食事の準備(掃除、洗濯、買い物等)」などとなっています。一方、主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」などとなっています。

今後はさらに高齢化が進行し、高齢者のみ世帯や要介護認定者等、支援を必要とする人はさらに増加し、より生活支援サービスや介護サービスの需要が高まることが見込まれるため、必要時に、身体の状態に適したサービスを受けることができるサービス提供の体制強化が必要だと考えられます。

■現在行っている介護

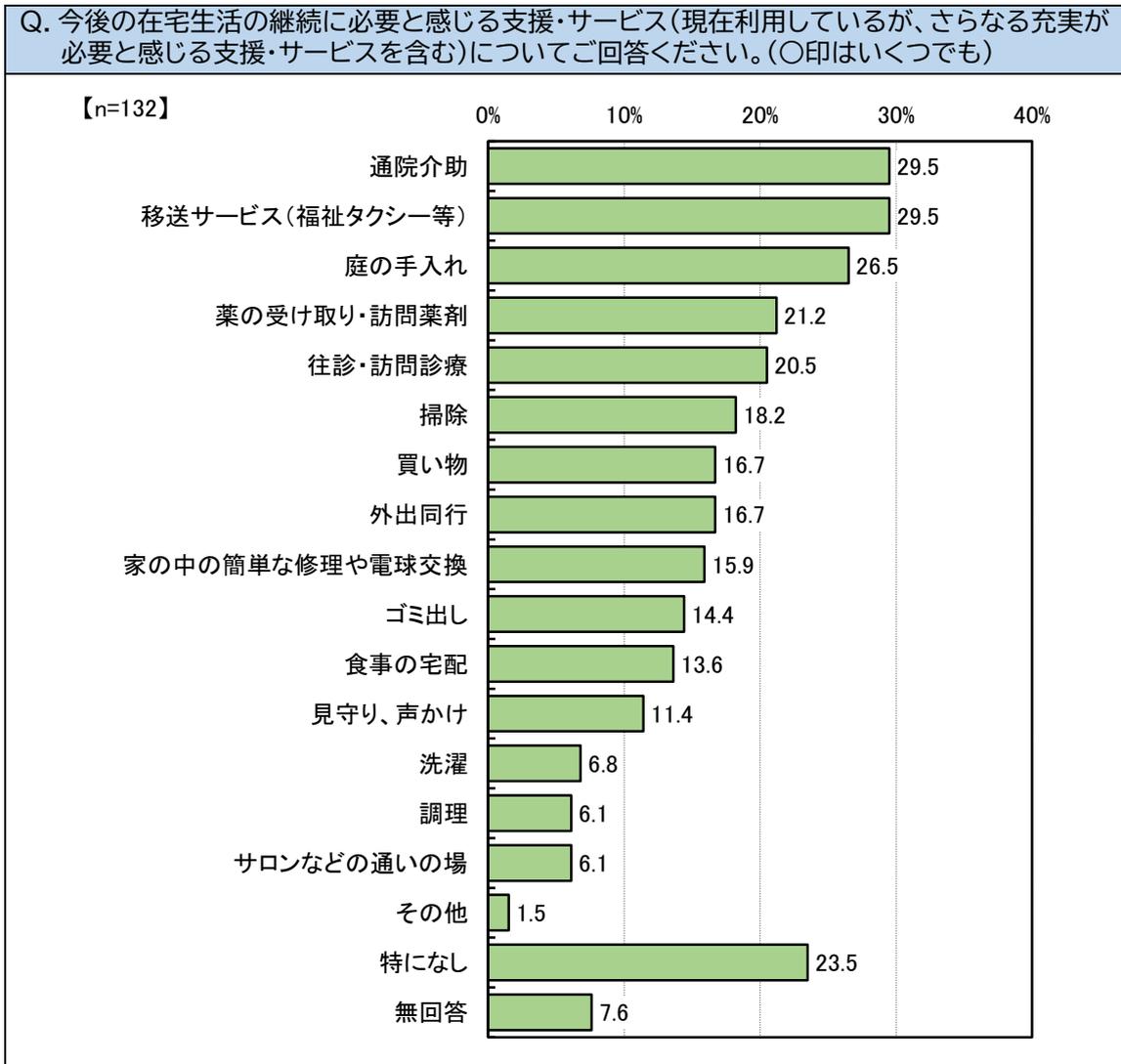
■不安に感じる介護



③在宅生活の継続に必要な支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「通院介助」、「移送サービス(福祉タクシー等)」がともに29.5%で最も多く、以下、「庭の手入れ」が26.5%、「薬の受け取り・訪問薬剤」が21.2%などとなっています。

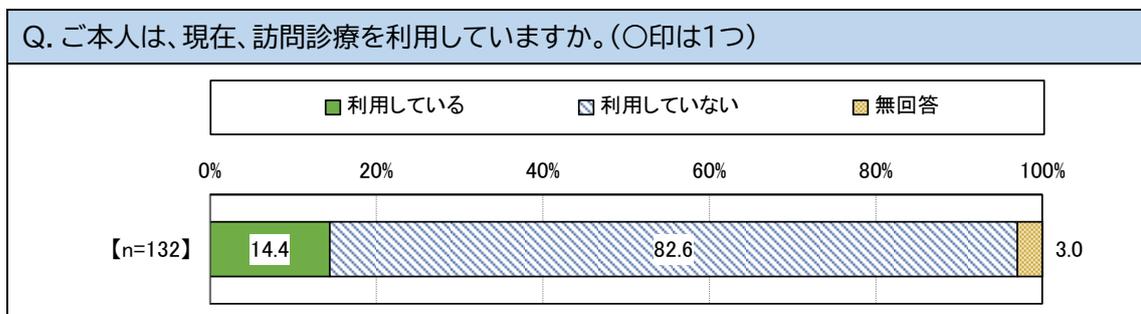
■在宅生活の継続に必要な支援・サービス



④訪問診療の利用について

訪問診療の利用については、「利用している」が14.4%となっています。要介護等認定者が在宅生活を続けるためには、疾病や要介護度の重度化防止施策のほか、在宅医療と介護の連携が重要であり、地域の包括的支援体制の強化が必要だと考えられます。

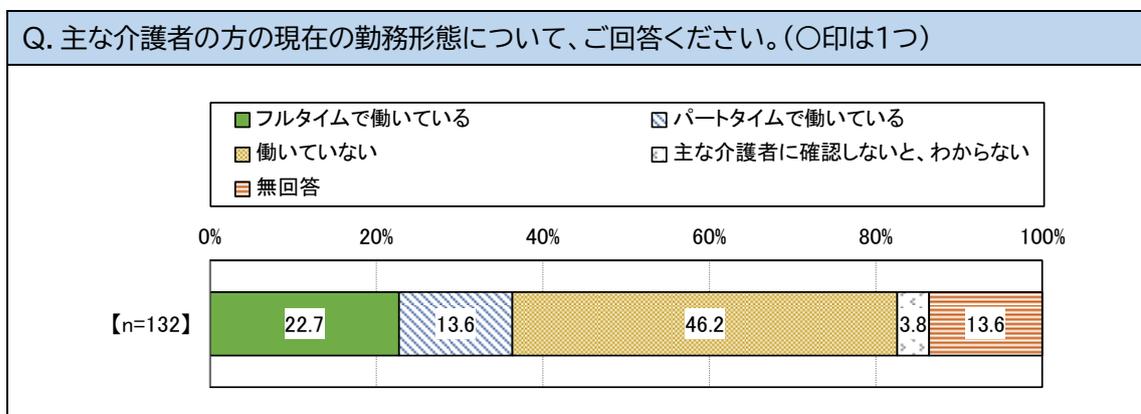
■訪問診療の利用



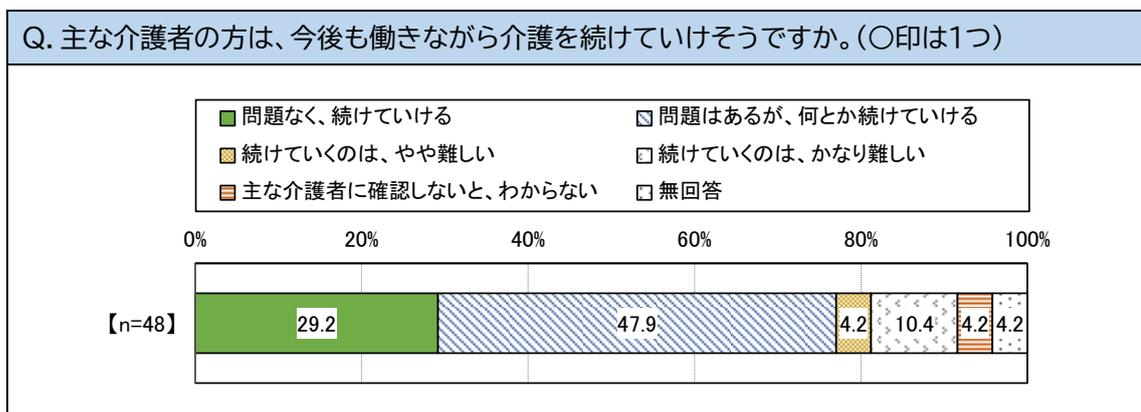
⑤主な介護者の仕事と介護の両立について

主な介護者のうち、フルタイムが22.7%、パートタイムが13.6%で、計36.3%が就労しており、今後も仕事と介護の両立を続けられそうかを尋ねたところ、「続けていくのは、やや難しい」が4.2%、「続けていくのは、かなり難しい」が10.4%となっています。

■主な介護者の勤務形態



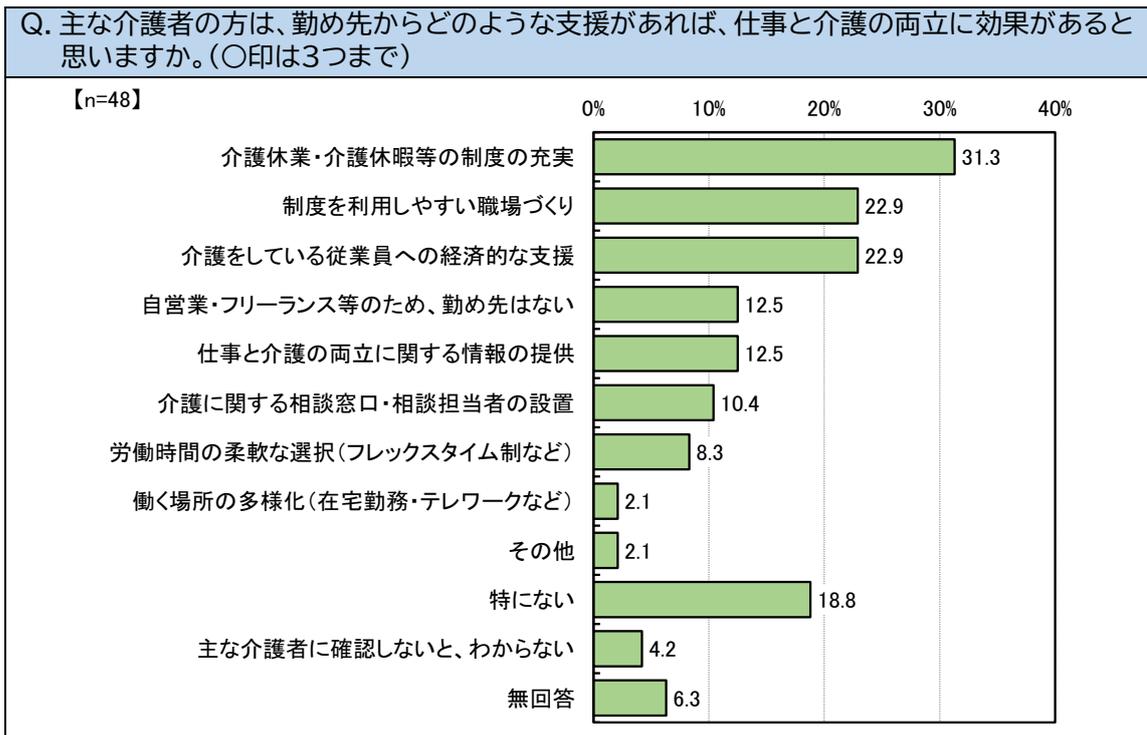
■主な介護者の仕事と介護の継続



仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援としては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が31.3%で最も多く、以下、「制度を利用しやすい職場づくり」、「介護をしている従業員への経済的な支援」がともに22.9%などとなっています。

就労している介護者が、離職せず無理なく介護が継続できるよう、関係機関との連携体制と離職防止のための支援の強化が必要だと考えられます。

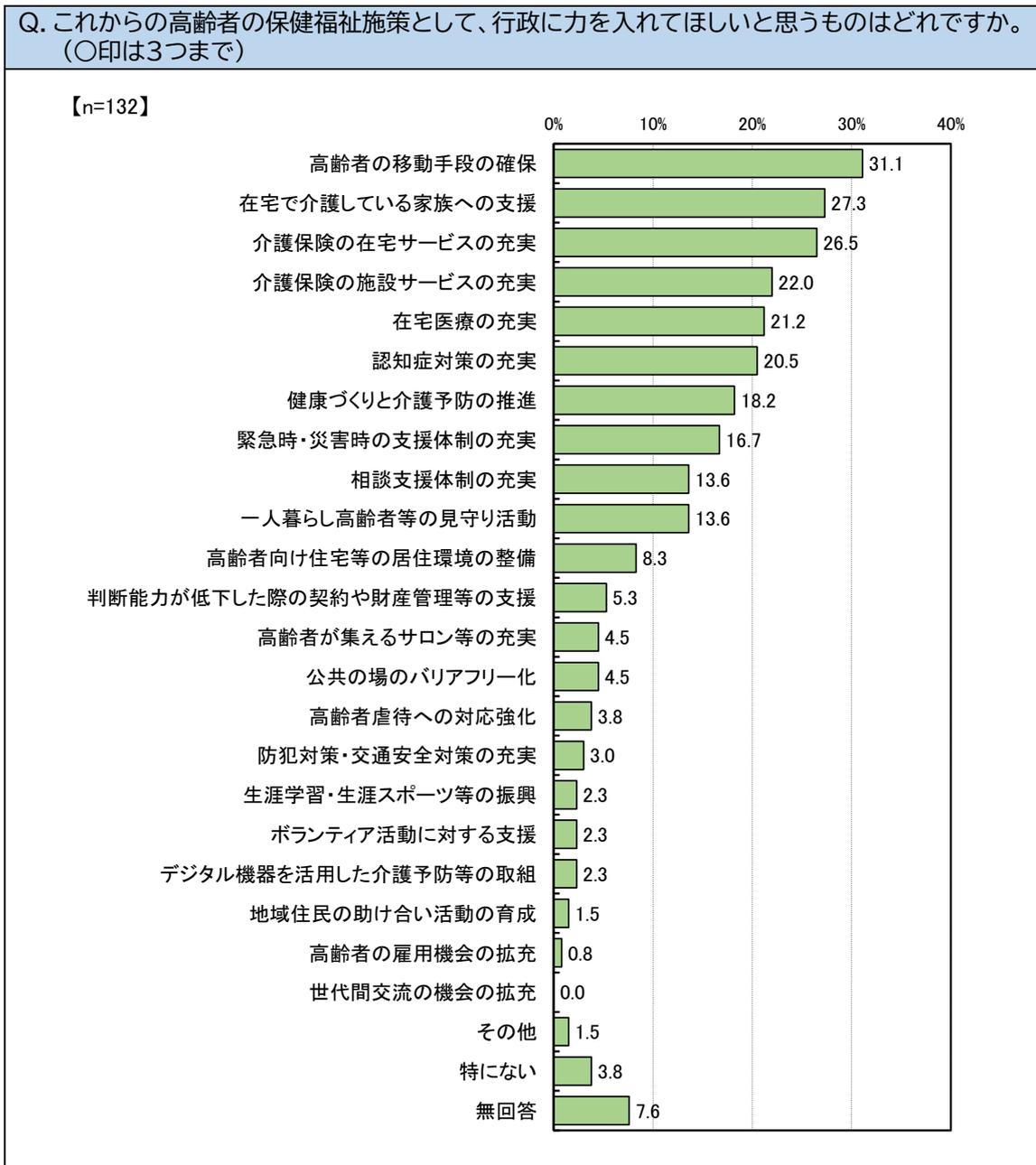
■仕事と介護の両立に効果のある勤め先からの支援



⑥力を入れてほしい高齢者施策

今後、力を入れてほしい高齢者施策を尋ねたところ、「高齢者の移動手段の確保」が31.1%で最も多く、以下、「在宅で介護している家族への支援」が27.3%、「介護保険の在宅サービスの充実」が26.5%、「介護保険の施設サービスの充実」が22.0%などとなっています。

■力を入れてほしい高齢者施策

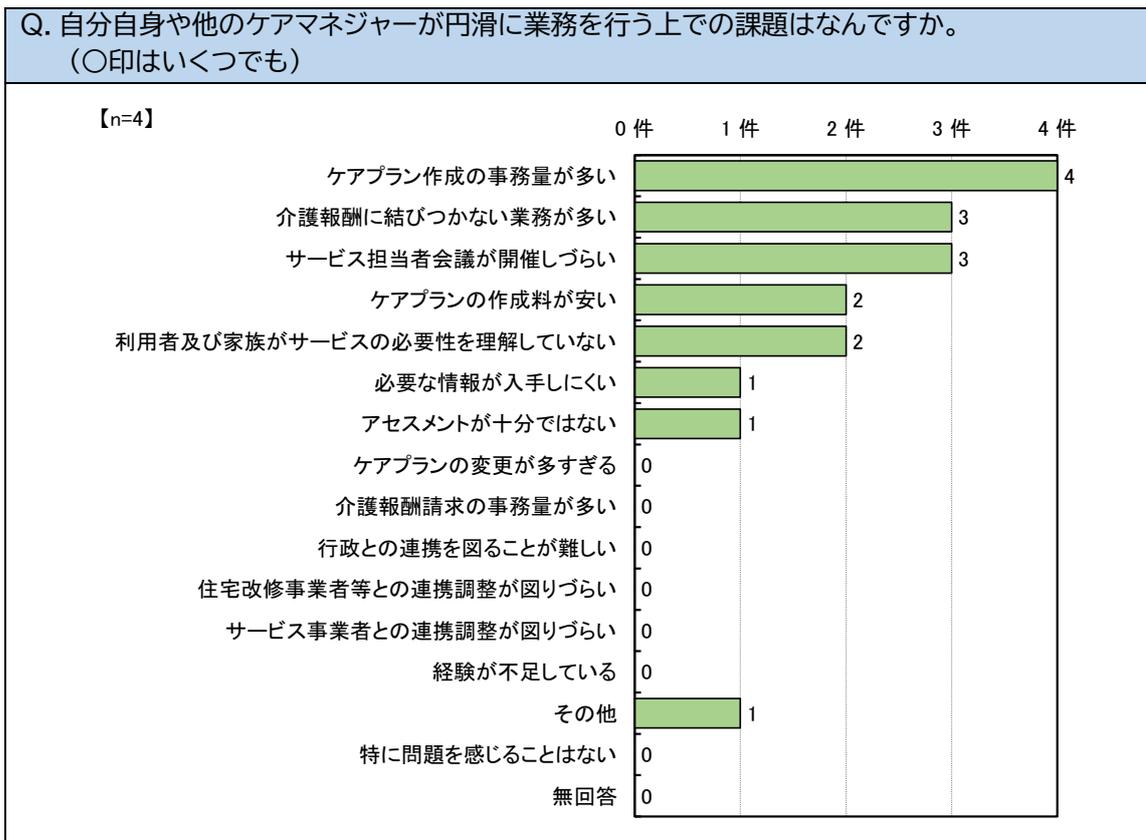


(3)居宅介護支援事業所調査

①円滑に業務を行う上での課題

ケアマネジャーが業務を円滑に行う上での課題を尋ねたところ、「ケアプラン作成の事務量が多い」が4件で最も多く、「介護報酬に結びつかない業務が多い」、「サービス担当者会議が開催しづらい」がともに3件、「ケアプランの作成料が安い」、「利用者及び家族がサービスの必要性を理解していない」がともに2件などとなっています。

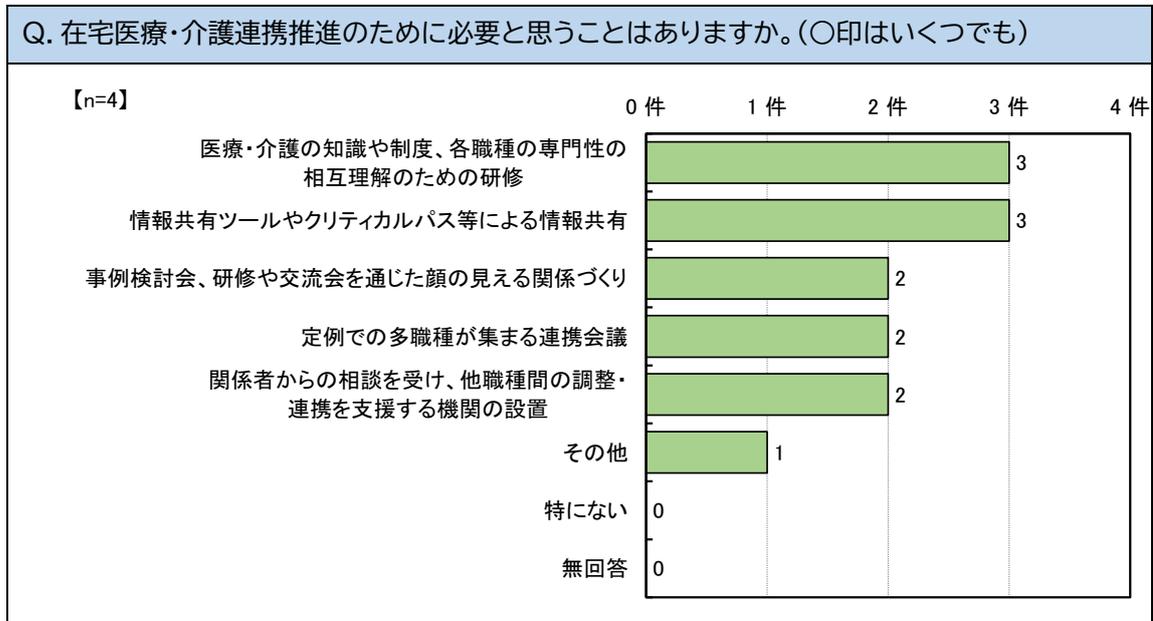
■円滑に業務を行う上での課題



②在宅医療・介護連携推進のために必要と思うこと

在宅医療・介護連携推進のために必要と思うことを尋ねたところ、「医療・介護の知識や制度、各職種の専門性の相互理解のための研修」、「情報共有ツールやクリティカルパス等による情報共有」がともに3件で最も多くなっています。

■在宅医療・介護連携推進のために必要と思うこと

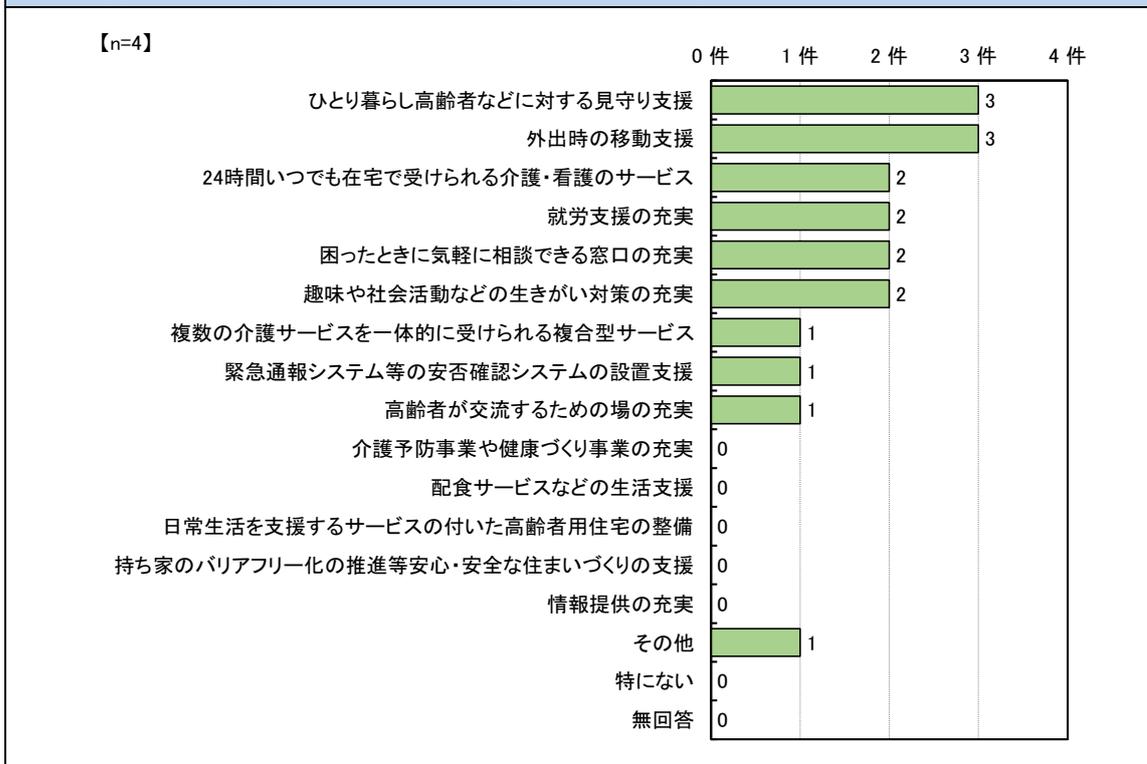


③「住み慣れた地域での在宅生活の継続」の実現のために特に必要な施策

「住み慣れた地域での在宅生活の継続」の実現のために特に必要な施策を尋ねたところ、「ひとり暮らし高齢者などに対する見守り支援」、「外出時の移動支援」がともに3件で最も多く、「24時間いつでも在宅で受けられる介護・看護のサービス」、「就労支援の充実」、「困ったときに気軽に相談できる窓口の充実」、「趣味や社会活動などの生きがい対策の充実」がいずれも2件などとなっています。

■「住み慣れた地域での在宅生活の継続」の実現のために特に必要な施策

Q. 介護保険制度創設の目的の一つである「住み慣れた地域での在宅生活の継続」の実現のために、特に必要な施策はどれであるとお考えですか。(○印は5つまで)

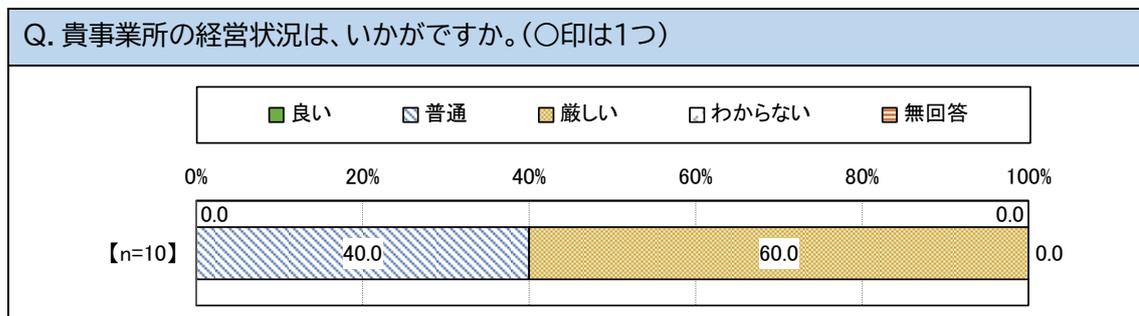


(4)介護サービス事業所調査

①経営の状況

事業所の経営状況については、「厳しい」が60.0%、「普通」が40.0%となっています。

■貴事業所の経営状況



②介護人材の状況

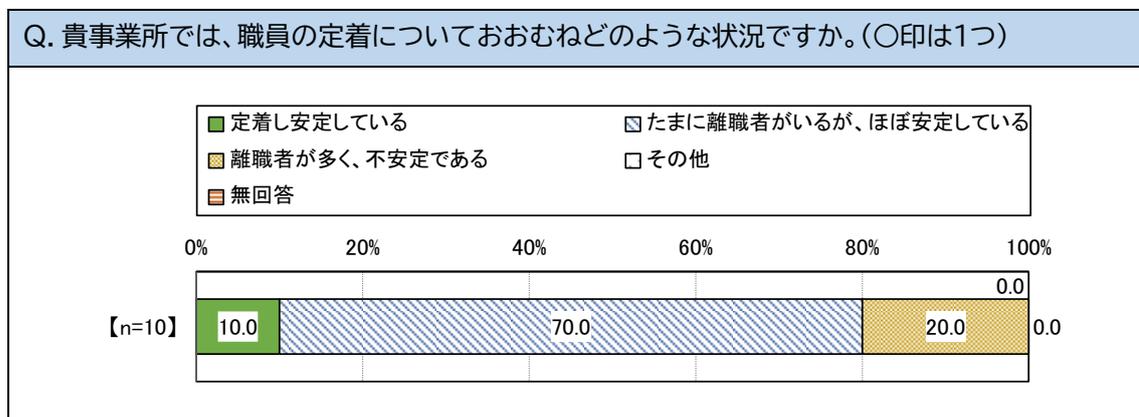
職員の定着状況は、「たまに離職者がいるが、ほぼ安定している」が70.0%で最も多く、「離職者が多く、不安定である」が20.0%、「定着し安定している」が10.0%となっています。

職員の採用状況は、「介護職員の採用が困難な状況にある」が70.0%で最も多く、以下、「看護職員の採用が困難な状況にある」が40.0%、「介護支援専門員の採用が困難な状況にある」が20.0%などとなっています。

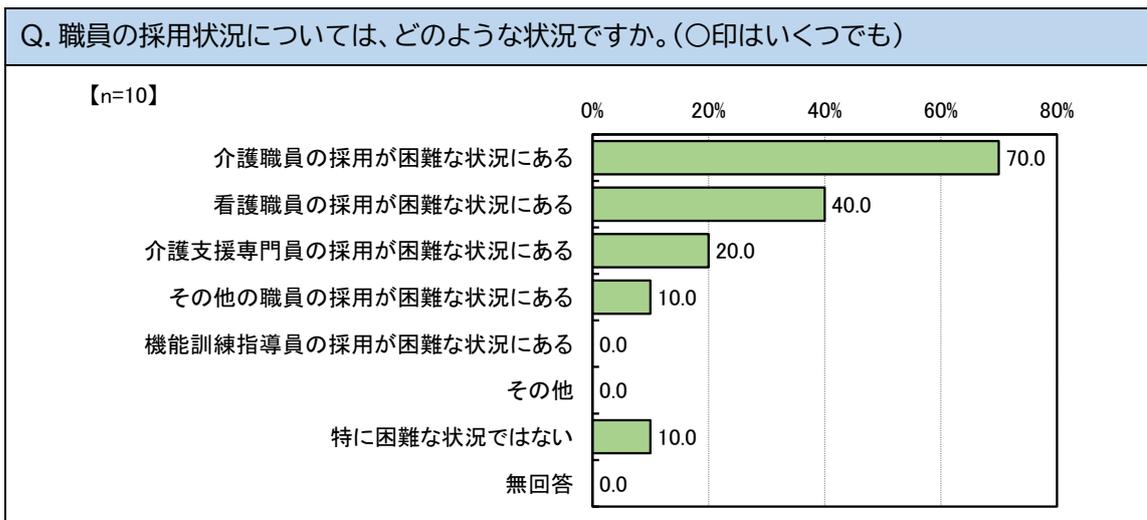
人材を定着させるために取り組んでいることを尋ねたところ、「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を考慮」、「時間外労働時間の削減」、「年次有給休暇等の取得促進」がいずれも50.0%で最も多くなっています。

地域全体の介護サービス機能の維持・強化を図るためには、引き続き国・県と連携し、どのようにして介護人材の確保、定着、育成を進めていくかが重要です。

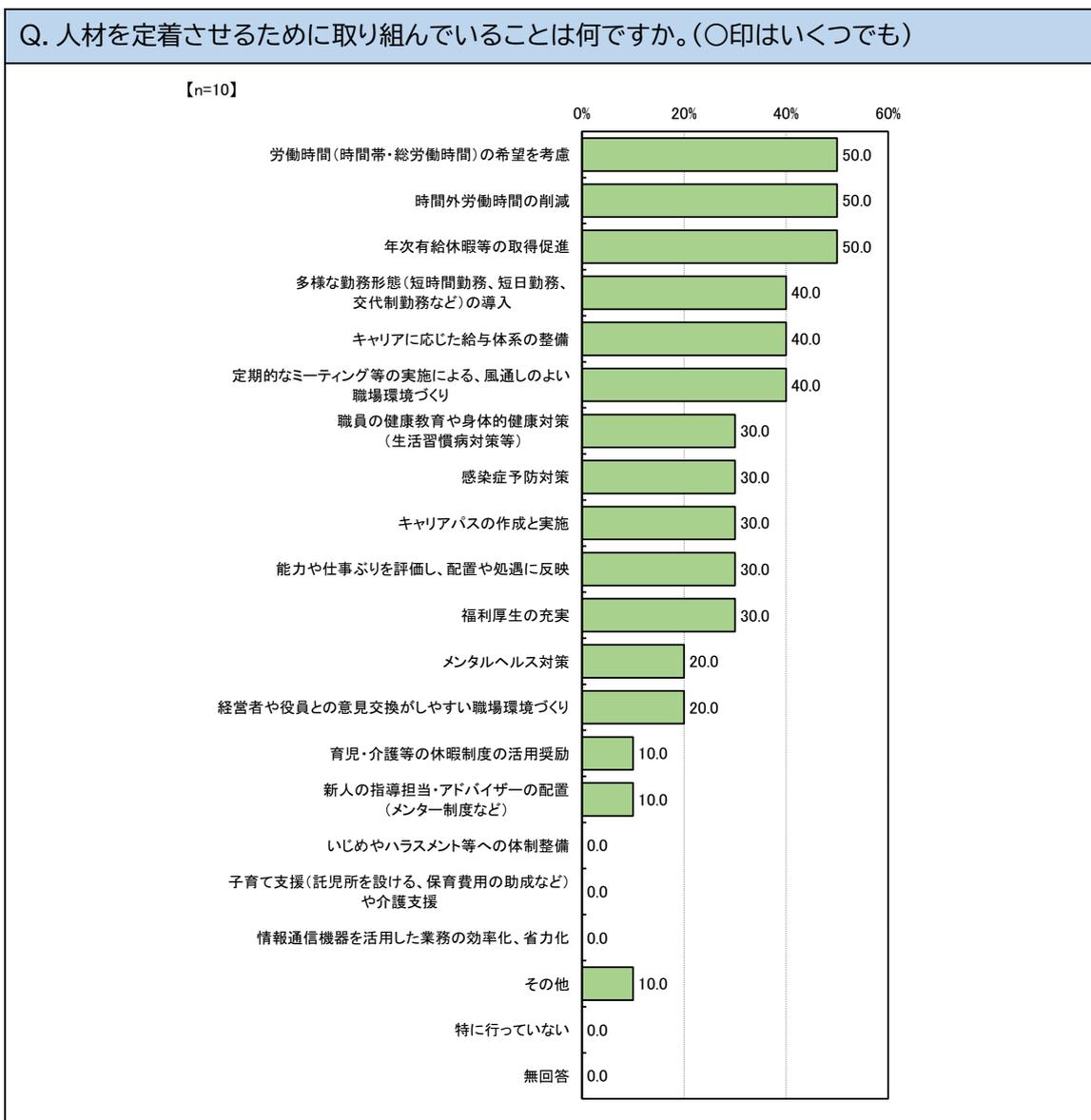
■職員の定着状況



■職員の採用状況



■人材を定着させるために取り組んでいること



第4節 高齢者福祉・介護保険事業の方向性

(1)課題と方向性の整理

① 健康づくり・介護予防の充実

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による生活機能の低下リスクの状況は、要介護認定を受けていない高齢者では「うつ傾向」が42.5%、「認知機能」が41.8%、「転倒」が29.4%などとなっています。新型コロナウイルス感染症の流行による不安と新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などで高齢者の活動が減少していることが、少なからず影響していると考えられます。
- ・さらなる高齢社会を迎えるにあたって、高齢になっても健康で元気な生活を続けることができるよう、身体機能の低下やうつ、閉じこもり予防など心身の機能低下を防ぐフレイル予防をはじめとした介護予防の取組を進めていく必要があります。健康状態の維持・改善においては、心身の機能低下により治療を必要とする高齢者を早期に適切な医療につなげられるように、相談支援体制を強化することも重要です。

② 生きがいづくりと生涯活躍の場づくり

- ・健康寿命を延伸するためにも、趣味などを通じて人と出会うことで社会的なつながりを持ち続けることが重要です。また、積極的に人と交流し社会参加することで、フレイル予防、介護予防にもつながります。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、会・グループへの参加状況は、「趣味関係のグループ」が2割、「収入のある仕事」は3割と高く、働くことや社会参加に充実感や生きがいを感じている人が多いことがうかがえます。
- ・培われた知識や技術を生かした社会活動への参加機会の提供が求められます。

③ 地域における支援体制の構築

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域への参加状況は、「町内会・自治会」が2割となっており、地域づくりの参加意向は、参加者としては6割、企画・運営者としては4割となっています。
- ・地域活動への参加意欲を持った人に働きかけ、参加のきっかけづくりなど活動につながるよう支援を行うことで、地域活動に参加・参画する人を増やし、地域で必要な活動が充実するよう地域づくりの推進を図っていく必要があります。

④ 包括的な相談支援体制の確保

- ・高齢化が一層進むなかで、制度や分野の枠にとらわれず、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、心配事などを聞いてもらう相手としては「配偶者」が57.8%で最も多く、以下、「友人」が38.6%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が36.3%となっています。
- ・今後、支援を必要とする高齢者世帯が増加していくことや、8050問題など問題が複雑化・複合化することが見込まれるため、地域での支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、地域包括支援センターなどの身近な相談窓口の周知と分かりやすい情報提供に努めていく必要があります。
- ・誰一人取り残さないため、地域住民と行政などが協働し地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的に受け止め、相談者に寄り添い、適切な支援につなげる必要があります。

⑤ 認知症施策の強化

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、本村の高齢者の「認知機能」の低下リスクの該当状況は41.8%を占めており、介護サービスや相談体制、早期のサポートなどが重点施策として求められている状況です。
- ・在宅介護実態調査によると、主な介護者が不安に感じることとして、在宅要介護者においては「認知症状への対応」が22.7%と最も多くなっていることから、認知症の予防や支援等の取組が重要となります。
- ・認知症への取組では、認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立しました。この法律では、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。
- ・今後も医師会、事業者等との連携を、より一層強め、認知症の早期発見、対応、認知症への理解を深めるための啓発活動、地域の見守り活動、家族介護者への支援に取り組む必要があります。

⑥ 在宅医療・介護の連携の推進

- ・在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されます。
- ・地域における関係機関の連携体制の強化を図るとともに、広く住民に対して在宅医療・介護に関する知識の普及啓発や情報提供を推進していく必要があります。
- ・居宅介護支援事業所調査では、在宅医療・介護連携推進のために必要と思うことを尋ねたところ、「医療・介護の知識や制度、各職種の専門性の相互理解のための研修」、「情報共有ツールやクリティカルパス等による情報共有」がともに3件で最も多くなっています。
- ・疾病を抱えても、住み慣れた地域で生活をするためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが重要です。

⑦ 介護人材の確保

- ・介護サービス事業所調査では、職員の採用状況は、「介護職員の採用が困難な状況にある」が70.0%で最も多く、以下、「看護職員の採用が困難な状況にある」が40.0%、「介護支援専門員の採用が困難な状況にある」が20.0%などとなっています。
- ・令和22(2040)年を見据えて、必要なサービスの見込みを定めるとともに、サービス提供に必要な介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上が求められており、県や近隣市町村と連携し人材確保及び人材定着のための支援を進めていく必要があります。

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念と日常生活圏域

(1)基本理念

今後、本村では、75歳以上の後期高齢者が増加し、特に介護ニーズの高い85歳以上の高齢者は令和17年にピークを迎えることが見込まれており、中長期的な視点を踏まえた介護サービス基盤の充実が求められます。

また、高齢化が一層進むなかで、制度や分野の枠にとらわれず、一人ひとりが世代や背景を超えてつながり、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

本村では、計画の策定に際しては引き続き、第8期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の村民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

また、高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

〔基本理念〕

「地域で支え合う健康で安心して暮らせる村づくり」

〔基本的な視点・方針〕

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」
「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」
に基づいた内容

〔基本目標及び施策の体系〕

基本目標別の施策の展開

基本理念を基本的な考えとして、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる地域社会の実現(基本的な視点・方針)を目指し、この計画を推進するための4つの基本目標を定めました。

(2)日常生活圏域

① 日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況などの諸条件を勘案して決定します。

そして、その圏域ごとに、「地域包括支援センター」を基盤とした地域密着型サービスなどを整備し、そのサービスの見込み量を設定する必要があります。

② 日常生活圏域の設定

本村では、地域性や諸条件に基づき、本計画期間においても第8期計画から引き続き、村内を1つの日常生活圏域に区分することとします。

なお、地域包括支援センターの設置数については、第9期計画期間は現状と同じ体制を基本とし、今後の事業状況等を踏まえながら地域包括支援センター運営協議会にて協議を行い検討していきます。

■ 日常生活圏域を一つに設定する理由

- 村の人口が2万人以下と少ないこと(国においては人口2万人～3万人程度に1圏域の設定を想定している)。
- 行政が地区単位(木原・安中・大谷)の政策を行っていない。
- 仮に、複数圏域を設定したとしても、圏域ごとに地域密着型サービスや施設などを整備していかななくてはならないため、財政的に困難である。

(3)地域包括ケアシステムの構築に向けて

① 地域包括ケアシステムの構築

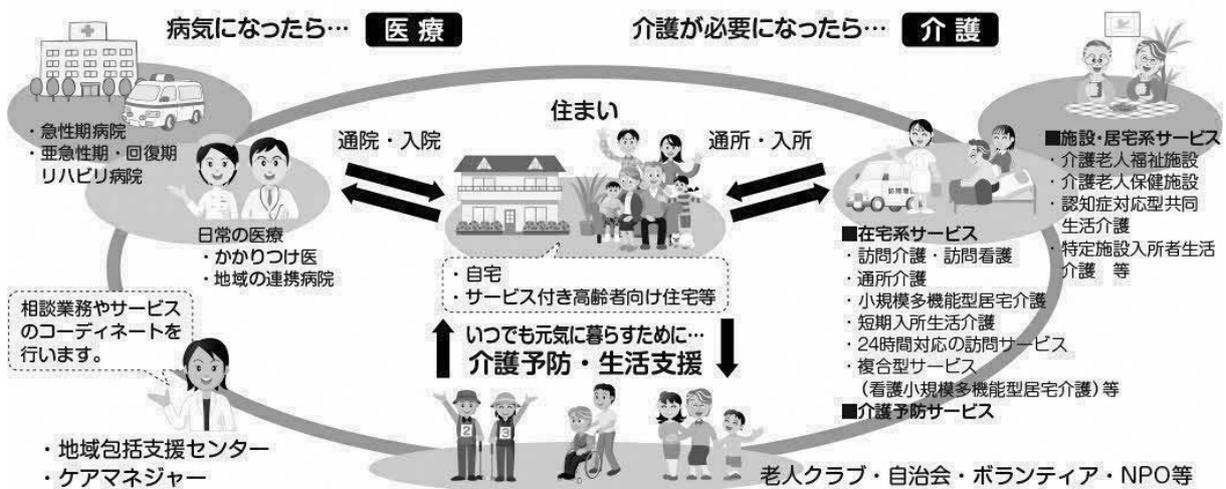
我が国は、諸外国に例をみないスピードで人口減少、少子高齢化が進んでおり、国では、65歳以上の人口は2040年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることを予想しています。

このような状況のなか、国では、2025年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳保持と自立生活を支援する目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

なお、地域包括ケアシステムについては「地域共生社会」を構成する高齢者・介護保険分野の要素として、位置づけられています。

■ 地域包括ケアシステムの姿

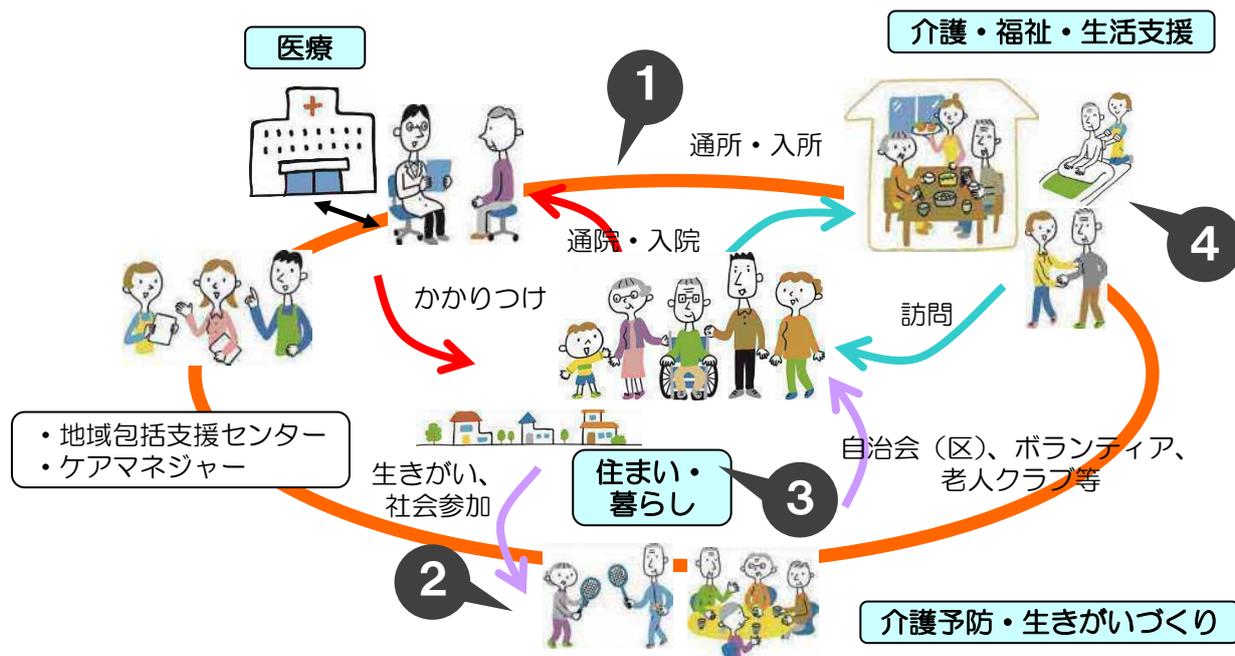
「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスも含めた様々な生活サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制」を指します。



② 美浦村の地域包括ケアシステムの姿

地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域資源やマンパワーのさらなる活用とともに、医療、介護、介護予防、福祉、生活支援、住まい、暮らし、生きがいづくりを一体的に提供することが求められています。

本計画においては、これまで取り組んできた高齢者福祉施策や介護保険事業等を進めるなかで、美浦村らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。



1. みんなで支えあう基盤づくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化を図ります。

2. 心身の健康づくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。特に、認知症高齢者に対しては、地域とともに見守れる仕組み・体制づくりに努めます。また、高齢者に配慮したまちづくりや多様な住まいの確保に努めます。

4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

支援が必要な高齢者が必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報を受けられ、相談のできる体制づくりに努めます。また、地域資源・人材を活用した取組を進めます。

第2節 基本目標及び施策の体系

(1)基本目標の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第8期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

地域社会では、高齢者福祉分野だけではなく様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯が複数の分野の課題を同時に抱え、複合的な支援を必要としている状況も見られます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療や介護だけではなく、日々の生活を円滑に行えるようにするサービスの充実が求められます。

高齢者の地域での生活支援に関する多様なニーズに応じたきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくために、生涯学習や文化芸術活動の推進を図るとともに、世代間交流や高齢者の健康づくりにもつなげていきます。

また、高齢者が地域社会を支える新たな担い手として活躍し、社会的な役割を持つことによって、生きがいを感じることができるよう、高齢者の持っている技能を社会において生かすために、シルバー人材センターの活用など、就労支援の推進を図り、高齢者の社会参加を促していきます。

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

健康寿命の延伸と介護予防のため、自ら取り組むことができるよう支援するとともに、後期高齢者健診などの保健事業と連携した介護予防、重度化防止のための一体的な取組「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」など、保健・医療部門と連携し、健康増進施策の推進と、介護予防事業の適切な実施を図り、要介護度・自立度の重度化防止を図ります。

また、社会が変化し複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯が増えるなか、地域包括支援センターを中心とした、支援の入口となる相談機能を充実させるとともに、高齢者だけでなく、生活困窮分野、障がい分野、児童福祉分野など、他分野との連携をより強化し支援していきます。

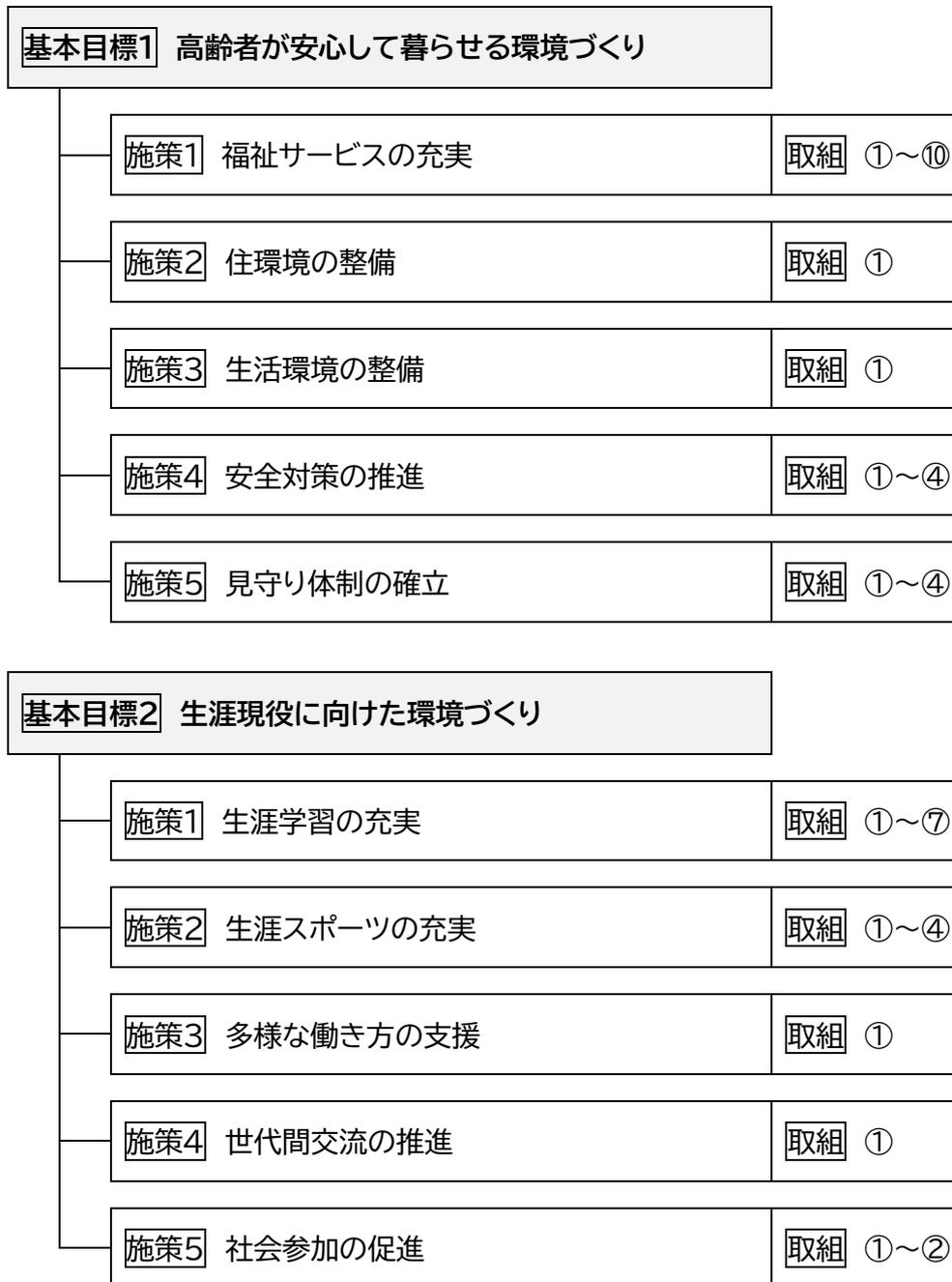
基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

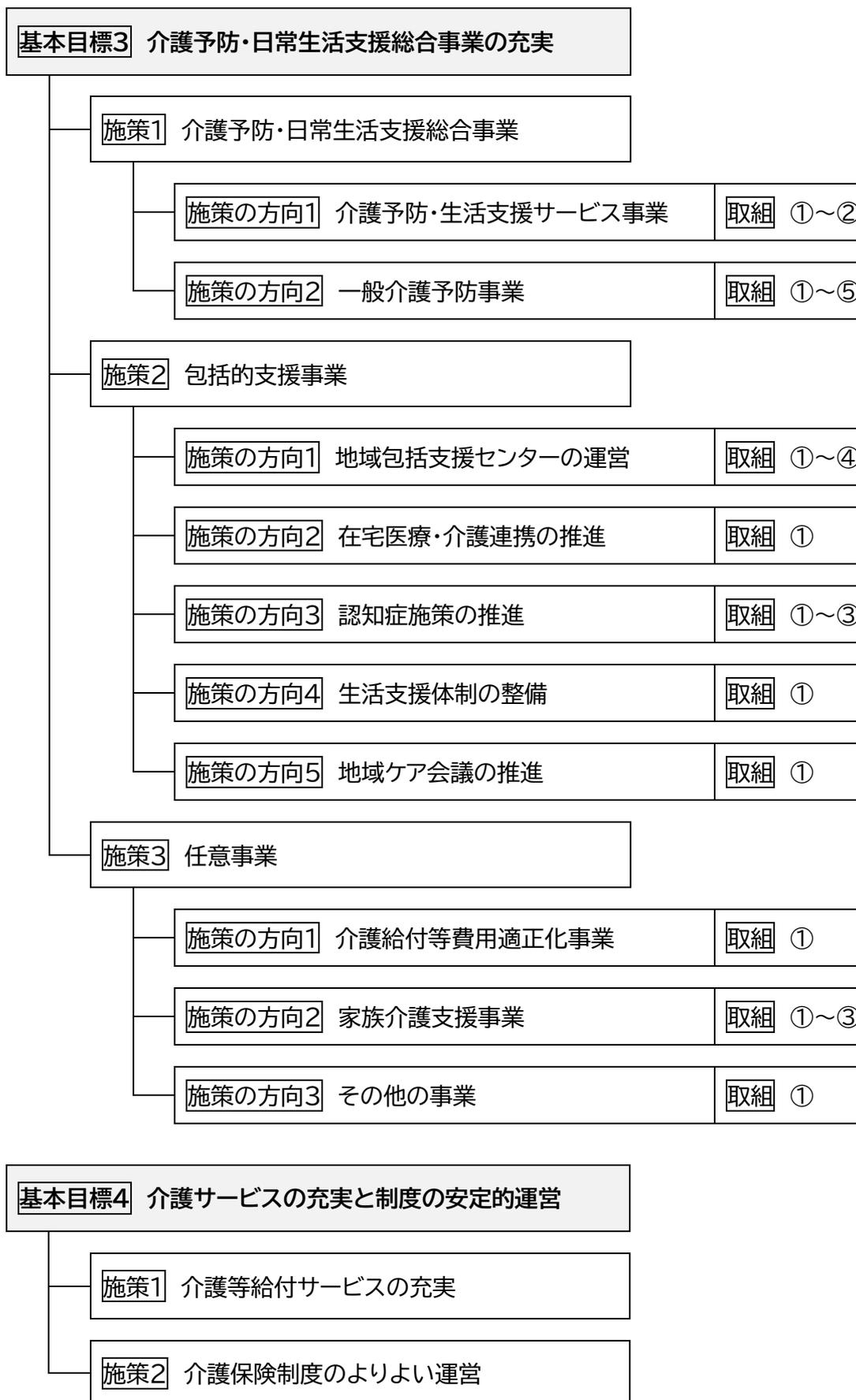
今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるようにサービスを安定供給できる基盤の整備を推進しながら、適正な介護保険事業の運営に努めます。

(2)計画の体系

本計画を構成する施策の体系は、次のとおりとなります。





〈各論1〉

- 基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり……………44
- 基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり……………57
- 基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実……………67
- 基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営……………88

基本目標1 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

施策1 福祉サービスの充実

〔 施策の方針 〕

・少子高齢化が進み、高齢者が生きがいを持って暮らすこと、できる限り要介護状態にならないようにすることが課題であり、高齢者が自立した生活を送るために必要な支援を行うことが必要とされています。村では、美浦村社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、介護保険の対象外となるサービスの充実に努めていきます。

① 生活管理指導事業

施策概要と現状

基本的な生活習慣が欠如していて、社会的適応が困難な方を短期間宿泊させることにより、生活習慣の訓練及び体調調整を図ります(7日程度)。このサービスは、日常生活に対する支援を行うことで介護予防の効果が期待されていることから、サービス提供体制の充実に努める必要があります。

今後の方向性

地域支援事業との連携を図りながら、介護予防につながるサービスが提供できるように努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用実人数(人)	0	0	1	1	1	1
利用延日数(日)	0	0	7	7	7	7

※ 令和5年度は見込み値

② 高齢者日常生活用具給付事業

施策概要と現状

要支援高齢者やひとり暮らし高齢者を対象に電磁調理器・自動消火器具等を給付し、日常生活の便宜を図ります。ここ数年、利用実績はないため事業の周知を図り、利用を促進していく必要があります。

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用実人数(人)	0	0	0	1	1	1

※ 令和5年度は見込み値

③ ひとり暮らし高齢者配食サービス

施策概要と現状

おおむね70歳以上の見守りが必要なひとり暮らし高齢者に、ボランティア団体が月2回夕食のお弁当を作り、安否確認を兼ねてボランティア、民生委員児童委員等が自宅まで届けます。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者の食生活改善と健康増進及び安否確認になることから、今後も民生委員児童委員、ボランティアの協力を得ながら高齢者を地域で支える体制作りを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
延配食数(回)	1,862	1,968	2,080	2,200	2,320	2,450

※ 令和5年度は見込み値

④ ステッキカー購入費助成

施策概要と現状

高齢者及び身体障がい者に対し、歩行を確保するために購入したステッキカーの費用の一部を助成します。

【助成金額】3,000円を上限とする(領収書添付の上、申請書提出)。

今後の方向性

今後とも事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	6	5	3	5	5	5

※ 令和5年度は見込み値

⑤ 緊急通報装置の設置

施策概要と現状

ひとり暮らし高齢者、病弱な高齢者2人で構成される世帯の住宅に緊急時に通報できる通報装置を設置し、生活安全確保、不安の軽減を図るサービスです。

※NTT固定回線のみ設置可能

今後の方向性

緊急通報装置の設置が必要な高齢者を把握するため、今後も、民生委員児童委員などとの連携を深めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
設置件数(件)	62	72	64	72	72	72

※ 令和5年度は見込み値

⑥ ひとり暮らし高齢者愛の定期便

施策概要と現状

70歳以上のひとり暮らし高齢者に、乳製品を定期的に配布しながら、安否確認も併せて行い、孤独感の解消を図ります。

今後の方向性

「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図るとともに、民生委員児童委員、ボランティアの協力を得ながら高齢者を地域で支える体制づくりを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用実人数(人)	38	47	46	47	47	47

※ 令和5年度は見込み値

⑦ 福祉タクシー利用料金助成

施策概要と現状

介護認定者、身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(㊤・A)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)を所持する方に医療機関等への通院・通所に要するタクシー料金の一部を助成します。

※自動車税減免を受けている方は除きます。

【助成金額】1回の乗車につき900円を上限とする（年間48回分が限度）。

今後の方向性

事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	54	66	77	77	77	77

※ 令和5年度は見込み値

⑧ 在宅環境改善事業

施策概要と現状

高齢者及び身体障害者手帳または療育手帳を所持する方の在宅生活の便宜を図るため、排泄・入浴・移動等を容易にするための住宅の一部改修に対し助成します。

【対象】・村民税非課税世帯に属するおおむね65歳以上の高齢者であり、申請時において、介護保険の認定を受けていないが、身体機能の低下により要介護状態等となるおそれが高い状態にある方。

・村民税非課税世帯に属する身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた障がい者(児)であって、美浦村障害者日常生活用具給付等事業及び美浦村重度障がい者(児)住宅リフォーム助成事業により給付及び助成を受けていない方。

【助成回数】1世帯1回(過去5年間に交付を受けた世帯を除く)

【助成金額】50,000円を上限とする。

今後の方向性

今後とも事業を継続して実施していくとともに、「広報みほ」や村のホームページなどを活用して事業の周知を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	1	1	1	1	1	1

※ 令和5年度は見込み値

⑨ 養護老人ホーム

施策概要と現状

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において生活することが困難な高齢者を村の措置により養護する施設です。本村には、養護老人ホームはありませんが、近隣市町の施設の利用により入居の需要に対応しています。

今後の方向性

今後も、在宅での生活が困難な高齢者の増加が予測されることから、近隣市町との調整を図りながら入所措置を円滑に進めるとともに、必要な入所定員の確保についても広域的な対応を検討していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(人)	1	1	0	1	1	1

※ 令和5年度は見込み値

⑩ 老人福祉センター

施策概要と現状

老人福祉センターは、地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、高齢者が健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等に利用できる施設です。

本村には、老人福祉センターが1箇所あり、村内在住の60歳以上の方や老人クラブ等の団体に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションの実施など生きがいきづくりの場を提供しています。

今後の方向性

今後も、老人クラブ等の団体の各種教養、趣味講座や教室の場として活用されることをはじめとして、高齢者の社会参加活動や生きがいきづくりの場として有効に活用されるよう、村内に在住する60歳以上の高齢者に利用促進を図っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用者数(延)	4,307	6,903	6,700	6,700	6,700	6,700

※ 令和5年度は見込み値

施策2 住環境の整備

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者が自宅や住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の状況に応じた住まいを確保することが必要です。また、公共施設において高齢者が活動しやすい設備を整備します。

① 高齢者にやさしい住宅環境の充実

施策概要と現状

近年、全国的に悪質なリフォーム業者によるトラブルが増えていることから、住宅改修をする際は、事前にケアマネジャーや村に相談するよう利用者に周知していく必要があります。

今後の方向性

高齢者の生活の場が暮らしやすい福祉的配慮のある住まいとなるように、介護保険の住宅改修について利用を促進します。

そこで、「広報みほ」やパンフレット、村のホームページなどを通じて高齢者に配慮した住宅や住宅改修に関する情報を提供します。

施策3 生活環境の整備

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者などが快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や県の「茨城県人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者をはじめ、すべての人が利用しやすい公共施設や道路、交通機関などの整備を行っています。

① 高齢者にやさしいまちづくりの推進

施策概要と現状

施設の入り口やトイレなどが、すべての人にとって、利用しやすい設計にはなっていない状況がみられ、公共施設、道路、公園などのバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりが必要となります。そのため、高齢者などが多く利用する日常生活道路について、車歩道の分離や拡幅などの整備、反射鏡やガードレールの設置、側溝の整備などを推進していきます。

今後の方向性

引き続き、これから新設や改修する公共施設については、県条例に基づき手すりやスロープの設置など、福祉的配慮のある整備を推進します。

施策4 安全対策の推進

〔 施策の方針 〕

- ・社会経済活動が複雑化するなか、高齢者が災害や犯罪の被害にあう危険性が高まっています。そのような被害から高齢者を守るため、地域全体で支援していく体制の整備を進めていきます。

① 交通安全対策の推進

施策概要と現状

高齢者の交通事故が多発していることから、交通安全指導の強化、道路の整備が必要となります。茨城県警察が行う、高齢者交通安全教室やシルバードライバーセミナーへの参加を通じて、高齢者の交通安全に対する意識を高めます。また、カーブミラーや街灯を設置し、交通事故防止に努めています。

今後の方向性

美浦村交通安全推進員、稲敷地区交通安全母の会や稲敷地区交通安全協会など関係機関と連携しながら、交通安全を組織的・継続的に展開していきます。

また、「広報みほ」やチラシを活用した広報、交通安全キャンペーン等を実施することで交通安全の普及・啓発に努めます。

② 防犯対策の推進

施策概要と現状

「広報みほ」やポスターなどを活用した広報・啓発活動を推進し、村消費生活センターとの協力・連携により被害拡大の防止に努めています。介護予防教室開催時に、同センター相談員によるミニ講座を開催しています。

今後の方向性

広報啓発活動により、高齢者の被害防止に努め、地域のなかで声をかけ合ったり、安否を確認することで、高齢者がいつも見守られ安心して暮らせる体制を整備します。

③ 防災対策の推進

施策概要と現状

人々の災害への不安は増大しています。特に寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者の避難や救助に関しては地域住民の力が重要になります。

今後、高齢化の進行に合わせて、自力避難が困難な高齢者が増加することが予想され、本村においても地域による住民同士の助け合いを中心とした避難行動要支援者登録制度を定め、体制の整備を進めています。

今後の方向性

「広報みほ」や村のホームページなどを活用して啓発を行うとともに、特にひとり暮らしの高齢者や在宅の要介護者要支援者がいる家庭については、民生委員児童委員など地域住民との協力体制づくりの推進を図ります。

今後も、ひとり暮らしや日中は一人で過ごすという高齢者の増加が見込まれるなか、災害発生時の避難に対し不安を持つ方、支援が必要な方への避難行動要支援者登録制度の周知を図り、登録を促すとともに、制度の充実に取り組む必要があります。

④ 新興感染症対策の推進

施策概要と現状

本村では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、平成26年12月に「美浦村新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康の保護と、村民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるよう、様々な対策を講じています。

また、新興感染症に関しては、「感染症法(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律)」や「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく国・県の対策を踏まえて感染予防の普及・啓発を図っています。

今後の方向性

引き続き、法令に基づき、関連機関との連携を図り、迅速に対応できる体制を推進します。

また、感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに、保健所や関係機関と連携のもと、新興感染症や季節性インフルエンザウイルス、肺炎球菌、結核等の感染予防の普及・啓発を図ります。

施策5 見守り体制の確立

〔 施策の方針 〕

- ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で支援を必要とする高齢者が、一人ひとりの心身状態に見合った生活支援サービスを受けながら、地域の関係者の協力・連携による見守りにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる状態を目指していきます。

① 民生委員児童委員との連携

施策概要と現状

民生委員児童委員は、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを訪問し、地域住民の情報を共有、連携しながら高齢者が地域で安心して暮らしていけるように見守りを行っています。

今後の方向性

民生委員児童委員活動を通じて、地域に根差した福祉活動を展開し、安心して暮らせるよう支援を行い、情報提供など関係機関との連携を図ります。

そのため、村民の理解と協力を得るとともに、地域ケア会議等により高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。今後も地域の課題を把握するため、見守り体制の維持に努めます。

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し解決していくため、民生委員児童委員、美浦村社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

② ボランティア活動の推進

施策概要と現状

従来、地域における問題は地域住民の協力により解決していくという「助け合い・支え合い」の意識が強く根付いていました。しかし、現在では少子化や核家族化の進展とともに、地域共同体としての意識や機能が衰退しつつあります。そのため、地域住民の支え合いによる連携体制の強化が求められており、その担い手であるボランティア活動に対する関心が一層高まっています。

本村では、美浦村社会福祉協議会が中心となってボランティアの養成、募集などを行っており、福祉をはじめ様々な分野で多くのボランティアが活躍しています。

今後の方向性

今後とも美浦村社会福祉協議会を主体として、①ボランティア活動を行いたい人と受けたい人をつなぐボランティアコーディネート機能や、②ボランティアグループ間の情報交換や有機的な組織作りを支援するボランティアネットワーク機能の充実を図り、村民の主体的・自発的活動を支援していきます。

また、シルバーボランティア(高齢者によるボランティア)の活動を推進し、その活用を図り、地域全体で高齢者を見守るネットワークの確立を目指します。

さらに、村民の需要と供給を結びつけ、地域の支え合い活動をさらに推進していくために「有償サービス」の創設を検討していきます。

③ NPO活動の促進

施策概要と現状

NPOとは、Nonprofit Organizationという英語の略称であり、日本語に直訳すると、「非営利組織」となります。この場合の「非営利」とは利益がでた場合に内部で分配しないことを示しており、利潤を追求するのではなく、社会的な使命をもった組織です。

近年、NPO法人の活動が活発に行われており、地域の福祉の活性化のために、大きな期待がよせられています。様々な福祉サービスの担い手として体制を整備していく必要があります。

今後の方向性

単身世帯等が増加し、支援を必要とする高齢者も増加するなか、生活支援の必要性が増加し、NPOなどの多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要となり、ボランティアをはじめ、NPO法人の活動を促進していきます。

④ 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

施策概要と現状

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、各市町村が成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることが規定されています。これを踏まえ、本村においては、本項目を成年後見制度の利用促進に係る基本計画として上位計画である「第3次美浦村地域福祉計画・地域福祉活動計画」に位置づけており、本項目と連携を図るものとします。

本村では美浦村社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を実施し、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者について金銭管理を行っています。

また、福祉介護課において成年後見制度利用についての相談等を行っています。そのなかで、身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった場合、関係機関と協議し、村長申立てを行っています。

今後の方向性

美浦村社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行するケースもあり、日常生活自立支援事業からの切れ目のない権利擁護の実施ができるよう、連携を深めていきます。

成年後見を必要とする方や申立てをする方に対する相談や申立て手続き支援、全体のコーディネートを行う成年後見等実施機関(中核機関)の運営に取り組むとともに、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等の増加に伴い、制度の利用について増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発を行います。

また、地域ケア会議等既存の資源・仕組みを活用し、関係機関、専門職団体等と連携を図り、成年後見制度における支援の仕組みを作ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
成年後見等実施機関の設置(箇所)	0	1	1	1	1	1
相談件数(実人数)	11	16	16	20	20	20
地域ケア会議での検討回数(回)	0	1	1	2	2	2
普及・啓発回数(回)	0	1	1	2	2	2

※ 令和5年度は見込み値

基本目標2 生涯現役に向けた環境づくり

施策1 生涯学習の充実

〔 施策の方針 〕

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域や社会と関わりを持ち続け、地域で展開される活動に意欲的に参加できるということが必要です。高齢者が生涯を通じて生きがいのある生活ができるように、福祉だけではなく生涯学習活動との連携のもとで、高齢者の多様な活動を支援します。

① 生涯学習組織の推進

施策概要と現状

本村では中央公民館(生涯学習課)を拠点として各種講座、教室、イベントなどを開催しており、そのなかで自主的な活動が活発に行われています。

高齢化の進展とともに、高齢者のライフスタイルや価値観も多様化しています。今後は、様々な高齢者のニーズや趣向に応じた活動を検討していく必要があります。

今後の方向性

生涯学習の体系は、家庭教育、学校教育、社会教育の相互の連携、補完をもとに個人、家庭、地域など社会の生活領域全般にわたっています。教育に関連する行政機関や団体などの事業など総合的にネットワーク化を進めるとともに、高齢者が求める学習条件を整えるため、生涯学習推進組織の整備・充実を図ります。

また、高齢者の多様なニーズに対応した趣味活動を広めていくため、活動内容を工夫していくなど参加しやすい体制をつくり、生涯学習の活性化を推進していきます。

② 学習情報の提供の整備

施策概要と現状

高齢者の意識や価値観が多様化し、主体的に自己確立を目指す機運が高まっています。生涯学習のきっかけづくりとして、「みほ文化講座」をはじめとする各種の講座を拡充し、学習者の知識・技術の向上及び社会参加の促進に努めています。学習情報は、「広報みほ」のほか文化芸術活動の中心となっている中央公民館や社会教育施設などで提供されています。

今後の方向性

高齢者の自主学習意欲を高め、積極的に生涯学習活動に参加できるよう、情報や資料の提供に努めます。また、高齢者の多種多様な学習要求に対応するための学習課題を取り上げ、学習者の立場や要求を考慮した学習機会を提供するとともに、誰もが生涯学習に取り組むことのできる環境づくりに努めます。

また、様々な活動に高齢者が参加していけるよう、「広報みほ」や村のホームページなどを通じて周知を図ります。

③ 学習機会の充実

施策概要と現状

高齢者がいきいきと楽しく生活していくために、高齢者の一人ひとりの意欲や能力、適性に応じて気軽に学習できる機会を提供することが必要になります。また、急速な時代の変化により、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化しています。こうした社会の変化に対応していくためにも、高齢者の趣向に応じて既存の講座内容を見直すなど、高齢者のもつ豊かな知識や経験を生かせる機会を提供していく必要があります。

本村では高齢者を対象とした学習機会の場として、高齢者学級「美浦大学」、美浦大学を終了した方を対象とした「美浦大学院」を開催しています。高齢者の学習意欲は高まっており、専門分野のさらなる拡充が必要となります。

今後の方向性

時代の変化に対応した高齢者の生きがいづくりのため、各種講座の開発に努めるとともに、高齢者のもつ豊かな知識や経験が生かせる機会と活動場所の拡充を目指します。

今後は高齢者の学習意欲をさらに高揚させるよう美浦大学受講経験者の団体支援などをしていきます。

④ 団体グループの育成

施策概要と現状

高齢化や核家族化の進行などに伴い、地域との結びつきが弱くなっています。そのため、団体やグループでの社会参加活動を通して、小さな単位での仲間づくりを進めていくことが求められています。

現在、「美浦村文化協会」には29団体が加盟、また公民館登録同好会には23団体が登録しており、同じ趣味をもった仲間同士が集まり、様々な活動を行っています。

本村では上記登録団体に、公民館などの使用料を減額するなど、活動の支援を継続的に行っています。

今後の方向性

文化芸術活動の情報収集と提供及び各団体の育成・援助に努めます。村内の団体相互の連絡協調を図り、個々の文化芸術活動を振興します。

活動参加のための広報啓発活動や学習活動が地域活動に結びつく体制づくりを支援するとともに、学習成果の発表の場を提供するなど活動の活性化を図ります。また、団体・グループ相互の情報交換や交流を推進し、意識の高揚を図ります。

⑤ 指導者・リーダーの育成

施策概要と現状

生涯学習活動の活性化を促進するためには、指導者・リーダーの存在が必要であることから、学習活動推進の核となる指導者の育成、援助に努めています。平成17年度より個人（達人バンクたくみ）、サークル、企業、公共機関、行政職員が講師となる「美浦村まちづくり出前講座」を設置し、多種多様な特技や知識を兼ね備えている高齢者の協力を得て、指導者・リーダーの養成を図っています。

今後の方向性

学習内容の多様化・高度化に対応した指導者の養成と職員のさらなる資質の向上を図るために研修体制の充実を図り、有志の指導者を養成していきます。

また、高齢者が自らの発想と行動力で学習できる環境を整備するとともに、様々な活動を先導するリーダーの育成に努めます。

さらに、高齢者が長年の人生で培ってきた、様々な技術を活用してもらうために、「まちづくり出前講座」の登録を勧め、公民館や地区サークルの指導者として、また学校のゲストティーチャーとして活躍してもらうよう呼びかけていきます。

今後、多様化する学習要求に応えるためには、行政による生涯学習の推進はもとより、生涯学習ボランティアの活用が重要となります。そのため、生涯学習ボランティアの養成、拡充を図ります。

⑥ 学習施設の整備と有効利用の促進

施策概要と現状

学習施設としては、中央公民館、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設、美浦村文化財センターなどの社会教育施設が利用されています。

その中心的な役割を果たしている施設が中央公民館であり、社会教育施設以外の施設との連携により、学習しやすい環境の整備を検討する必要があります。

今後の方向性

生涯学習活動を効果的に推進するため、地域に根ざした活動の展開による地域社会の形成という観点から、村民の身近な施設としての社会教育施設の整備に努めるとともに、村民の要求に応えるため、それぞれの地域の実態を考慮した学習プログラムの開発に努めます。

また、高齢者が学びたい時に自由に学べるように、生涯学習の拠点として、社会教育施設、学校、スポーツ・レクリエーション施設、保健福祉施設、地区公民館などとの連携を図り、高齢者が学習の場として利用しやすい環境づくりを推進します。

⑦ 老人クラブの充実

施策概要と現状

老人クラブは、おおむね60歳以上の高齢者を対象とした自主的な活動組織で、同一小地域に居住する方によって組織されます。クラブごとに教養の向上や健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流など様々な活動に取り組んでいます。

村内小学校児童の下校時の見守りやひとり暮らし高齢者の見守りを実施するなど、地域貢献も果たしています。近年、会員の高齢化や、若年会員の加入減少により、会員の確保が課題となっています。

今後の方向性

今後とも、美浦村社会福祉協議会と連携をとりながら、老人クラブ活動への支援を行い、活動の活性化を図ります。

また、支部長等への働きかけを行い、リーダーの育成にも努めていきます。

施策2 生涯スポーツの充実

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者がそれぞれの体力や年齢、目的などに応じて、楽しむことができる生涯スポーツ活動などの普及、支援を図るとともに、スポーツ関係団体の主体的な活動を支援し、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。

① スポーツ・レクリエーション活動の普及・充実

施策概要と現状

本村では、一般の方を対象として霞ヶ浦湖畔ウォーキング、ふれあいハイキングを開催するとともに、グラウンドゴルフや輪投げなどの高齢者が中心となるニュースポーツなどのサークルが活動しています。

また、地域間の交流を深めるため、茨城県社会福祉協議会が主催する「いばらきねんりんスポーツ大会」の、輪投げ、グラウンドゴルフの2種目に参加して好成績をおさめるなど、本村の高齢者スポーツが活発に行われていることがうかがえます。

今後は高齢者でも気軽に参加できるニュースポーツなどの普及・促進を図り、参加者の拡大を図る必要があります。

今後の方向性

高齢者のニーズに応えると共にニュースポーツを取り入れスポーツ人口の拡大を目指します。また、スポーツ種目の多様化、高齢者などの参加人員の増加を図ります。

② 指導・相談体制の充実

施策概要と現状

スポーツ推進委員10名が、生涯スポーツの推進のため様々な役割を担い、ニーズに合ったスポーツ大会などを行えるように指導しています。

今後の方向性

ニュースポーツなどの指導者研修に参加し、スポーツ・レクリエーション活動の場で活躍できるように努めるとともに、高齢者自身が指導者となるような体制づくりに努めます。

③ スポーツ交流の促進

施策概要と現状

本村では輪投げ、グラウンドゴルフ大会などを開催し、各種団体間の交流を深めています。スポーツは地域や世代を越えた交流を深める重要な役割を果たします。高齢者も気軽に参加できるスポーツの普及により、世代間交流を深め、地域におけるコミュニケーションの活性化を図る必要があります。また、地域の連帯感を強め、互いに支え合う地域コミュニティづくりが求められています。

今後の方向性

高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション大会を今後も開催し、他の地域団体や、世代間の交流を深め、スポーツを通じた地域におけるコミュニケーションの活性化を図ります。

また、高齢者が気軽に参加でき、楽しく活動できる種目を導入し、生涯スポーツの推進に努めます。

④ 施設の有効活用

施策概要と現状

グラウンドゴルフ、ディスクゴルフ大会などは光と風の丘公園の施設を利用し、輪投げは農林漁業者トレーニングセンターなどを利用して開催されています。

今後も施設の有効利用を検討し、多くの村民に利用してもらえるよう支援していく必要があります。

今後の方向性

スポーツ・レクリエーションを楽しみ、高齢者の健康につながるよう、光と風の丘公園や村内体育施設、地区公民館などの活用を図り、生涯スポーツを支援していきます。

施策3 多様な働き方の支援

〔 施策の方針 〕

・人生100年時代を見据え、働きたい意欲のある高齢者の視点に立った働き方が広がること
が、高齢者の生きがいがある生活につながります。退職後においても、高齢者自身が長年培
ってきた知識や経験を生かし、地域での就労や支え手としての社会参加へつながるよう、就
業機会の確保を支援します。シルバー人材センターの会員の拡大や、高齢者の生活支援ニー
ズに合ったサービス提供の拡充を図り、就労的活動支援コーディネーターについて検討しま
す。

① シルバー人材センター

施策概要と現状

高齢者の豊かな経験と知識・技術を生かし、働くことを通じて「社会参加」や「生きがいの
増進」に寄与することを目的として、就労を希望するおおむね60歳以上の人に、臨時的、
短期的な就業を紹介します。

今後の方向性

これまで以上に、就業機会の確保と生きがいづくりの促進を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
受託件数(件)	1,150	1,081	1,081	1,000	1,000	1,000
会員数(人)	164	162	156	156	156	156

※ 令和5年度は見込み値

施策4 世代間交流の推進

〔 施策の方針 〕

・地域の活性化のためには、様々な世代の人々がふれあうことで、互いがもっている考えや能力などを理解し合う関係を築いていくことが求められます。少子高齢化、核家族化の影響により地域における世代間の接点が減少しているなか、世代間が交流できるような取組の創出が必要になります。

① 世代間交流の推進

施策概要と現状

少子高齢化、核家族化が進み、高齢者と子どもが関わる機会が減少するなか、地域において世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的に、配食サービスお弁当の掛け紙を通して交流を図っています。

また、老人クラブ会員が「みほ見守り隊」を結成し、定期的に村内総学校の下校時児童の見守り・防犯活動を行っています。

今後の方向性

ひとり暮らし高齢者見守り配食サービスお弁当に、保育所児作成の掛け紙(絵やメッセージなど)を添えて届けることで、子どもたちの高齢者への優しさや思いやりの心を育み、高齢者が元気な気持ちになり、日常生活の意欲・向上につなげます。

「みほ見守り隊」が下校時に通学路に立つことで、犯罪抑止力の効果に加え、互いに声を掛け合うことによる児童の心の成長や、地域活性化などを図ります。

施策5 社会参加の促進

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者の社会参加が進み、高齢者が地域の担い手となることは地域づくりの観点からも重要です。高齢者と社会とのつながりの確保の観点からも一層の取組の充実を図っていきます。

① ボランティア活動への参加促進

施策概要と現状

本村では高齢者向けのサービスを中心に、障がい者や児童・生徒対象のサービス、環境美化運動など、様々な活動を行っています。

美浦村社会福祉協議会では、ボランティアをしたい人とボランティアを頼みたい人を結びつける「美浦村ボランティアセンター」を設置しています。

ボランティアに関する情報を発信し、村内で活動しているボランティア団体の活動支援、連絡調整を行いながら、地域のボランティア活動の活性化を図ります。

また、夏休みこども応援プロジェクトとして、村内の小学生を対象に、ボランティアが学習や体験活動の支援を行う「みほちゃん広場」を開催します。ボランティア活動者が高齢化・減少するなかで、ボランティア同士が連携し、地域の実情に合った活動を模索し、課題に取り組んでいます。

今後の方向性

ボランティアに対する意識を高め、ボランティア活動を更に活性化させていくことが必要であり、高齢者自身も地域を支える担い手として、気軽にボランティア活動に参加できるように支援します。

今後も美浦村ボランティアセンターが中心となり、ボランティア団体・個人を対象とした研修会や連絡会を開催するなど、村内ボランティアの連携体制を強化していきます。

みほちゃん広場では、ボランティアによる様々な体験活動を通して、希薄化した地域と子どもとのつながりを深め、社会参加や生きがいづくりの促進を図ります。

② 地域活動参加の支援

施策概要と現状

すべての村民は、住み慣れた地域で住民の温かいまなざしに見守られながら、希望に満ちた生活を送りたいと望んでいます。そのためには、地域住民の思いやりやぬくもりのある愛情あふれた村づくりが必要となります。

これからの高齢者は、支援される受け身的な存在でなく、今まで培ってきた知識や経験・技術などを地域活動に生かし、地域づくりの中心的な役割を果たす必要があります。元気で活動的な高齢者が増えていけば、村の活性化につながり、地域の連携による温かな社会を形成することができます。

高齢者などの地域社会への参加や地域での仲間作りを目的とした地域住民の集まり(サロン)を開催している団体に対し、美浦村社会福祉協議会が補助金を支給しています。

今後の方向性

高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関や各団体との連携を図りながら、内容の充実に努め、事業内容の普及・啓発に努めます。

基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

施策1 介護予防・日常生活支援総合事業

施策の方向1 介護予防・生活支援サービス事業

〔 施策の方針 〕

・介護予防事業は、生活機能の維持向上を目的として、利用者一人ひとりの状態を把握しながら、その人に合った適切な介護予防に取り組めるよう支援を行います。

① 訪問型サービス

事業概要と現状

介護予防・日常生活支援総合事業では、各市町村が基準や単価を設定して運営することになります。地域の実情に応じたサービスの創意工夫により既存の介護事業所だけでなく、NPO、ボランティア団体、自治会等の住民によるサービス提供も可能になります。現在は基準によるサービスを提供していますが、今後は、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービスの検討が課題となっています。

今後の方向性

要介護認定で要支援1又は2に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方で、掃除・洗濯などの日常生活支援が必要な方には、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスを提供します。

また、ボランティア等の多様な主体が参画したサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
訪問型サービス実施人数(人/月)	17	19	20	22	24	26

※ 令和5年度は見込み値

② 通所型サービス

事業概要と現状

令和元年度より基準によるサービスに加えて、閉じこもり予防や虚弱状態の予防・悪化防止を目的に基準緩和型の通所サービスを開始しました。

介護予防・日常生活支援総合事業では、各市町村が基準や単価を設定して運営することになります。地域の実情に応じたサービスの創意工夫により既存の介護事業所だけでなく、NPO、ボランティア団体、自治会、老人クラブ等の住民によるサービス提供も可能になります。現在は基準によるサービスと基準緩和型サービスを提供していますが、今後は、さらに本村の実情に応じたサービスの検討が課題となっています。

今後の方向性

要介護認定で要支援1又は2に認定された方、及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方で、日常動作訓練や入浴などの自立支援が必要な方、また閉じこもり予防や虚弱状態の予防・悪化防止が必要な方等、個々のニーズに応じた介護予防ケアマネジメントを通じ、通所型サービスを提供します。

また、ボランティア等の多様な主体が参画したサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
通所介護相当サービス実施人数(人/月)	27	34	38	40	42	44
基準緩和型通所サービス(実人数)	15	19	25	28	28	28

※ 令和5年度は見込み値

施策の方向2 一般介護予防事業

〔 施策の方針 〕

- ・一般介護予防事業は、村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

① 介護予防把握事業

事業概要と現状

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、平成29年度より窓口・電話などにより相談があった方に対して基本チェックリストで介護予防情報を把握し、介護予防・日常生活支援総合事業につなげています。

事業対象に該当する方が、できるだけ早期に介護予防事業を利用できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の周知徹底に力を入れる必要があります。

今後の方向性

地域の実情に応じて収集した情報の活用により、運動機能の低下や閉じこもり、栄養不足など、何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。

「広報みほ」や村のホームページ、その他様々な場面を活用して介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報を周知・啓発を行います。

② 介護予防普及啓発事業

事業概要と現状

現在介護認定を受けていない高齢者が要支援及び軽度の介護認定者とならないように予防をしていくことや、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として市町村が実施するものです。

今後も高齢者のフレイル(虚弱化)予防など、介護予防の普及啓発を目的に、関係課や関係機関・各専門職等と連携して、運動機能向上、認知症予防、口腔ケア、低栄養予防に関する講座を開催します。また、「広報みほ」や村のホームページ、その他様々な場面を活用して、村民への介護予防に関する周知・啓発を行います。

今後の方向性

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、フレイル状態にある高齢者の増加が懸念されます。新型コロナウイルス感染症拡大を経て、工夫しながら効果的な方法で教室等を実施するとともに、介護予防やフレイル予防の重要性について、住民への普及・啓発を行う必要があります。

高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけではなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域で参加できる機会を増やしていくことが重要であり介護予防につながります。そのためには、住民が主体的に取り組む「通いの場」を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを強化していきます。

また、事業実施にあたっては、地域の医療関係団体等との情報共有・連携を図りながら推進していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防教室(実人数)	99	101	145	150	155	160
運動教室(実人数)	12	31	35	38	40	40
フレイル予防教室(実人数)			14	15	15	15

※ 令和5年度は見込み値

③ 地域介護予防活動支援事業

事業概要と現状

地域介護予防活動支援事業は、高齢者が誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的としています。

本村においては、介護予防を推進するため、「シルバーリハビリ体操」を指導する「シルバーリハビリ体操指導士」を美浦村社会福祉協議会に委託して養成を行い、会の活動を支援しています。美浦村シルバーリハビリ体操指導士会は、ふれ愛プラザや地区老人クラブ、サロン等で、体操の普及活動を行っており、今後も会員の増加を図り、シルバーリハビリ体操を積極的に取り入れてもらえるよう周知し、活動の拡充を図ることが課題です。

今後の方向性

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
シルバーリハビリ体操指導士養成事業(実人数)			4		8	
シルバーリハビリ体操指導士登録(実人数)	35	30	30	34	34	38
シルバーリハビリ体操活動回数(日/年)	67	131	150	170	180	190
介護予防に資する住民主体の通いの場(箇所)	6	7	8	10	12	14

※ 令和5年度は見込み値

④ 一般介護予防事業評価事業

事業概要と現状

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的とする事業です。

今後の方向性

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況や事業の実施状況などの検討を通じ、総合事業全体の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法などの改善を図ります。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要と現状

地域の実情に応じた介護予防の取組が効果的かつ効率的に実施できるよう、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する事業です。

今後の方向性

地域における介護予防の取組を機能強化するために、住民や介護職員等への介護予防に関する技術的支援や各種事業におけるケアマネジメント支援、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うなど、リハビリテーション専門職の関与を促進します。

また、本計画では、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に具体的な取組と目標を記載し、地域の実情に応じた適切な施策を実施することが求められています。

本村においては、要介護(支援)者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
地域ケア会議等へのリハビリ専門職の参画・支援(回)	1	1	1	2	2	2

※ 令和5年度は見込み値

施策2 包括的支援事業

施策の方向1 地域包括支援センターの運営

〔 施策の方針 〕

- ・後期高齢者の増加や8050問題、介護と育児のダブルケア等世帯のなかに複数の課題・支援対応を必要とする相談が増加しており、高齢者が地域で自立した生活を支える拠点として地域包括支援センターの役割は年々増大しています。
- ・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもであるヤングケアラーについて、子育て部門や障がい部門などと連携し、相談対応や関連施策の活用、介護保険サービスの適切な利用による家族介護者の実態把握を含めた支援に努めます。
- ・高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターと関係機関及び地域とのつながりを強化し、地域包括ケアシステムの実現へとつなげるため、ネットワークづくりを進めます。

① 地域包括支援センターの運営

事業概要と現状

地域包括ケアシステムの要となる地域包括支援センターについては、介護保険法第115条の46に基づき、村内1箇所・役場福祉介護課内に設置しています。業務内容としては、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施機関として、適正な事業運営を行います。

今後の方向性

地域包括支援センターの役割に応じた体制を確保するため、条例の配置基準に従った人員を配置し、地域包括支援センターのさらなるサービスの質の確保に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
センター数(箇所)	1	1	1	1	1	1
地域包括支援センター職員数(人)	3	3	3	3	3	3

※ 令和5年度は見込み値

② 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)

事業概要と現状

要介護認定で要支援1・2に認定された方及び基本チェックリストにより事業対象者に該当された方の介護予防や日常生活支援を目的として、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう目標を設定し、その目標の達成に取り組んでいけるよう「介護予防ケアマネジメント」を行います。心身の状況や置かれている環境、その他状況に応じて、対象者自らの選択に基づき介護予防事業その他適切な事業が包括的に効率的に実施されるよう必要な支援を行います。

今後の方向性

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、個々に合わせたケアマネジメントの実施が重要です。そのためには、適切なアセスメントの実施により利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者がその達成に取り組んでいけるよう、介護予防ケアマネジメントの強化を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防ケアマネジメント総数(延人数)	315	392	420	450	480	500
介護予防ケアマネジメント委託数(延人数)	261	303	315	330	340	350

※ 令和5年度は見込み値

③ 総合相談支援業務・権利擁護業務

事業概要と現状

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切な保健・医療・福祉サービスの機関や制度の利用につなげる等の支援を行っています。

また、虐待や消費者被害等から高齢者を守るため、ニーズに即した適切なサービスや消費生活センターや警察等の機関につなぎ適切な支援を行うことにより、高齢者の生活の維持を図ります。

今後の方向性

高齢者やその家族、地域住民からの様々な相談に対応できるよう、専門職のスキルアップを図るとともに、地域の保健・医療・福祉・介護等の様々な関係機関や団体との連携を強化します。

高齢者福祉の相談窓口として周知し、地域住民や警察・福祉関係者等との連携を図りながら、訪問等による実態把握を行い、支援が必要な方を早期に発見し対応するとともに、地域課題の把握を行っていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
センター相談件数(実人数)	172	203	250	270	290	310

※ 令和5年度は見込み値

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業概要と現状

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、保健・医療・福祉等の関係機関や関係者等多職種による連携体制の強化・構築を図ります。また、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談・支援を行い、ケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めます。

今後の方向性

今後も包括的・継続的ケアマネジメントを充実させるために、施策の方向性や介護支援専門員をはじめとする関係者のニーズを把握し、必要な事業を展開していきます。そして、保健・医療・福祉等の関係機関の連携強化を図り、包括的・継続的なケアを実現できるケアマネジメントが提供される環境づくりを実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

支援事業	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ケアマネジャー等研修会(回)	7	4	4	6	6	6
参加者数(延)	84	29	30	90	35	35

※ 令和5年度は見込み値

施策の方向2 在宅医療・介護連携の推進

〔 施策の方針 〕

- ・在宅医療・介護連携を進めるためには、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリテーション専門職などの医療関係職種と介護支援専門員、介護関係職種といった多職種の連携が重要となるため、地域包括支援センターにおける医療面の対応強化への支援や、医療に関する専門的な知見を有する在宅医療に関する拠点機能の構築及びその拠点を中心とした連携の強化が必要となります。
- ・本村では、稲敷医師会や近隣の医療機関などと連携しながら、在宅医療・介護連携を図っていきます。

① 在宅医療と介護の連携

事業概要と現状

医療ニーズと介護ニーズの両方を有する状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することが求められています。在宅医療と介護の連携が推進されるよう、住民への啓発や医療機関と介護保険事業者との情報共有や関係づくり、支援提供体制の構築等を進めていく必要があります。

今後の方向性

住み慣れた地域で、在宅医療や介護を受けながらできるだけ長く生活することを支援するため、地域の医療機関や介護事業所等、在宅医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築を図ります。

在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携が求められる4つの場面(①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り)の「目指すべき姿」を設定し、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築に向け、地域の医療や介護の多職種間において、さらに連携を深めるとともに、地域包括ケアシステムの強化を図ります。

また、多職種連携のための意見交換会や研修会を開催し、顔の見える関係性の構築、スキルアップを図るとともに、適切な医療と介護の支援を受けることで、在宅で療養生活を継続できること、自分が望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって家族等と共有する取組(人生会議・ACP)について、普及啓発を行います。

さらに、地域の実情に応じて取組内容の充実を図るとともに、PDCAサイクルに沿って取組を推進していきます。

【4つの場面の「目指すべき姿」】

①日常の療養支援

医療・介護関係者の多職種協働によって患者・家族の日常の療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活ができるようにする。

②入退院支援

入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるようにする。

③急変時の対応

医療・介護・消防(救急)が円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された対応を踏まえた適切な対応が行われるようにする。

④看取り

地域の住民が、在宅生活での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・看護関係者が、対象者本人(医師が示せない場合は、家族)と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援する。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会(回)	0	0	0	1	1	1
関係会議の参加(回)	1	1	5	2	2	2
研修会の開催(回)	1	0	1	2	2	2

※ 令和5年度は見込み値

施策の方向3 認知症施策の推進

〔 施策の方針 〕

- ・令和5年6月14日に「認知症基本法」が成立し、認知症施策推進に関する基本理念と、国・地方公共団体・国民の責務が示されました。認知症施策推進に関する基本理念に基づき、今後も医療機関、事業者等が連携を一層強め、認知症への理解を深めるための啓発、地域の見守り活動等(地域づくり)に取り組む必要があります。
- ・認知症基本法の基本理念や認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、認知症施策を推進していく必要があり、地域や職域で認知症の人を支援する認知症サポーターの養成を進めるとともに、地域の支援ニーズとつなぐ仕組みづくりにより、認知症当事者も地域を支える一員として社会参加することの支援や個別の状況に総合的に応じる相談体制の整備等に取り組んでいきます。

① 認知症地域支援・ケア向上推進事業

事業概要と現状

認知症の人やその家族が地域のよりよい環境のなかで自分らしく暮らし続けるためには、地域の住民や事業者等が認知症について十分に理解し、認知症の人を支える気持ちを持つことが重要です。認知症の数は年々増加傾向にあるため、一人でも多くの住民が認知症の症状や認知症の人への対応方法、若年性認知症などを理解することが必要です。

本村では、認知症についての基礎知識やサービス、相談先等を網羅した認知症ケアパスを作成しています。また、認知症サポーター養成講座を実施しており、既に多くの住民が「認知症サポーター」として、地域で日常的な見守り活動に携わっています。

今後も医療機関、事業者等が連携を一層強め、認知症への理解を深めるための啓発、地域の見守り活動等(地域づくり)に取り組む必要があります。

今後の方向性

認知症の人をはじめ、社会から孤立しがちで支援を要する人を早期に発見して、適切な対応につなげることを目的として、見守りネットワークを地域住民・公共機関・民間事業者等の協力によって構築しています。今後もこれらの取組を推進して、住民の認知症に対する理解促進と見守り体制の充実を図ります。

また、「認知症カフェ(オレンジカフェ)」を拡充し、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等とのつながりを作り、家族の介護負担を軽減するとともに、認知症の人が住み慣れた地域で生活ができるよう支援していきます。

さらに、今後、認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、認知症の人や若年性認知症の人のための認知症カフェの開催や、社会参加活動支援について検討します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
オレンジカフェ開催数(回)	1	6	6	12	12	12
オレンジカフェ参加者数(延)	18	82	110	180	180	180

※ 令和5年度は見込み値

② 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

事業概要と現状

認知症に対する正しい知識を習得することで誤解や偏見をなくし、認知症の方やその家族等が安心して地域で暮らせるよう、応援・支援するための「認知症サポーター」を養成します。高齢者の増加に伴い増加する認知症高齢者等に対応するために、認知症とは身近なことであると理解していただくことが必要です。本村では平成18年から実施し、ボランティア団体、各種団体、村職員、村議会議員等を対象に養成講座を開催しています。

今後の方向性

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりのために、関心のある世代だけではなく、幅広い世代にも認知症の正しい知識の普及・啓発を行う必要があります。小中学生や、就労世代など、多様な世代への講座を展開していきます。

また、認知症の人と地域で関わることが多い小売業・金融機関・公共交通機関等で働く人たちが、認知症の理解を深め、適切な対応をとることができる環境づくりを推進します。

さらに、認知症サポーターが支援者として活躍してもらえる「認知症カフェ」や認知症の人や家族に対する生活面の支援等を行う「チームオレンジ」を今後整備し進めていきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
認知症サポーター養成数(人)	0	31	33	30	30	30
チームオレンジ設置数(箇所)	0	0	0	1	1	1

※ 令和5年度は見込み値

③ 認知症初期集中支援推進事業

事業概要と現状

認知症は、早期からの適切な診断や対応が重要であることから、初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行う「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。保健・医療・福祉の専門職でチームを組み、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

今後の方向性

本村では、認知症疾患医療センターにチームを設置し、必要な医療・介護保険サービスにつながるよう支援を行っています。保健・医療・福祉の多職種で対応することで初期の段階で速やかに支援に介入し、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
認知症初期集中支援チーム対応数(件)	0	0	1	1	1	1

※ 令和5年度は見込み値

施策の方向4 生活支援体制の整備

〔 施策の方針 〕

・多様な主体間の情報共有及び連携・協働による互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を進める必要があることから、生活支援コーディネーターを配置し、協議体を活用しながら、地域における生活支援等サービスの体制の整備に向け、施策を推進します。

① 生活支援の体制整備

事業概要と現状

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会、民生委員児童委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とした事業です。

本村では平成30年度から、生活支援コーディネーターを美浦村社会福祉協議会に配置、協議体を設置し事業を推進しています。

今後の方向性

生活支援サービスのコーディネート機能を有する者の配置や生活支援サービスを担う関係者で構成する協議体の設置などにより、サービスの担い手の養成、関係者の連携、ニーズとサービスのマッチング等の活動を通じて、地域の支え合いによる生活支援・介護予防の取組を広げ、多様なサービスの基盤整備を推進していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
美浦村生活支援体制整備事業協議体(回)	0	0	1	2	2	2

※ 令和5年度は見込み値

施策の方向5 地域ケア会議の推進

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者等が抱える多様な課題に対応し、安心して自分らしい生活を継続することを目指し、個別支援のみならず、地域全体の支援体制を構築するための会議を開催します。

① 地域ケア会議

事業概要と現状

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート及び資源やサービス等の開発により包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現することが求められています。高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図るための一つの手段として地域ケア会議が位置づけられています。

今後の方向性

介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメント支援や、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題からの地域づくりによる高齢者の尊厳ある主体的な生活を実現できることを目指して、地域ケア会議を実施します。

具体的には、個別ケース検討を通じ、地域課題の抽出や保健、医療、権利擁護関係者、介護支援専門員、地域の住民団体等関係者ネットワーク構築、スキルアップを図る「個別ケア会議」と、地域の関係者による課題の整理、解決策の検討を行い、村全体に関わる課題解決のための政策検討などを行う「地域ケア推進会議」を実施していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
個別ケア会議の開催(回)	5	6	6	7	7	7
個別ケア会議参加者数(延人数)	35	43	35	40	40	40
地域ケア推進会議の開催(回)	1	1	1	1	1	1

※ 令和5年度は見込み値

施策3 任意事業

施策の方向1 介護給付等費用適正化事業

〔 施策の方針 〕

- ・本村は、平成12年の介護保険制度開始以来、介護給付の適正化に努めています。今後も引き続き「茨城県介護給付適正化プログラム」に基づき、ケアプランチェックをはじめとする取組を推進します。

① 介護給付等費用適正化事業

事業概要と現状

介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等(指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業も含む。)に要する費用の適正化のための事業を実施するものです。

今後の方向性

本村では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び「茨城県介護給付適正化プログラム」に基づき、介護給付適正化を図ります。

また上記計画に基づき、介護給付適正化システムを活用し、不正請求などのチェック機能の強化を図るとともに、ケアプランのチェックや国保連合会委託による縦覧点検及び医療情報との突合結果に基づく過誤調整などを実施し、介護給付の適正化に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ケアプランチェック件数(件)	5	3	3	3	3	3
縦覧点検・医療情報との突合(件)	全件	全件	全件	全件	全件	全件

※ 令和5年度は見込み値

施策の方向2 家族介護支援事業

〔 施策の方針 〕

- ・介護サービスの充実に伴い、高齢者を介護する家族の負担は軽減されてきた面がありますが、認知症高齢者を介護する家族を中心に、依然として家族の多くは心理的負担や孤立感を抱えながら介護にあたっています。また、働きながら家族の介護をしている人は、仕事と介護との両立に困難を抱えている例が少なくありません。加えて、近年は社会の晩婚化の影響もあり、家族の介護と育児に同時に直面するケースの増加が課題となっています。場合によっては、やむを得ず職を離れ、介護に専念せざるを得ない状態となることも課題です。
- ・家族介護者(ヤングケアラー等含む)の身体的、経済的な負担軽減のための取組を実施するとともに、高齢者支援と家族介護者支援の両視点から、ニーズを踏まえ、介護に関する知識や情報提供、相談機会の拡充、介護者に関する周囲の理解促進に取組ます。また地域の介護支援専門員等に対しても家族支援の必要性について普及を図ります。

① 認知症高齢者見守り事業

事業概要と現状

認知症の人が、徘徊等により行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりを行い、事故の防止を図っています。時間が経つほど捜索は難しくなり、命の危険も伴います。家族等介護者の心労はとても大きく、介護者だけでは限界があります。

本村においては、徘徊等により行方不明になるおそれがあり事前登録された方に「おかえりマーク」を配布したり、「茨城県徘徊高齢者SOS事業」を行っています。

今後の方向性

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための支援等を推進していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
おかえりマーク新規登録者数(人)	2	4	4	5	6	7

※ 令和5年度は見込み値

② 家族介護継続事業(家族介護教室)

事業概要と現状

要介護者ができる限り自宅で介護が受けられるように、家族や介護に携わる援護者に対し、より安心して介護ができるよう介護の知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法を習得する教室を開催しています。本村においては美浦村社会福祉協議会に委託し、事業を実施しています。

今後の方向性

在宅医療・介護の推進に対する理解を図るとともに、要介護者が安心して自宅で介護を受けられるよう、家族や介護に携わる援護者に対して、適切な介護知識・技術が習得できるよう家族介護教室を開催します。

また、介護技術の習得や介護サービスに関する情報の提供、在宅介護に対する意識の啓発や安心して介護できる環境づくりを支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
家族介護教室参加者数(実)	0	20	25	30	35	40

※ 令和5年度は見込み値

③ 家族介護継続事業(介護用品支給事業)

事業概要と現状

日常的に介護用品(紙おむつ等)を必要とする要介護・要支援高齢者等を在宅で介護している世帯の経済的負担を緩和するため、住民税非課税世帯に属する方を対象とし、介護用品(紙おむつ等)の購入費の一部を助成しています。

今後の方向性

利用の促進のため、「広報みほ」や村のホームページなどを通じ、広く事業の周知を図るとともに、該当者の把握と連絡に努め、引き続き利用者や家族の精神的及び経済的負担軽減を図ります。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
利用実人数(人)	17	15	15	17	20	23

※ 令和5年度は見込み値

施策の方向3 その他事業

〔 施策の方針 〕

- ・高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため、成年後見制度の利用支援や普及に取り組めます。

① 成年後見制度利用支援事業

事業概要と現状

判断能力が十分でなく、成年後見人等を選任する必要がある際に、親族による後見開始の審判の申立てが期待できない高齢者については、村長が申立人となり、申立てに関する経費や成年後見人等に対する報酬助成を行っています。

今後の方向性

認知症や身寄りのない高齢者の増加とともに、成年後見制度の利用が必要な高齢者も増加していくと考えられます。支援を必要としている人が潜在化している可能性もあるので、地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャー等支援者への制度の周知を行うなど、早期に発見できる体制を作っていきます。

また、住民に対しても制度の理解・事業の周知を行い、自己決定を尊重できるよう支援していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第8期実績			第9期見込み		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
村長申立て数(人)	1	2	2	3	3	3

※ 令和5年度は見込み値

基本目標4 介護サービスの充実と制度の安定的運営

施策1 介護等給付サービスの充実

〔 施策の方針 〕

要支援・介護認定者に対し、介護保険法及び制度に基づく介護保険サービスの提供を行います。また、サービスの提供にあたっては、本村及び地域の実情に適切なものとなるよう努め、不足するサービスについては、広域でのサービス提供等、国・県と連携した体制の整備を図ります。

なお、個別の提供サービスについては、本計画各論2「第2章 第9期介護保険事業の見通し」に掲載しています。

施策2 介護保険制度のよりよい運営

〔 施策の方針 〕

介護保険事業の円滑な実施及びサービス提供体制の整備等については、介護保険法及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、保険者の責任によってその実施に努めることとされています。

本村においても、従来に引き続き制度の円滑な運営及びサービスの提供に努めます。

なお、介護保険事業の円滑な運営については、本計画各論2「第3章 介護保険制度の円滑な運営」に掲載しています。

〈各論2〉

第1章	介護保険事業の実績と見込み	90
第2章	第9期介護保険事業の見通し	99
第3章	介護保険制度の円滑な運営	110

第1章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅(介護予防)サービス

(1)訪問サービス

① 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・相談を行います。通院時の乗降介助なども利用できます。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	59	61	61	64	69	74

※ 令和5年度は見込み値

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	10	13	10	14	16	18

※ 令和5年度は見込み値

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

心身機能の維持や回復のために、看護師や保健師、理学療法士等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	1	1	1	1
介護サービス(人/月)	38	42	42	47	50	51

※ 令和5年度は見込み値

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が居宅を訪問し理学療法や作業療法、その他のリハビリテーションを行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	2	3	8	9	10	10
介護サービス(人/月)	7	12	14	15	16	16

※ 令和5年度は見込み値

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。また、ケアマネジャーに対してケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	34	41	45	47	52	56

※ 令和5年度は見込み値

(2) 通所サービス

① 通所介護(デイサービス)

通所介護施設において、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助・機能訓練・相談を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	135	141	143	150	154	159

※ 令和5年度は見込み値

② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

心身機能の維持回復や自立した日常生活を営めるように、介護老人保健施設や医療機関において、日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	15	19	21	22	23	23
介護サービス(人/月)	39	39	40	42	43	44

※ 令和5年度は見込み値

(3)短期入所サービス

① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設等や老人短期入所施設へ短期入所して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	0	1	1	1
介護サービス(人/月)	38	40	50	53	54	55

※ 令和5年度は見込み値

② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設等へ短期入所して、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度は見込み値

(4)福祉用具・住宅改修サービス

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具の貸与を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	39	42	51	54	56	57
介護サービス(人/月)	177	203	209	222	240	257

※ 令和5年度は見込み値

② 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度10万円を上限とする購入に要した費用を補助します。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	1	2	2	2
介護サービス(人/月)	3	3	2	4	4	4

※ 令和5年度は見込み値

③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、20万円を上限とする住宅改修に要した費用を補助します。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	1	2	2	2	2	2
介護サービス(人/月)	2	2	1	2	2	2

※ 令和5年度は見込み値

(5)その他のサービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等に特定施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練・療養上の介助を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	1	1	1	1	1	1
介護サービス(人/月)	5	3	6	9	9	9

※ 令和5年度は見込み値

② 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターがサービスの利用計画を作成し、適切なサービス提供が受けられるように管理を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	52	60	71	73	74	78
介護サービス(人/月)	284	308	315	320	333	343

※ 令和5年度は見込み値

第2節 地域密着型(介護予防)サービス

- ・要介護者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。サービスの基盤整備は市町村単位で行われ、基本的には当該市町村に居住する住民のみが利用可能となります。
- ・本村にサービス事業所がないサービスは、サービス利用を見込まないこととしました。
- ・ただし、住所地特例でサービスの利用実績があるサービスについては、近年の利用実績を踏まえた推計をしています。

(1)訪問・通所系サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせたサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度は見込み値

② 夜間対応型訪問介護

夜間に、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度は見込み値

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

介護老人福祉施設や通所介護施設で認知症の方等に対して、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を行うサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度は見込み値

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行うサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	1	2	2	2	2	2

※ 令和5年度は見込み値

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用しながら、必要に応じて宿泊や訪問(介護・看護)を行うサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	1	0	0	1	1	1

※ 令和5年度は見込み値

⑥ 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであること、また、整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから、平成28年4月から利用定員が18人以下のものについては、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置づけられています。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	14	22	26	25	25	26

※ 令和5年度は見込み値

(2)施設・居住系サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方に共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行うサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護予防サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0
介護サービス(人/月)	31	30	36	31	32	33

※ 令和5年度は見込み値

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和5年度は見込み値

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うサービスです。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	29	28	24	29	29	29

※ 令和5年度は見込み値

第3節 施設サービス

(1)施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での介護が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	85	98	109	111	113	115

※ 令和5年度は見込み値

② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護、医学的管理下での介護や、日常生活上の援助が必要な方の在宅復帰のための、リハビリテーション等のサービスを行います。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	69	69	78	78	79	80

※ 令和5年度は見込み値

③ 介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設で、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスとなります。

	第8期実績			第9期計画		
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
介護サービス(人/月)	0	0	0	2	2	2

※ 令和5年度は見込み値

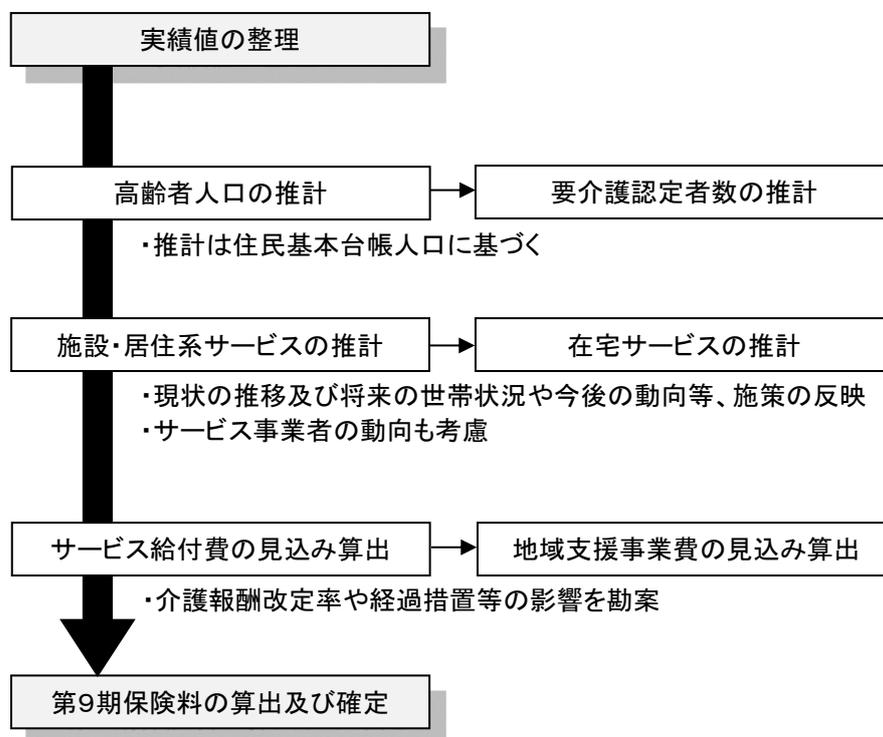
第2章 第9期介護保険事業の見通し

第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される「見える化システム」を用いました。

算出の過程においては、本村の実績の推移(第8期計画期間)の伸び率を基本推計とし、その各種値に本村の実情や将来の見込み等を施策の反映として勘案しています。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

本計画では、標準給付費の内訳(介護サービス・介護予防サービス)及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

第2節 介護保険サービス等の見込み量

(1)介護サービス見込み量

本計画期間における介護サービス給付費の見込額は、以下のとおりとなります。

① 居宅サービス給付費(単位:上段より給付費(千円)、回数(回)、人数(人))

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
訪問介護	年額	39,142	43,003	46,730	49,930	59,730
	回/月	1,028	1,131	1,227	1,308	1,569
	人/月	64	69	74	78	88
訪問入浴介護	年額	10,998	12,422	14,337	15,171	18,568
	回/月	71	80	92	97	120
	人/月	14	16	18	19	24
訪問看護	年額	22,045	23,618	24,288	23,813	25,725
	回/月	350	372	383	375	406
	人/月	47	50	51	50	54
訪問リハビリテーション	年額	3,991	4,305	4,305	3,996	4,305
	回/月	133	144	144	133	144
	人/月	15	16	16	15	16
居宅療養管理指導	年額	7,155	7,943	8,554	8,856	10,581
	人/月	47	52	56	58	69
通所介護	年額	141,337	145,527	151,012	145,191	143,728
	回/月	1,468	1,509	1,563	1,512	1,497
	人/月	150	154	159	155	153
通所リハビリテーション	年額	39,616	40,950	41,786	42,246	41,786
	回/月	352	363	371	377	371
	人/月	42	43	44	44	44
短期入所生活介護	年額	80,436	82,522	84,506	87,848	95,814
	回/月	796	815	834	864	942
	人/月	53	54	55	57	62
短期入所療養介護 (老健)	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (病院等)	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	年額	37,844	41,493	44,473	47,168	54,261
	人/月	222	240	257	272	306
特定福祉用具購入費	年額	1,557	1,557	1,557	1,557	1,557
	人/月	4	4	4	4	4
住宅改修費	年額	2,505	2,505	2,505	2,505	2,505
	人/月	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	年額	22,702	22,731	22,731	25,267	25,267
	人/月	9	9	9	10	10
小計(A)	年額	409,328	428,576	446,784	453,548	483,827

② 地域密着型サービス給付費(単位:上段より給付費(千円)、回数(回)、人数(人))

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	年額	5,305	5,312	5,312	11,464	11,464
	人/月	2	2	2	4	4
認知症対応型共同生活介護	年額	92,115	95,057	98,114	98,114	101,088
	人/月	31	32	33	33	34
地域密着型特定施設入居者 生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	年額	94,960	95,080	95,080	95,080	83,309
	人/月	29	29	29	29	26
看護小規模多機能型居宅介 護	年額	4,162	4,168	4,168	4,168	4,168
	人/月	1	1	1	1	1
地域密着型通所介護	年額	29,092	29,129	29,913	29,350	28,139
	回/月	242	242	250	246	236
	人/月	25	25	26	26	25
小計(B)	年額	225,634	228,746	232,587	238,176	228,168

③ 施設サービス給付費(単位:上段より給付費(千円)、人数(人))

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護老人福祉施設	年額	320,932	327,010	333,004	356,895	373,110
	人/月	111	113	115	123	129
介護老人保健施設	年額	252,249	255,755	259,172	280,036	286,640
	人/月	78	79	80	87	89
介護医療院	年額	8,374	8,384	8,384	8,384	8,384
	人/月	2	2	2	2	2
小計(C)	年額	581,555	591,149	600,560	645,315	668,134

第2章 第9期介護保険事業の見通し
 第2節 介護保険サービス等の見込み量

④ 居宅介護支援給付費(単位:上段より給付費(千円)、人数(人))

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
居宅介護支援	年額	47,898	50,008	51,548	49,914	52,910
	人/月	320	333	343	333	352
小計(D)	年額	47,898	50,008	51,548	49,914	52,910

⑤ 介護給付費(単位:千円)

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計(A) 居宅サービス	年額	409,328	428,576	446,784	453,548	483,827
小計(B) 地域密着型サービス	年額	225,634	228,746	232,587	238,176	228,168
小計(C) 施設サービス	年額	581,555	591,149	600,560	645,315	668,134
小計(D) 居宅介護支援	年額	47,898	50,008	51,548	49,914	52,910
小計(E)	年額	1,264,415	1,298,479	1,331,479	1,386,953	1,433,039

(2)介護予防サービス見込み量

本計画期間における、介護予防サービス給付費の見込み額は、以下のとおりとなります。

① 介護予防サービス給付費(単位:上段より給付費(千円)、回数(回)、日数(日)、人数(人))

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防訪問入浴介護	年 額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年 額	184	184	184	184	184
	回/月	4	4	4	4	4
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防訪問リハビリテーション	年 額	2,617	2,918	2,918	3,215	2,918
	回/月	77	86	86	94	86
	人/月	9	10	10	11	10
介護予防居宅療養管理指導	年 額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	年 額	10,302	10,804	10,804	11,782	11,782
	人/月	22	23	23	25	25
介護予防短期入所生活介護	年 額	460	461	461	461	461
	日/年	5	5	5	5	5
	人/月	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護 (老健)	年 額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	年 額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	年 額	0	0	0	0	0
	日/年	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年 額	5,722	5,933	6,039	6,569	6,463
	人/月	54	56	57	62	61
特定介護予防福祉用具購入 費	年 額	714	714	714	714	714
	人/月	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修	年 額	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
	人/月	2	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生 活介護	年 額	1,156	1,157	1,157	1,157	1,157
	人/月	1	1	1	1	1
小計(F)	年 額	23,295	24,311	24,417	26,222	25,819

② 地域密着型介護予防サービス給付費(単位:上段より給付費(千円)、回数(回)、人数(人))

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計(G)	年額	0	0	0	0	0

③ 介護予防支援給付費(単位:上段より給付費(千円)、人数(人))

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防支援	年額	4,050	4,111	4,333	4,389	4,332
	人/月	73	74	78	79	78
小計(H)	年額	4,050	4,111	4,333	4,389	4,332

④ 予防給付費(単位:千円)

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計(F) 介護予防サービス	年額	23,295	24,311	24,417	26,222	25,819
小計(G) 地域密着型介護予防サービス	年額	0	0	0	0	0
小計(H) 介護予防支援	年額	4,050	4,111	4,333	4,389	4,332
小計(I)	年額	27,345	28,422	28,750	30,611	30,151

(3)標準給付費及び地域支援事業費の見込み(単位:千円)

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、以下のとおりとなります。

① 標準給付費(単位:千円)

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
総給付費	年額	1,291,760	1,326,901	1,360,229	1,417,564	1,463,190
小計(E) 介護給付費	年額	1,264,415	1,298,479	1,331,479	1,386,953	1,433,039
小計(I) 予防給付費	年額	27,345	28,422	28,750	30,611	30,151
特定入所者介護サービス 費等給付額	年額	63,355	66,232	69,102	65,807	66,024
高額介護サービス費等給 付額	年額	25,845	27,023	28,193	26,793	26,882
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	年額	3,563	3,659	3,759	3,784	3,797
算定対象審査支払手数料	年額	985	1,011	1,039	1,046	1,049
小計(J)	年額	1,385,509	1,424,826	1,462,322	1,514,995	1,560,943

※「特定入所者介護サービス費等給付額」「高額介護サービス費等給付額」は財政影響額を差し引いた額。

② 地域支援事業費(単位:千円)

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
介護予防・日常生活支援総 合事業費	年額	23,919	23,919	23,919	23,282	21,442
包括的支援事業(地域包括 支援センターの運営)及び任 意事業費	年額	14,742	14,742	14,742	14,704	14,085
包括的支援事業(社会保障 充実分)	年額	1,675	1,675	1,675	1,675	1,675
小計(K)	年額	40,336	40,336	40,336	39,661	37,201

③ 給付費総額(単位:千円)

	単位	第9期見込み			推計値	
		6年度	7年度	8年度	12年度	22年度
小計(J)+小計(K)	年額	1,425,845	1,465,162	1,502,658	1,554,656	1,598,144

第3節 第1号被保険者の介護保険料

(1)介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

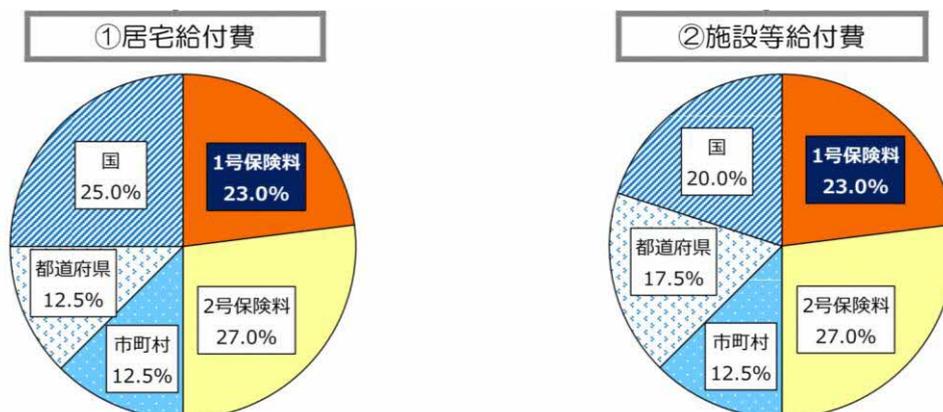
① 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者(65歳以上)の保険料、第2号被保険者(40歳から64歳)の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費(国・県・市)と保険料(第1号、第2号被保険者)で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

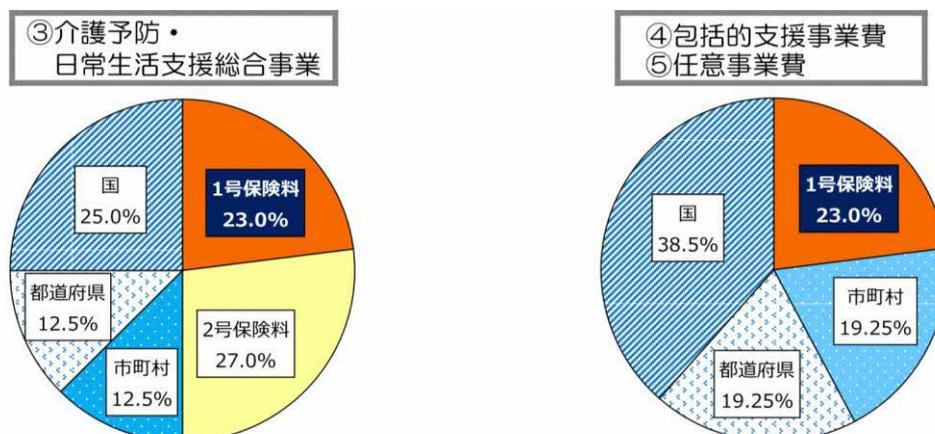
■標準給付費の財源構成



※施設等給付費は、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費は、施設等給付費以外の給付費。

■地域支援事業費の財源構成



② 第1号被保険者の負担割合

第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により、政令で定められています。第8期計画期間では23.0%でしたが、引き続き第9期計画期間も同率となります。

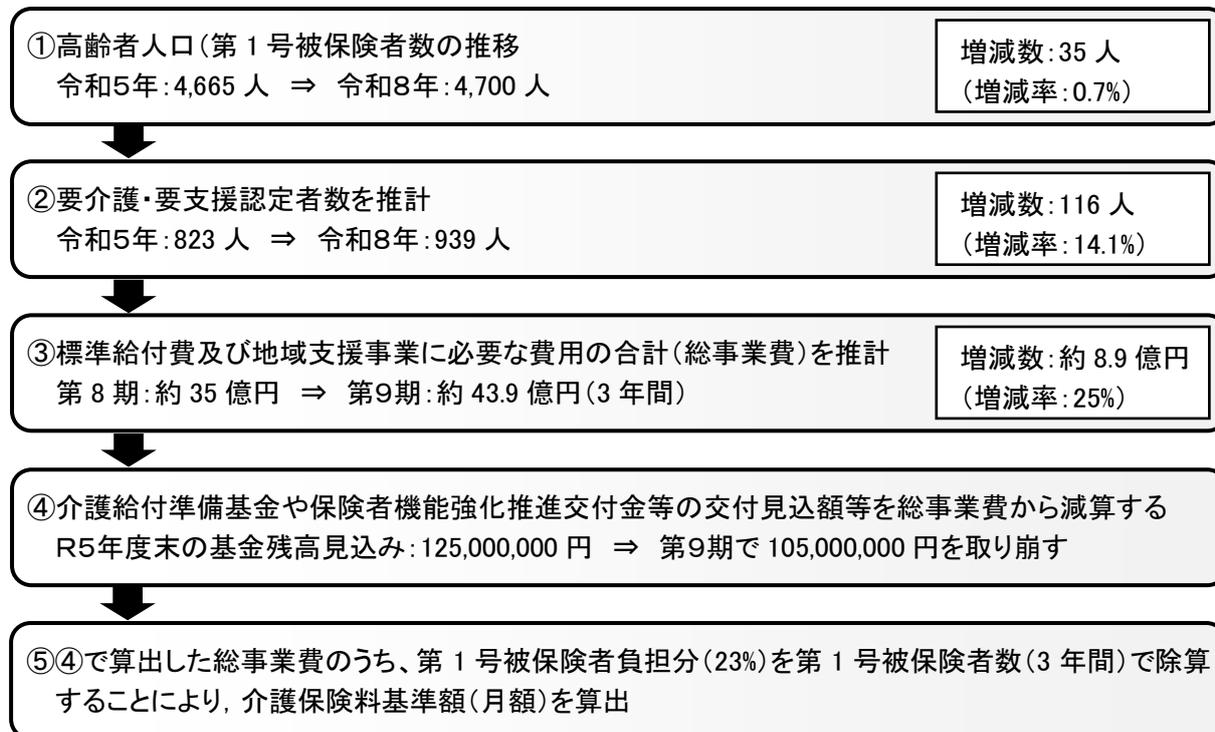
また、国の負担分のうち、5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合（65～74歳、75～84歳、85歳以上）・所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減がされることになっています。

(2)第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

① 第9期計画期間(本計画)の所得段階及び保険料率

本村における第9期の介護保険料を次のとおり設定します。

② 第1号被保険者の保険料の基準額の算出



第9期(令和6年度～令和8年度)の

介護保険料基準額(月額)は、5,800円となります。

■ 保険料基準月額の推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	2,620円	—	—
第2期	平成15年度～平成17年度	2,620円	—	0.0%
第3期	平成18年度～平成20年度	3,200円	580円	22.1%
第4期	平成21年度～平成23年度	3,300円	100円	3.1%
第5期	平成24年度～平成26年度	4,000円	700円	21.2%
第6期	平成27年度～平成29年度	4,500円	500円	12.5%
第7期	平成30年度～平成32年度	4,800円	300円	6.7%
第8期	令和3年度～令和5年度	5,300円	500円	10.4%
第9期	令和6年度～令和8年度	5,800円	500円	9.4%

■ 第9期計画期間の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額	構成比
第1段階	・生活保護受給者 ・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、以下のいずれかに該当する方 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額 ×0.455	31,660円 (月額2,638円)	14.7%
第2段階	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.685	47,670円 (月額3,973円)	7.8%
第3段階	・本人及び世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方	基準額 ×0.69	48,020円 (月額4,002円)	6.7%
第4段階	・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	62,640円 (月額5,220円)	13.6%
第5段階	・世帯に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	69,600円 (月額5,800円)	14.8%
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	83,520円 (月額6,960円)	16.3%
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	90,480円 (月額7,540円)	15.4%
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	104,400円 (月額8,700円)	5.9%
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	118,320円 (月額9,860円)	2.4%
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	132,240円 (月額11,020円)	0.9%
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	146,160円 (月額12,180円)	0.4%
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	160,080円 (月額13,340円)	0.2%
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	167,040円 (月額13,920円)	0.9%

第3章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 基盤整備の方針

(1)本村の施設整備の状況と予定

施設整備の現状

基盤整備について、身近で住み慣れた地域において介護サービスが受けられるよう、日常生活圏域を考慮した基盤整備を進める必要があります。

今後の方向性

本村では、第9期計画の介護保険施設等サービス基盤整備については、既存施設の整備意向や入所待機者の状況、地域の事業所整備状況等を踏まえ、新たなサービス基盤の整備は計画していませんが、保険者として適正に介護保険事業を運営します。

単位：箇所

	現状	予定		
	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域包括支援センター	1	1	1	1
施設サービス	4	4	4	4
介護老人福祉施設	2	2	2	2
介護老人保健施設	2	2	2	2
介護医療院	—	—	—	—
居宅サービス	—	—	—	—
特定施設入居生活介護	—	—	—	—
地域密着型サービス	4	4	4	4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
認知症対応型通所介護	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	2	2	2	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—

第2節 介護給付適正化の方針

(1)介護給付適正化計画の位置づけ

本村では、国の「介護給付適正化計画に関する指針」及び「茨城県介護給付適正化プログラム」に基づき介護給付適正化を図ります。

また上記計画に基づき、介護給付適正化システムを活用し、不正請求などのチェック機能の強化を図るとともに、ケアプランのチェックや縦覧点検及び医療情報との突合結果に基づく過誤調整などを実施し、介護給付の適正化に努めます。

■ 主要事業の概要

事業名	概要
要介護認定の適正化	<p>要介護(要支援)の認定は、介護保険法の定めにより、全国一律の基準に基づき行う必要があります。審査会の高い質を維持するとともに、認定審査の平準化に引き続き取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査票の全件点検 ・認定調査員対象の資質向上を目的とした研修実施 ・認定調査員に村職員が同行し、調査状況の確認
ケアプランの点検・住宅改修等の点検	<p>ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援・重度化防止」に資する適切なものになっているかを、ケアマネジャーとともに検証確認しながら、ケアマネジャーの「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図り、健全な給付の実施を支援するために実施するものです。ケアプランが適切なものであるかをケアマネジャーとともに検証し、健全な給付の実施を図るため、ケアプラン点検を実施します。</p> <p>また、介護保険サービスとして実施する住宅の改修や福祉用具の購入について、利用者の身体状況や生活環境を踏まえているか、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で点検し、事前申請時の書面審査だけでなく、必要に応じて、訪問調査を実施し、利用者の実情を確認したうえで給付の決定を行います。</p>
医療情報との突合・縦覧点検	<p>茨城県国民健康保険団体連合会からの医療情報と介護情報をもとに、サービスの整合性や算定日数等の情報を点検し、誤請求や重複請求があった場合は、事業所へ過誤申立等の指導を行います。</p>
給付実績の活用	<p>茨城県国民健康保険団体連合会から提供される「認定調査状況と利用サービス不一致一覧票」等の給付実績を活用し、利用者の心身状況に応じた適切なサービスの提供に努めます。</p>

第3節 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

本村では、村民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、村内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

(1)介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	本協議会は、現行計画の事業進捗の状況や計画策定に係る内容を調査審議するための会議となります。計画の進捗状況や重要事項について審議し、円滑な推進を図ります。
地域包括支援センター運営協議会	本協議会は、地域包括支援センターの組織及び運営並びに地域密着型サービスの指定に関する内容を協議する会議となります。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが適切、公正かつ中立的な運営を確保できるよう必要な協議を行います。
美浦村在宅医療・介護連携推進協議会	本協議会は、地域の医療・介護関係者等が参画し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等を協議する会議となります。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関の連携と多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。
地域ケア推進会議	本会議は、個別ケア会議で取りまとめられた課題のうち、政策的な対応が必要となるような課題や村全体に関する課題について、政策形成や資源開発を検討する会議となります。支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を可能な限り継続できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2)介護保険事業の情報の提供

主な取組	概要
介護サービス情報の公表制度の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、「介護サービス情報の公表制度」の活用を促し、利用者への周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、村民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。 ・村民に対する制度の普及啓発 ・サービス利用者に対する情報提供

(3)介護保険事業の質の向上・確保

主な取組	概要
事業者への適切な指導	保険者と事業者の連絡調整、事業者間の連携強化、情報提供などを行うとともに、研修会や集団指導、実地指導などを実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
介護支援専門員などに対する支援	利用者の処遇に関して解決困難な問題を抱える介護支援専門員(ケアマネジャー)などに対し、地域包括支援センターが中心となって相談対応などの支援を行います。 また、介護支援専門員の質の向上のため、ケアプラン作成指導等の支援を実施します。
苦情相談体制の充実	介護サービスの普及に伴い多様化する解決困難な苦情に対して、村が窓口となり、関係機関と連携しながら対応します。また、必要に応じて「国民健康保険団体連合会」や「福祉サービス運営適正化委員会」など第三者機関等につなげます。
福祉サービス第三者評価の受審促進	国や茨城県が進める福祉サービス第三者評価について、村内事業者の受審を促進します。
介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上	県が実施する、離職した介護福祉士、介護支援専門員など潜在的有資格者の復職・再就職支援や、元気な高齢者や外国人介護人材など多様な人材の確保に向け、県と連携し事業者への積極的な情報提供に努めます。 また、業務の効率化に取り組むとともに、文書負担軽減の観点から、事業所の指定等に係る文書について、国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用を進めます。 さらに、ICTなどを活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備を進めます。

主な取組	概要
防災・感染症対策の推進	<p>災害や感染症発生時に向けて県や保健所、医療機関等との連携・協力体制を整備し、緊急時に適切な運用ができる仕組みを確保することに努めます。また、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務付けられています。村内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。</p>

(4) サービス利用の促進

主な取組	概要
低所得者に対する利用者負担の軽減	<p>低所得者のサービス利用者の利用者負担が、所得に対して過大となり、生計を圧迫することを軽減する必要があることから、利用者負担軽減策を講じます。</p>

(5) 災害・感染症に対する備えの検討

主な取組	概要
災害に対する備えの検討	<p>介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。</p>
感染症に対する備えの検討	<p>介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行います。</p>

第4節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

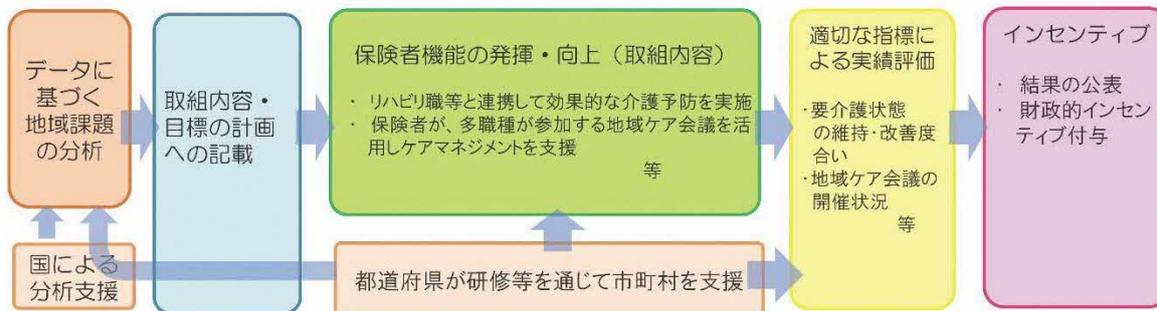
(1) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

① 財政的インセンティブの評価

介護保険の保険者(運営主体)である市町村の保険者機能を強化するためには、個々の保険者が自らの地域の現状や課題を積極的に把握し、地域の実情に沿った政策を立案、実施、評価、改善していくことにより、高齢者の自立支援・重度化防止などに係る取組を主体的に推進することが重要です。9期計画に向けた国の基本指針においても、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能及び都道府県の保険者支援の機能を強化していくことが重要とされています。

こうした背景もあり、国は、個々の保険者の保険者機能を強化する観点から、国が定める評価指標に基づき保険者が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じてインセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)を交付する仕組みを創設しています。当該交付金を活用することで取組の一層の強化を図ることもできることから、インセンティブ交付金の評価指標に配慮しつつ施策を展開します。

●保険者機能の強化の取組の流れ



資料:厚生労働省

② リハビリテーション提供体制に関する取組

リハビリテーションを行うことにより、身体機能等の改善や維持を図ることは、特に要支援・要介護者にとっては重要です。そのため、必要に応じてリハビリテーションサービスを受けることができるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービスの提供体制の構築が求められます。

必要な要支援・要介護者にリハビリテーションが行き届くよう、現状におけるリハビリテーション施設数や理学療法士等の専門職員数について検討をし、また、リハビリテーション利用率を把握することで、将来のニーズについて予測を行い、リハビリテーションについて地域ケア会議等にて情報共有を行います。

リハビリテーションによるADLの変化度などについては、次年度に国のデータベースである「通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ(VISIT)」と「高齢者の状態・ケアの内容等を収集するデータベース(CHASE)」の本格的な一体的運用が開始される予定であることから、運用に合わせて本村の実情に応じた指標の検討と目標としての設定を行います。

(2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法及び介護保険法の各法の規定に基づき、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者に対する保健事業については、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険・後期高齢者医療制度の保健事業と一体的に実施することが求められています。

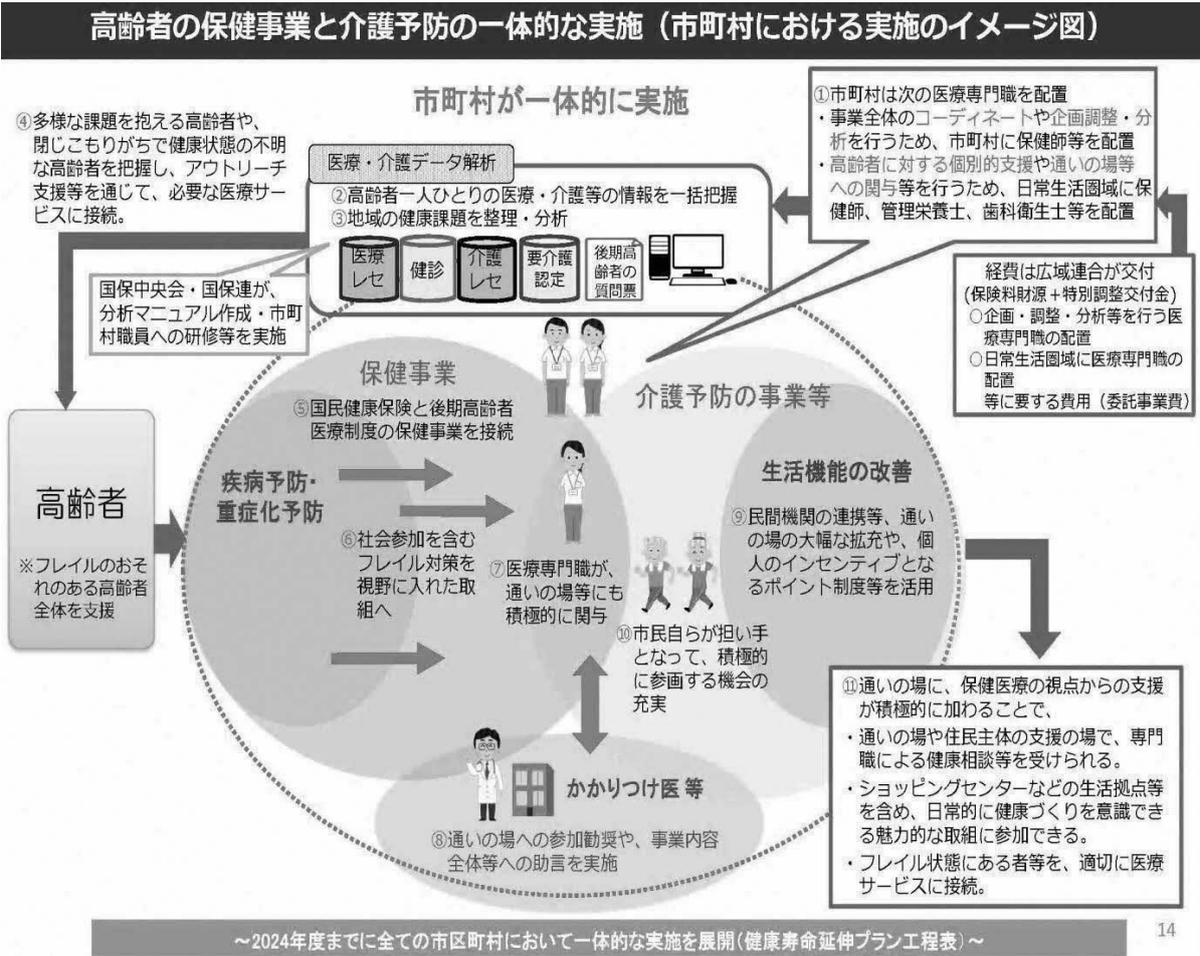
本村においては、令和5年度から健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸を図るため、医療・健診・介護情報を一元管理するデータベースシステムを活用し、地域の健康課題を分析した上で、高齢期の特性を踏まえた様々な施策に取り組んでいます。

また、健康な高齢期を迎えることができるよう、働き盛り世代からの健康づくりに取り組むとともに、その実施のために、関係団体をはじめ、関係課(福祉や健康増進、医療保険、市民協働、教育等)及び「美浦村健康づくり計画」や「美浦村国民健康保険保健事業総合計画」と連携を図り、横断的・一体的な実施を推進していきます。

施策の内容

健康状態悪化の危険性の高い高齢者の保健指導を行う「ハイリスクアプローチ」と地域の通いの場を活用してフレイルに関する啓発を行う「ポピュレーションアプローチ」を実施します。

項目	内容
ハイリスクアプローチ	<p>保健師や看護師、管理栄養士等の医療専門職が、個別または集団保健指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康状態不明者への保健指導 ②生活習慣病の重症化予防のための保健指導 ③重複・頻回受診等のある方への保健指導 ④フレイルリスクのある方への集団指導
ポピュレーションアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者が集まる通いの場を利用したフレイル予防 ②運動・栄養・口腔等の健康教育、健康相談



〈資料〉

第1章 策定に係る資料	120
-------------	-----

第1章 策定に係る資料

第1節 委員会に係る資料

(1)美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

① 設置要綱

美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進を図り、その事業の円滑な実施を目的として、美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項の協議をする。

- (1) 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理及び評価に関すること。
- (2) 介護保険事業における施策の実施に関すること。
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号。)第20条の8第1項及び介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条第1項に定める、美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
- (4) 法第115条の46に定める地域包括支援センターの設置等に係る次の事項に関すること。
 - ア 地域包括支援センターの設置に関する次に掲げること
 - イ 地域包括支援センターの運営及び評価に関すること
 - ウ 地域包括支援センターの職員の確保に関すること
 - エ その他地域包括ケアの推進に関すること
- (5) 法第42条の2第5項及び法第54条の2第5項に定める地域密着型介護サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。)の額に関すること。
- (6) 法第78条の4第5項及び法第115条の13第5項に定める指定地域密着型介護サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型介護サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関すること。
- (7) 法第78条の2第6項及び法第115条の12第4項に定める指定地域密着型介護サービスの指定に関すること。
- (8) 地域密着型介護サービス事業者の質の確保、運営評価その他村長が地域密着型介護サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、前条の目的を達成するために、必要に応じて協議することができる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、おおむね15人程度で組織する。

2 委員は次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 議会代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (4) 介護保険被保険者の代表者
- (5) 介護サービス事業者の代表者

- (6) 行政関係者
- (7) その他、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

- 2 委員は、任期終了後であっても新たに委員が委嘱されるまでは、その職務を行う。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、過半数同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、協議のために必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 第2条第1項第4号アに定める事項について審議を行う場合、当該審議に係る地域包括支援センターの設置者(設置希望者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該委員は審議に参加することができない。
- 6 第2条第1項第7号に定める事項について審議を行う場合、当該審議に係る地域密着型介護サービス事業者(指定希望者を含む。)である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該委員は審議に参加することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は介護保険担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年12月18日から適用する。

(要綱の廃止)

- 2 美浦村地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会設置要綱(平成18年美浦村告示第85号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

第1章 策定に係る資料
第1節 委員会に係る資料

② 委員名簿

任期:令和4年3月24日～令和6年3月31日

番号	選出区分	氏名	所属団体等	備考
1	議会代表者	下村 宏	美浦村議会 議長	
2		塚本 光司	美浦村議会厚生文教委員会 委員長	R4.3～R5.4
		山崎 幸子	美浦村議会厚生文教委員会 委員長	R5.4～
3	学識経験者	浅野 重人	元美浦村保健福祉部長	
4	保健, 医療及び福祉関係者	唐澤 美智子	美浦中央病院 看護部長	
5		小澤 淳人	小澤歯科医院 院長	
6		岡田 守	美浦村社会福祉協議会 事務局長	R4.3～R5.3
		吉田 正己		R5.7～
7		小野木 秀子	美浦村民生委員児童委員協議会 委員	
8		介護保険被保険者の代表者	小澤 一弘	美浦村国民健康保険運営協議会 委員
9	富高 美紀		介護保険第2号被保険者代表	
10	介護サービス事業者の代表者	伊藤 恵美	小規模特別養護老人ホーム リヴァージュ 施設長	
11		菊地 直	特別養護老人ホームみほ 施設長	
12		幸塚 全基	グループホームドルチェ 施設長	R4.3～R5.3
		菅野 眞照		R5.4～
13		松本 慎司	居宅介護支援事業所ゴーエン美浦 主任介護支援専門員	R4.3～R4.12
		平野 正一		R5.1～
14	行政関係者	吉田 正己	保健福祉部長	R4.3
す		鈴木 章		R4.4～R5.3
		吉原 克彦		R5.4～
15	藤田 良枝	保健福祉部健康増進課長	R4.3～R5.3	
	葉梨 裕美		R5.4～	
16	吉原 克彦	教育委員会生涯学習課長	R4.3～R5.3	
	石川 大志		R5.4～	

③ 審議経過

	日程	議事
第1回	令和4年3月 郵送による審議	(1)委員長・副委員長の選任 (2)報告事項 ① 美浦村介護保険事業状況報告について ② 第9期美浦村介護保険事業計画推進委員会日程について ③ 地域包括支援センター事業報告 ④ 令和2年度地域ケア個別ケース検討会議報告 (美浦村地域ケア推進会議)
第2回	令和5年1月 郵送による審議	(1)報告事項 ① 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について ② 計画策定のためのアンケート調査について
第3回	令和5年7月7日(金) 於:役場3階 大会議室	(1)報告事項 ① 令和3年度美浦村介護保険事業状況報告について ② 令和4年度地域ケア個別ケース検討会議報告 (2)協議事項 ① 「第9期美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査」の実施結果について (3)その他
第4回	令和5年10月6日(金) 於:役場3階 大会議室	(1)報告事項 ① 令和4年度美浦村介護保険事業状況報告について (2)協議事項 ① 美浦村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の骨子案について
第5回	令和5年12月25日(金) 於:役場3階 大会議室	(1)協議事項 ① 美浦村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)について
第6回	令和6年2月19日(月) 於:役場3階 大会議室	(1)協議事項 ① 美浦村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)について

美浦村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

発行年月:令和6年3月

発行:美浦村

編集:美浦村保健福祉部福祉介護課

所在地:〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515

電話:029-885-0340(代表)

ファクス:029-885-5933